

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

佐賀県包括外部監査人

峰 悦 男

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 外部監査の対象	1
(2) 検証対象とした補助金所管課、現地機関及び財政的援助団体	1
(3) 監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	2
4. 主な監査手続	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査人及び補助者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	3
8. 用語の説明	3
第2 補助金に関する措置状況	4
I 補助金全般に共通する意見	4
1. 決算書に対する総括的な分析	4
(1) 総括的な分析手続の概要	5
(2) 総括的な分析手続の具体的内容	6
(3) 総括的な分析手続の後に実施すべき手続の具体的内容	6
(4) 総括的な分析手続の限界	6
(5) 総括的な分析手続に必要な知識	7
2. 補助対象経費の内容見直しの必要性について	7
II 新エネルギー・産業振興課	10
1. 佐賀県地域産業支援センター運営費補助金	10
2. 佐賀県創造等支援拠点活動促進等事業費補助金	11
3. 佐賀県中小企業創造技術研究開発費補助金	13
III 観光課	16
1. 社団法人佐賀県観光連盟補助金	16
IV 社会教育・文化財課	20
1. 佐賀県文化財保存事業補助金	20

V	商工課	24
	1. 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金	
	・小規模事業対策推進事業費補助金	24
	2. 佐賀県伝統的工芸品産業後継者育成事業費補助金	27
VI	雇用労働課	30
	1. 佐賀県認定職業訓練運営費補助金	30
VII	こども未来課	32
	1. 私立学校運営費補助金	32
	2. 私立幼稚園特殊教育費補助金	50
	3. 私立学校施設設備整備費補助金	51
	4. 私立学校教育研修事業費補助金	53
	5. 私立学校退職基金社団等補助金	54
	6. 平成16年度の監査の対象とはなっていない補助金	56
VIII	農地整備課	58
	1. 佐賀県換地促進対策事業補助金	58
IX	地域福祉課	60
	1. 佐賀県在宅福祉事業費補助金（地域福祉推進事業費）	60
	2. 生活福祉資金貸付事業推進費補助金	63
X	生産者支援課	66
	1. 中山間地域等直接支払交付金制度	66
	2. 中山間地域農業農村活性化支援事業費補助金	69
第3	現地機関に関する措置状況	71
I	佐賀県東部工業用水道局	71
	1. 現地機関の概要	71
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	75
II	佐賀県立九州陶磁文化館	82
	1. 現地機関の概要	82
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	84

III	佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館	100
	1. 現地機関の概要	100
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	102
IV	佐賀県窯業技術センター	114
	1. 現地機関の概要	114
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	116
V	佐賀県立有田窯業大学校	127
	1. 現地機関の概要	127
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	129
第4	財政的援助団体の事務管理に関する措置状況	136
I	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	136
	1. 組織の概要	136
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	141
II	財団法人嘉瀬川水辺環境センター	151
	1. 組織の概要	151
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	155
III	財団法人佐賀県教育文化振興財団	160
	1. 組織の概要	160
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	164
IV	佐賀県住宅供給公社	179
	1. 組織の概要	179
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	184
V	佐賀県土地開発公社	192
	1. 組織の概要	192
	2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	195
VI	佐賀県道路公社	199
	1. 組織の概要	199

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	202
VII 財団法人佐賀県国際交流協会	207
1. 組織の概要	207
2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	211
VIII 財団法人佐賀県緑化流通センター	216
1. 組織の概要	216
2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果	220

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 外部監査の対象

過年度の包括外部監査に対する措置の状況について

(2) 検証対象とした補助金所管課、現地機関及び財政的援助団体

① 補助金

- i) 新エネルギー・産業振興課
- ii) 観光課
- iii) 社会教育・文化財課
- iv) 商工課
- v) 雇用労働課
- vi) こども未来課
- vii) 農地整備課
- viii) 地域福祉課
- ix) 生産者支援課

② 現地機関

- i) 佐賀県東部工業用水道局
- ii) 佐賀県立九州陶磁文化館
- iii) 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館
- iv) 佐賀県窯業技術センター
- v) 佐賀県立有田窯業大学校

③ 財政的援助団体

- i) 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
- ii) 財団法人嘉瀬川水辺環境センター
- iii) 財団法人佐賀県教育文化振興財団
- iv) 佐賀県住宅供給公社
- v) 佐賀県土地開発公社
- vi) 佐賀県道路公社
- vii) 財団法人佐賀県国際交流協会
- viii) 財団法人佐賀県緑化流通センター

(3) 監査対象期間

原則として平成22年度（必要に応じて前後の年度についても対象とした。）

3. 事件を選定した理由

佐賀県では、平成 11 年度から地方自治法に基づく包括外部監査を実施しているが、今年度ではや 13 年目を迎えることとなる。その間、歴代の包括外部監査人は様々なテーマを選定して、合规性についてのみならず、業務運営の合理化に資するよう経済性、効率性、有効性の点からも、多くの結果を指摘し建設的な意見を提言してきた。それに対して、包括外部監査の対象となった事業を所管する部署や事業を実施する財政的援助団体等は、包括外部監査結果及び意見に対して速やかに措置を講じ、県監査委員はその状況を取りまとめて公表するなど、県の真摯な受け止めと対応はととても適切だと考える。

しかし、包括外部監査人として最も期待するところは、このような措置状況が監査結果及び意見の対象となった事項について限定的に捉えられたり、そのときだけの対症療法的な対応に止まったりせず、外部監査の対象部署・財政的援助団体等が所管する事務管理全般、さらには他の部署・財政的援助団体等の事務管理においても同じ指摘や提言を再び受けることがないよう、十分に予防的に利活用されることである。地方公共団体、とりわけ佐賀県の財政は近年非常に厳しい状況にあるため、なお更そのような対応が望まれる。

そこで、公表された監査結果及び意見の措置状況が適切に対応されたものであり、またその後も措置状況を維持継続するための手段が講じられ、さらにその状況が実際に維持継続されていることを検証することは有益と考えた。

なお、過去のテーマを類型別に分類してみると、補助金、現地機関の事務管理及び財政的援助団体の事務管理の三類型が比較的多く、今回は、主に平成 13 年度から平成 18 年度に実施した包括外部監査に関して公表された措置状況のうち、この三類型を選定して検証することとした。

4. 主な監査手続

上記の着眼点から、関係書類の閲覧、関係管理簿間の照合、質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

平成 23 年 7 月 5 日から平成 24 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人及び補助者の資格及び氏名

外部監査人	公認会計士	峰	悦	男
補助者	公認会計士	古	賀	利
同	公認会計士	田	村	浩
			司	

同	公認会計士	盈	辰	博
同	公認会計士	江	口	克哉
同	公認会計士	藤	原	林
同	公認会計士	岸	川	浩幸

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 用語の説明

監査結果 …… 一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反はしていないものの社会通念上適当ではないと考えられる事項を記載している。

監査意見 …… 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2 補助金に関する措置状況

I 補助金全般に共通する意見

1. 決算書に対する総括的な分析

佐賀県は、運営費補助金を交付する法人・団体に対して、実績報告書に添えて収支決算書を提出するよう交付要綱で義務付けている。また、交付要綱上の根拠はないものの、審査において収支決算書の正確性と補助金使用の妥当性を確認するため会計帳簿の内容を検証していることも多く、さらに、財政状態を把握するため貸借対照表の提出を求めることも見られた。

運営費補助金の審査で会計帳簿の内容検証や貸借対照表による財務状況検討を行っていない場合でも、担当部署の職員は一定の頻度で補助金交付法人・団体の決算書（収支決算書及び貸借対照表）及び会計帳簿の内容を確認している。

上記のような補助金交付の審査や確認（以下、「審査等」という。）において、決算書及び会計帳簿の内容を検証する場合の、具体的な手続・方法、実施頻度及び実施時間は全庁的に統一されておらず、担当部署によって、また同じ部署であっても担当者によって異なることが見受けられた。決算書及び会計帳簿の内容を検証する場合の、具体的な手続・方法等を詳細に亘って統一することは困難と思われるが、補助金の交付目的、交付額及び補助事業者の事業内容・事業規模を考慮したうえで、審査等の視点（着眼点）を明確にし、実施すべき手続や審査等の標準的な時間等を定めた要領等を作成しておく必要があると考える。その理由は次のようなことである。

このような要領等が作成されていないと、補助事業者が事業規模の大きい事業体である場合、帳票その他資料が膨大なことを理由に、欠かすべきでない検証手続を断念するとか、逆に事業規模が小さい事業体である場合に、比較的短い時間で十分検証できるにもかかわらず過剰に時間を掛けるという事態がおり得る。しかし、審査等対象の重要性が高い場合には、たとえ資料が膨大であっても十分に時間を掛けてなければならないし、逆に重要性が低い場合にはそれほど時間を掛ける必要はない（仮に半日で審査等を終えることができるのに、きりが悪いからといって丸一日掛けるのは効率的ではない）。言うまでもないことであるが、そのような重要性の低い審査等対象に投入する時間があれば、それは重要性の高い審査等対象に投入すべきなのである（本段落の記述はよくある事例として記載したのであり、佐賀県において実例を確認したわけではない）。

なお、審査等対象の重要性が高い場合とは、具体的には、補助金の規模が大きい場合や補助事業者の資産・負債や収入・支出が多額である場合をいう。このような場合は、収入・支出の取引件数も膨大であるため、帳票その他資料が膨大となる場合が少なくなく、全ての資料を確認することは当然現実的ではない。結果として、補助事業

者に出向いて審査等を実施する場合もいつも同じ資料だけを確認して、それ以外は決算書を入力して、これにざっと目を通して済ませてしまう、ということになりかねない。

(1) 総括的な分析手続の概要

補助金の規模が大きい場合や補助金交付法人・団体の資産・負債や収入・支出が多額である場合であっても、必ず実施すべきと考えられる検証手続としては、下記のような財務データ（決算書の項目別の金額）間の整合性及び財務データとこれと密接に関係する非財務データ（人数、件数など）の間の整合性の分析である。

- ・ 当期について、予算と実績の差異についての原因分析
 - 予算数値の精度が低い項目には有効な手続とは言えないが、予算数値の精度が高い場合、予算設定時は想定していなかったことが起こっており、そこに問題点が潜んでいる可能性がある。
- ・ 実績について、前期と比較して当期が増減していることについての原因分析
 - 関連法令、関連業界の動向、事業内容及び契約条件などが激変しているような例外的な場合を除いて、前期と比べて大幅な増減はないのが通常であり、大幅な増減がある場合、予算設定時は想定していなかったことが起こっており、そこに問題点が潜んでいる可能性がある。
- ・ 実績について、5 期間から 10 期間にわたる趨勢（増加傾向や減少傾向）と異なる増減の分析
 - 実績について前期と当期の 2 期間の比較ではなく、5 期間から 10 期間にわたる趨勢（増加傾向や減少傾向）についての原因分析をすることにより、増加傾向にある中で当期に減少した場合や減少傾向にある中で当期に増加した場合、それは異常な事態となっており、そこに問題点が潜んでいる可能性がある。
- ・ 予算または実績について、構成割合の増減分析
 - 予算または実績において、ある収入項目（またはある支出項目）が収入合計（または支出合計）に占める割合が前期に比べて著しく増減している場合、そこに問題点が潜んでいる可能性がある。ある収入項目（またはある支出項目）を構成する取引詳細の各項目の構成割合が前期に比べて著しく増減している場合においても同様である。
 - 予算と実績の差異においても、上記のような割合が大きく変動している場合、予算設定時は想定していなかったことが起こっており、そこに問題点が潜んでいる可能性がある。
- ・ 経営分析指標の増減についての原因分析
 - 経営分析指標は大きく分類すると、①財務データ相互間に存在する一定の関係（比例関係や反比例関係など）を示すものと②財務データとこれと密接に関

係する非財務データとの間に存在する一定の関係を示すものがある。上記①の例としては、収支比率、人件費比率、補助金比率、流動比率、総負債比率などがある。上記②の例としては、1人当たり人件費、会員・生徒1人当たり収入などがある。これらの指標が過去における実績数値や現在における理論値と著しく乖離する場合、そこに問題点が潜んでいる可能性がある。

(2) 総括的な分析手続の具体的内容

上記の原因分析は、科目・項目別に著しい増減はないか検討する必要がある、この検討の際に増減額だけでなく増減率の両方を確認する必要がある。

例えば、実績について前期と当期で増減を分析する場合、会員収入が前期1億円で当期1億1千万円であった場合、増減額は+1千万円となり多額であるが増減率としては10%増であり、必ずしも著しい増減とは言えない。他方で、人件費が前期2百万円で当期5百万円であった場合、増減額は+3百万円となり比較的少額であるが増減率としては150%増であり、著しい増減と言える。

注) ここで、著しい増減を特定する場合、著しいか否かを判断するための数値基準を具体的に設定することが望ましい。これについて、当初は、例えば増減額±1百万円、増減率±10%と仮に設定しておき、見直しを繰り返して妥当な基準を試行錯誤的に探すことになる。そして、この基準値が審査等対象によって異なるが、それは当然のことといえる。

(3) 総括的な分析手続の後に実施すべき手続の具体的内容

総括的な分析手続を実施することにより著しい増減のある科目・項目を特定したら、その著しい増減が事実を表すものであるか、不正・誤謬により事実を表していないかを確認する必要がある。確認の手続は、増減の原因は何か、その実態はどうなっているかについて、具体的かつ詳細な内容を理解している担当者に質問して概要を把握してから、それを裏付ける資料を確認する、といった手順でやると効率的である。

(4) 総括的な分析手続の限界

総括的な分析手続では少額の不正（意図的な誤り）や誤謬（非意図的な誤り）は発見できない。

しかし、上記の手続以外を実施する時間がない場合、少額の不正や誤謬は敢えて割愛すべきである。限られた人員と時間の中では、金額的に重要なものについて重要な不正・誤謬がないかを確認するべきである。その理由は、実際に多額の不正・誤謬が発生した場合に不正・誤謬が及ぼす広範な影響と少額の不正・誤謬が発生した場合の影響とを比べれば、明確である。

また、金額的に重要な不正・誤謬が実際に発生した場合、総括的な分析手続を確実に実施していればほとんどが発見できる。

(5) 総括的な分析手続に必要な知識

上記の総括的な分析手続に会計・簿記の知識は必要ではない。決算書の項目にはどのような取引（収入内容や支出内容）が含まれているかさえ理解していれば実施できる。そして、決算書の項目にはどのような取引が含まれているかについては、知識として予め備えておく必要はない。何故ならば、決算書の項目名からおおよその推測はつき、項目名からどこまで含むのか明確でない項目はどのような取引が含まれているかは事業体によって異なるからである。公認会計士が監査をするときでも監査対象となる事業体ごとにどのような取引が含まれているかは確認している。要は、「主にどのような取引が含まれているのか」とか「この取引はどの項目に計上されているのか」を訊けばよいのである。

また、決算書の項目数は決して少なくないが、少額しか計上されていない項目は意外に多く、総括的な分析手続の目的からすると、こういった少額の項目は無視しても差し支えない。多額に計上されている項目に絞り込んで、当該項目について「主にどのような取引が含まれているか」を理解すればよいのである。

このようなことからすると、総括的な分析手続に会計・簿記の知識は必要ではなく、誰でもできるものであり、これができないということは、その事業体のことを理解する努力を何もしていないということになる。

なお、「主にどのような取引が含まれているか」について勘定科目取扱要領や勘定科目マニュアルという名称の内規を作成している事業体もあるので、これを参考にすると事前に理解することもできるし、作成されていない場合は、作成するよう指導することが望ましい。

参考文献

本報告の中で使用している「総括的な分析手続」という名称は正式な名称ではない。正式な名称は「分析的手続」であり、監査基準委員会報告書第1号にてその内容が記載されている。

2. 補助対象経費の内容見直しの必要性について

佐賀県では非常に多くの種類の補助金が交付されているが、各補助金の交付に関しては法令の定めによるほか、それぞれに設けられた交付要綱の定めにしたがうこととなる。各種法人・団体の事業費・運営費に対する補助金の場合、通常それぞれの交付要綱では、交付の対象経費及び補助金額、補助金の交付申請、補助金の交付の条件、補助金の交付、実績報告（書）等についての規定が設けられているが、補助金交付申

請書には、通常、資金収支ベースの収支予算書、実績報告書には資金収支ベースの収支決算書（ほとんどの会計基準にしたがって、以下「収支計算書」という。）の添付が求められている。補助対象経費の会計的な性質について交付要綱で説明されている例は見たことがないが、添付書類の説明から、それは通常資金収支ベースの「支出」であることが理解できる。しかし、様々な種類の非営利法人の会計基準（会計処理及び会計報告に関するルール）の多くは、近年軒並み改正される流れにあり、現状の事業費・運営費に対する補助対象経費の内容は、早急に見直す必要があると考える。

例えば補助事業者が公益法人の場合、従来の会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に準拠していれば、フロー決算書としては、損益計算ベースの正味財産増減計算書だけでなく、資金収支ベースの収支予算書と収支計算書も作成する必要があったため、現状の交付要綱に対応することは極めて容易であった。ところが、最新の会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）では、損益計算ベースの正味財産増減計算書とそれに対する予算書（紛らわしいが、これも収支予算書と呼ばれる）の作成だけが求められ、資金収支ベースの収支計算書とその予算書は作成する義務がなくなったため、事情がまったく変わったのである。新しい公益法人制度が施行された平成20年12月1日以後に設立された一般社団・財団法人にはこの会計基準は強制されないものの、既存の公益法人のうち一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人に移行した法人は、事実上この会計基準に準拠することが求められ、事業別の損益管理等で会計事務が相当に煩雑になることは間違いない。そのためほとんどの法人が、制度上も会計基準上も作成義務がない、資金収支ベースの収支計算書とその予算書を、敢えて作成することはないと考えられる。

公益法人以外の非営利法人の会計基準をみても、公益法人と同様にフロー決算書としては損益計算ベースのものだけが求められていたり（地方独立行政法人、地方公営企業、特定非営利活動法人等）、資金収支ベースの決算書と合せて損益計算ベースの決算書も求められていたり（学校法人、社会福祉法人等）、という状況である。中小企業を含む営利法人では、通常損益計算書だけしか作成されていないことは言うまでもない。このように、公益法人に限らずほとんどすべての種類の法人が、現状、損益計算ベースの決算書を作成しており、実績報告書（と収支予算書）を損益計算ベースで作成する環境は既に整っているのである。また、補助金を交付する立場の佐賀県が実施している新しい地方公会計でも、貸借対照表とともに損益概念が導入されている。

このように事業費・運営費に対する補助金における補助対象経費を、従来の「支出（資金収支ベース）」から「費用（損益計算ベース）」に改め、補助金交付に関する交付申請書は損益計算書（≡公益法人の正味財産増減計算書、学校法人の消費収支計算書、社会福祉法人の事業活動計算書等）に対する収支予算書を基礎とし、実績報告書は損益計算書を基礎として作成するよう交付要綱を見直すことについて、補助金を交

付する側交付される側双方に、特に障害はないと考えられる。この見直しを行う時期は、様々な種類の法人の中でも、会計基準の構造が最も大きく改正された公益法人に関して言えば（つまり資金収支ベースの収支計算書作成義務がなくなった）、新しい会計基準への移行時期が法人によって異なるため、補助金ごとに細かく見直されることが望ましい。例えば、財団法人〇〇運営費補助金に関する補助金交付要綱見直しの時期は、補助事業者（財団法人〇〇）の新しい会計基準への移行時期に合わせる、というようにである。

仮に、事業費・運営費に対する補助金の交付要綱が、現状のままで見直しがなされない場合、補助金の交付を受ける公益法人は、資金収支ベースの収支計算書を、実績報告書作成のためだけに作成し続ける状態になってしまう。一方県においても、資金収支ベースの収支計算書が正しい内容かどうかを検証する場合、会計帳簿はあくまでも損益計算ベースの正味財産増減計算書の裏付けでしかないため、まず会計帳簿・証憑書類等により正味財産増減計算書の正確性を確認して、次にそれが資金収支ベースに適切に組み替えられているかを確認するというように、二段階の手続を経る必要が生じ作業量が増えることとなる。

また、事業費・運営費に対する補助金では、備品等の固定資産取得支出は通常補助対象経費に含まれないことは当然だが、補助対象経費が資金収支ベースの「支出」に限られるため、時の経過に伴って固定資産の価値が減少することを意味する減価償却費（損益計算ベースの「費用」）も含まれない結果となる。この状況は、リース資産を事業の用に供した場合に発生するリース料が、補助対象経費になりうることと比べて不利な扱いと言わざるを得ず、この点からも見直しが必要と考える。

II 新エネルギー・産業振興課

1. 佐賀県地域産業支援センター運営費補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

地域産業の発展及び地域の振興を図るため、財団法人佐賀県地域産業支援センターの運営に要する経費について補助金を交付する。

② 補助対象事業

財団法人佐賀県地域産業支援センターの運営に要する経費について補助する。

③ 補助事業者

財団法人佐賀県地域産業支援センター

④ 補助金額

(単位：千円)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
127,773	114,581	58,677

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【運営費補助金のあり方について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

この補助金の 9 割以上を占める人件費補助は、県単独の補助事業である。その人件費補助には、財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「支援センター」という。）の生え抜き職員のうち 4 名分の人件費に対するものと、嘱託職員のうち 4 名分に対するものが含まれる。

これらの職員の人件費を県単独の事業の補助対象とする根拠として、生え抜き職員の人件費については、平成 9 年度までは国庫補助の対象であったものが一般財源（県の財源）化されたこと、嘱託職員の人件費については、県が基本財産を出捐した第三セクターであり人材面での関与が必要であったこと、また県からの業務移管に伴い人員増員が必要となったことがあげられ、これにより毎年同様の算出根拠のもとに交付額が決定されている。

支援センターは、県内中小企業者の振興に関し、設備や下請取引の近代化、中小商業の活性化等の側面において、国・県の施策を補完する機関として事業

の拡充を行ってきた。そのような団体の運営費の一部を県が補助することは当然であり疑問の余地はない。

しかし、当該補助金は特定の個別事業に対する事業費補助金ではないため、現状では過去の算出根拠等に基づいて従来どおりの交付がなされているが、今後はその算定根拠の妥当性やその必要額の検討が十分になされるべきであると考えている。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

国庫補助対象から平成 9 年度に地方交付税措置されたものについては、基準財政需要額の積算明細も参考にしながら、算定根拠や必要額の検討を行ってまいりたい。

また、嘱託職員の人件費については、県から移管した業務内容に基づいて補助しているものであり、それら業務量や内容に変更がある場合は増減するものと考えている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

支援センターから、一人別の基本給・諸手当・社会保険料・退職金の月別明細及び人員名・役職等が記載された組織図を入手し、その内容を確認している。補助金交付は、過去の算出根拠ではなく、実際の人員に係る人件費に基づいて算定されていることから、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

2. 佐賀県創造等支援拠点活動促進等事業費補助金（現 佐賀県地域産業支援対策事業費補助金）

(1) 制度概要

① 趣旨

中小企業の経営、技術、情報化等の経営資源の確保等を支援し、もって、中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的として、財団法人佐賀県地域産業支援センターに対し補助金を交付する。

② 補助対象事業

- ・ 支援体制整備事業
- ・ 窓口相談等事業
- ・ 専門家派遣事業

- ・ 人財育成・情報提供事業

③ 補助事業者

財団法人佐賀県地域産業支援センター

④ 補助金額

(単位：千円)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
26,571	26,423	27,586

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助金に含まれる消費税等の取扱いについて】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

補助金交付要綱の第 10 条によれば、補助事業者は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除の全部又は一部を返還する必要がある。しかし、県はこの報告の提出を補助事業者に対して求めていなかった。

県は、消費税及び地方消費税を含めた対象経費に対して補助金を交付している。対象経費に係る消費税及び地方消費税は、その全部又は一部が仕入税額控除の対象となるため、その部分は補助事業者の手元に残る結果となり問題である。

もし、今後も消費税の確定に伴う報告書の提出を求めないとすれば、補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めないようにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

今後は、当該事由に関する報告書の提出をもって事実関係を確認し、仕入税額控除の全額または一部を返還する必要があるれば、返還を求めることとする。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

補助事業者である支援センターから、補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となった消費税の額（つまり、返還すべき補助金額）について、仕入税額控除の確定時点で報告書が提出されている。さらに同報告書には、補助事業者の消費税申告書の計算過程に準じて消費税を算定する税額計算表も添付されており、補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となった消費税の計算過程がわか

るようになっている。

(イ) 提出を求める消費税関係書類について【監査意見】

以上のおり、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。しかし、添付資料としては税額計算表ではなくて消費税申告書の写しを添付させるようにすべきである。消費税申告書と添付資料の税額計算表は、記載順序や様式は異なるものの記載内容は実質的に同じであるため、所管課が検算する上で違いがないという事務上の理由だけではなく、交付する補助金額を左右する重要な書類という意味で、税務署に提出している税務申告書の写しの提出は必ず求めるべきである。

3. 佐賀県中小企業創造技術研究開発費補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

過年度に廃止され、かつ、これに代わる他の補助金を用意されなかった本補助金は、地域産業に寄与する中小企業の技術開発及び創造的活動を推進し、技術水準の向上及び新分野進出等の円滑化を図るため、新製品、新技術の開発又は実用化のための研究を行う中小企業者等に対し、新製品、新技術の開発又は新たなサービスの提供のための研究又は試作等に要する経費について補助金を交付するものであった。

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【特定の補助事業者に対する補助金の集中交付について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

A 協同組合は、平成 9 年度、平成 10 年度、平成 11 年度にこの補助金を毎年 19,815 千円の交付を受け、平成 12 年度においては地場産業等活性化事業費補助金（地域経済の健全な発展と地域中小企業の振興に寄与することを目的とする）10,163 千円の交付を受け、さらに平成 13 年度において中小企業連携組織対策費補助金（中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進を図ることを目的とする）2,000 千円の交付を受けている。総額では 71,608 千円に上る。しかし、開発の対象となった製品の販売実績はないということである。

複数の補助金が 5 年度にわたり交付されているが、以上の結果を見る限り、

それら補助金の各々目的とするところが果たされているとは言い難い。当該補助金の企業化についての検討としては、市場性・企業化に向けた汎用性を高める可能性・経済的効果への期待・工業所有権取得可能性等の観点から審査が行われているが、結果として企業化に結びついていない要因としては、経済環境の変化により市場のニーズが研究を計画していた当初と完成時期では変化していたり、他企業がさらに優れた製品を開発してしまうケースなど様々な場合が想定されるであろう。これらの要因については、当初の検討の時点では予測し難い点が多いのは理解できるが、結果として企業化に結びつかなかった現状を十分に踏まえ、企業化の見込みについての審査を強化するとともに、補助事業完了後の企業化に向けたフォローを十分に行うことが必要であると考えられる。

この5年間にわたるこれら複数の補助金は、県経済部の複数の部署が所管するものであるが、県庁内の関係部署相互間で補助金の交付履歴、補助対象事業に関する環境の変化状況、交付後の企業化状況等について情報を共有する制度を設ける等して、県全体の補助金が最少で最大の効果を生むような工夫が必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

補助事業の採択に当たっては、審査会の審査員の増員を行い、企業化の見込みについてさらに慎重に審査することとし、研究成果の企業化を支援するための支援委員会の開催を補助事業完了後に行うこととした。

また、共通のデータベースを設けることにより補助金の交付履歴等の情報を関係部署相互間で共有できる体制を整えた。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 補助金の交付履歴等の情報共有について【監査意見】

本補助金は廃止されて現存しないものの、民間企業を対象とする補助金は存在するため、過去にあったような、数年にわたって、しかも複数の補助金を多額に交付されいながら販売実績がないような事例も起こり得る。このため、本補助金がなくなっても、共通のデータベースを設けることにより補助金の交付履歴等の情報を関係部署相互間で共有できる体制は必要と考える。

この点に関して、共通のデータベースの運用状況について確認したところ、現在は整備・運用されていないとのことであった。その理由としては、補助金交付件数が多く他部署と共有するデータベースの構築が実務的には極めて煩雑であること、その反面、過去の事例を踏まえて補助事業の採択時の審査を厳しくすることで対応していることのことであった。

しかし、補助事業の採択時の審査に関する明確な規程等が作成されることな

く、ただ審査を厳しくしたというだけでは審査担当者の心構えの問題となってしまう適当ではない。共有するデータベースの構築が煩雑なのであれば、その代替策として、所定の様式を作成し、補助金を申請する企業に過去の一定期間を対象とする補助金交付履歴（交付された補助金名と補助金額及びその当該期間の通算額）を提出させること等を検討してはどうか。これは自己申告制となるが、事後的に補助金交付履歴に虚偽や誤りの記載があった場合は、補助金を返還するよう交付要綱に定めることで牽制効果は十分あると思われる。なお、この意見は民間企業を対象に研究開発などの補助対象事業の成果が確認しづらいものを想定しており、全ての補助金にこのような交付履歴を提出させる必要はないと考えられる。

結論としては、平成 14 年度における指摘事項の趣旨である、「県全体の補助金が最少で最大の効果を生むような工夫が必要」ということに対しては、現状十分な措置がとられていないと言わざるを得ない。

Ⅲ 観光課

1. 社団法人佐賀県観光連盟補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

県下の観光資源の開発促進並びに観光事業を振興して県民の福利増進を図るため、社団法人佐賀県観光連盟に対し、補助金を交付する。

② 補助対象事業

観光地の宣伝紹介並びに観光客の誘致、観光情報の提供、観光事業の振興のため必要な事業費など。その他観光連盟の目的達成に必要な事業のうち知事が特に必要と認めるもの。

③ 補助事業者

社団法人佐賀県観光連盟

④ 補助金額

(単位：千円)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
146,977	122,551	83,061

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助事業者に県からの出向者が派遣されている場合の実績報告の審査について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

当該補助金の交付先である社団法人佐賀県観光連盟（以下「観光連盟」という。）には県からの出向者が派遣され管理業務を行っているため、補助金交付後の実績に関する証憑書類等の審査についてその必要性は低いという認識のもと、観光連盟に出向いて補助金に関する領収書等のチェックを行っていない。

補助金の受領側に県の関係者が派遣されているような場合には、通常の場合に比べ逆に融通性があることにもなるため牽制の意味からも、他の補助事業者の場合と同様に検証を行うべきである。

そのためには、可能な限り交付先に出向き十分なチェックを行うとともに、その際のチェック内容や指摘事項などについて報告書を作成しその後の補助金の執行に役立つようにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

補助金の交付先である社団法人佐賀県観光連盟に出向いて会計処理のチェック及び実績報告書提出時の証拠書類のチェック等を行っていくこととした。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

観光連盟が提出する実績報告の審査に当たって、少なくとも下記の 2 点を確認する必要がある。

- 1) 事前に交付申請する支出の内容が、交付要綱に記載する補助対象事業に該当するか。
- 2) 事業活動の成果としての個々の支出が、補助対象事業に該当する支出であるか。

上記 1) について、事業説明書（事業別に具体的な活動内容・時期・予算額等を記載）及び予算総括表（事業別に支出内容を「単価×数量＝金額」の形式で取引内容別に記載）を入手し、その内容が交付要綱上の補助対象事業に該当するか確認している。

上記 2) について、決算書上の補助対象事業別の事業費に関する取引別明細を入手し、領収書及び請求書等と照合することで支出の事実を確認し、さらに、支出伺（補助対象事業名・具体的な支出内容・支出額等を記載）と照合することで補助対象事業に該当することを確認している。これらの手続は全ての支出を対象に網羅的になされている。

(イ) 総括的な分析の実施について【監査意見】

以上のとおり、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。なお、上記のような個々の支出に関する照合手続だけでは、補助対象事業と関係ない支出について支出伺上の記載を補助対象事業の支出とした場合に、その事実を発見できない。個々の支出を照合することも重要であるが、「事業全体として予算編成時は総額いくらで、そのうち主なものは A がいくらと B がいくら・・・だったが、実績ではそれぞれがどうなっているか。特に増加または減少している原因は何か。」というような大局的な視点で分析し、疑問点があれば関連する資料に範囲を広げて内容を確認し、追加の質問をすることも必要である。このような大局的・総括的な分析から入って、必要に応じて特定の支出について詳細な調査を行い、それ以外の部分は無作為に抽出した一部の事業または支出に対して上記のような照合をすることで、重要な部分に対して時間やコストの多くを投入し、重要でない部分にかかる時間やコストを少なくすることが可能と

なり、有効かつ効率的な審査が可能となる。そもそも審査に当たっては、時間やコストの面で制限があることから、金額的に重要な不正や誤謬や要改善事項を発見することが重要であり、少額な支出に関する誤謬まで漏れなく発見することは極めて非効率であり現実的ではない。上記のような個々の支出に関する網羅的照合手続では、機械的な作業に陥り、矛盾点がないかを考える作業とはなりにくい。結果として、個々の枝葉は見たものの、全体としての木や森の実態が把握できず、「全件チェックしたものの、事後的に問題が発見される」というような事例は少なくない。この点に注意が必要であり、審査上のポイントまたは基本方針として明確にする方が望ましいと考える。本補助金の場合においてこのような大局的・総括的な分析を具体的に行うとすれば、予算編成時に作成された事業説明書と支出実績に関する取引別明細を照合し、事業別に具体的な活動内容・時期・支出額の整合性を確認することが有効な方法の一つと考えられる。

(ウ) 観光連盟の補助事業の今後のあり方について【監査意見】

観光課は、佐賀県総合計画 2007 において「観光客の誘致促進」という施策に取り組んでおり、10 年後の目指す姿として「佐賀県の歴史や風土、文化、食、温泉等各種観光資源が評価され、佐賀県に目的を持って観光に訪れる人が増えている。」を目標に掲げている。しかし県が平成 23 年 9 月に公表した「佐賀県総合計画 2007」実績評価では、この施策に対する観光課の評価は C 評価（指標も達成されず、取り組みもあまり進んでいない）であった。理由は、宿泊観光客数が目標に届かなかったためということである。

この観光客の誘致促進に関する具体的な取り組みは、社団法人佐賀県観光連盟補助金の補助事業者である社団法人佐賀県観光連盟（以下、観光連盟とする。）が中心となっており、平成 18 年度から平成 22 年度の観光連盟の補助事業の内容は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
観光誘致宣伝推進	9,590	5,064	6,519	12,075	10,090
外国人観光客誘致対策	6,340	6,518	10,177	6,444	3,973
観光情報提供事業	22,851	21,517	19,504	13,192	12,276
全国広域観光振興事業費	4,150	2,905	2,490	1,245	1,245
ファミリーツーリズム推進事業	—	27,699	22,625	16,794	6,862
事業費補助金 計	42,931	63,703	61,315	49,750	34,446

観光連盟の事業報告書に読むと、各事業規模のウェイトを変更したり PR に使

うメディアの選定等を考慮したりすることで、佐賀での宿泊観光客数を増加させるため、大きな努力を払っていることが良く分かる。しかし、県内観光資源の集客力や景気、天候といった観光課、観光連盟等ではコントロールできない要因の影響が大きいことも事実である。

観光課、観光連盟が予算の縮減という厳しい環境の中、実施方法等を検討し、宿泊観光客数の増加のための事業を実施してきたこともあり、世界経済の急速な減速や新型インフルエンザの流行に見舞われたこの数年にありながら宿泊観光客数を微減に止めることができたと考えることもできる。ただ、観光課の観光客の誘致促進という施策の実績評価が結果として C 評価であったことを考えれば、毎年の宿泊観光客の増加という目的やこれを達成するため観光課、観光連盟が行なっている事業内容等については、見直しを含め今後も引き続き観光を取り巻く状況等を的確に把握し、迅速に対応していく必要があると思われる。

IV 社会教育・文化財課

1. 佐賀県文化財保存事業補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

佐賀県内に所在する文化財の保存及び活用のため、市町並びに市町以外の文化財の所有者（管理団体を含む。）が実施する文化財保存事業に対して補助金を交付する。

② 補助対象事業

- ・ 文化財整備費国庫補助の対象となる事業
- ・ 史跡等買上げ費国庫補助の対象となる事業
- ・ 埋蔵文化財発掘調査費国庫補助の対象となる事業
- ・ 県指定文化財整備事業

③ 補助事業者

市町、市町以外の文化財の所有者（個人、団体、宗教法人）及び管理団体

④ 補助金額

（単位：千円）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
53,653	54,461	55,984

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

平成 13 年度の補助金は、49 件の交付先に交付がなされており、その中で、ある県指定文化財の保存修理のため、その所有者（民間の株式会社）に対して 37,502 千円の補助がなされている。

・・・途中省略・・・

当該保存修理事業の場合、交付要綱に基づき県は 8 分の 3 を補助し、市町村が 8 分の 3 補助事業者本人が 8 分の 2 を負担するものであるが、その交付に際しては消費税部分も含んで交付されている。

今回の場合補助金の受領者は株式会社であり補助金として交付された消費税

部分は、工事事業者に支払われはするものの、その後消費税の申告における控除対象消費税として納付額から控除でき結果として補助事業者の手元に残ることになる。このため、当該補助事業における最終的な負担割合は、県と市町村がそれぞれ8分の3.15（3.15は、消費税部分を加味した負担割合で 3×1.05 にて求められる）ずつ負担し、結果として補助事業者は8分の1.7しか負担しないことになる。今後このような事例に関しては改善すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

文化財の補助事業者のほとんどは市町村、あるいは課税収入のほとんどない宗教法人等であり、県の補助要綱は、武雄温泉株式会社のような課税事業者が補助事業者になる場合を想定していなかった。

ただ、今回指摘があったように、課税事業者が補助事業者になることを考慮する必要があると考えており、次の2つのことを補助要綱に盛り込む方針である。

- 1) 課税事業者が補助事業を行う場合、消費税相当額を減額して申請しなければならない。
- 2) 申請時に消費税相当額が確定していない場合、消費税の申告により消費税相当額が確定後、速やかに知事に報告し、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。（実績報告書提出後）

しかしながら、補助要綱の改正については、以下の事由により、国と足並みをそろえる必要があるため、文化庁に取扱について申し入れをしているところである。

- ・ 本県の市町村等に対する補助事業は、国庫補助事業に対する任意の上乗せ補助が多い。
- ・ 文化財関係の国庫補助要綱では、消費税については言及されていない。
- ・ 文化庁は、課税業者が補助事業を行う場合も、消費税を補助対象としている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 他の補助金の交付要綱との整合性について【監査意見】

本補助金の現行の交付要綱には、上記②の1)の消費税相当額の減額申請及び上記2)の減額した場合の返還に関する定めは記載されていない。その理由は、佐賀県としては国の動向を勘案しながら対応することとしていたが、国の取り扱いに変更がなかったためである。結果的には、前回の監査以降消費税の課税事業者が本補助金の補助対象者になったことはないということであった。

しかし、本補助金において消費税の課税事業者も補助対象者となる場合はありうるし、また、佐賀県の他の補助金の交付要綱には、これらの定めが記載されているものもある。消費税申告で税額控除された部分について補助金を交付することが妥当でないことは間違いがなく、本補助金においても国の取り扱いの変更があれば直ちに交付要綱の見直しを行うべく、今後も国の動向を注視していく必要がある。

【補助対象経費金額の妥当性の検証等について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

上記民間企業への補助事業における 3 年間の工事は、平成 12 年度は事業初年度で解体工事及び調査、13 年度と 14 年度は復元工事という内容のものである。当該事業の工事業者の選定については、本来であれば年度単位であれ 3 年間トータルであれ全ての工事部分に対して当然に入札がなされるべきと考えるが、実際には初年度である 12 年度は 3 社による入札が実施されているが、2 年目 3 年目に付いては、初年度落札業者との間に随意契約が結ばれている。

これに関する県の見解は以下の内容である。

- 1) 歴史的建造物の復元修理については、建物の解体と平行して痕跡調査が実施され、調査内容を踏まえて次年度の復元工事の設計が行われる。(解体調査をしてみないと復元工事の内容が決定しない。)
- 2) より精度の高い復元のためには、解体を行った業者が解体の際に得た情報を十分に利用活用しながら復元を行う必要がある。

上記の理由にはある程度合理性があるものとするが、本来工事金額の決定については入札が行われるべきであり、この原則的な方法とは異なり随意契約によって工事金額が決定されるような場合には、その工事金額の客観性及び妥当性が入札の場合に比べ劣ることに対しての十分な考慮検討の必要があり、特に随意契約によらなければならない理由などが書類等において明確に示されることが必要であるとする。

今回の場合は、県の建設関連部署の担当者に積算根拠の妥当性を検討させるなどして実質的な対応はなされていたが、今後は随意契約によらなければならない根拠や理由などを明確に示した書類を作成し、そこにおいては当然に承認・決裁関係が明らかにされておく必要があると考える。そうすることが、補助金に関する手続の透明性をより高めていくことになると思う。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

単年度ごとの契約が避けられない場合には、補助金に関する手続の透明性

を高めるために、事業者から 2 年目以降に随意契約を結ばなければならない根拠や理由などに関する書類を提出させ、担当課内部でその妥当性について検討し、決裁をとって書類として残すこととした。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 20 年度から平成 22 年度において、複数年度にわたる工事請負契約はあったものの、いずれも、入札を行った上での複数年度契約となっており、2 年目以降が随意契約となるような契約自体を締結していなかった。過去において指摘の対象となった平成 12 年度から平成 14 年度までの工事自体についても、「2 年目以降を随意契約とし、その根拠や理由などに関する書類を提出させる」ことで対応すべきではなく、入札を行った上での複数年度契約とすべきであったと考える。以上のとおり、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

V 商工課

1. 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金（現 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金）

(1) 制度概要

① 趣旨

商工会及び商工会議所の行う小規模事業者の経営の改善発達のための事業等の促進並びに商工会に対する佐賀県商工会連合会の指導の充実に図り、小規模事業者の振興と安定に寄与するため、商工会、商工会議所及び商工会連合会に対し補助金の交付を行うものである。

② 補助対象事業

- ・ 経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員の設置費
- ・ 指導事業費
- ・ 資質向上対策事業
- ・ 専門家派遣事業
- ・ 情報ネットワーク化推進事業
- ・ 事務局長設置事業
- ・ 若手後継者等育成事業
- ・ 合併協議会開催事業
- ・ 合併推進支援事業

③ 補助事業者

県内の各商工会、県内の各商工会議所及び佐賀県商工会連合会

④ 補助金額

（単位：千円）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1,070,002	1,006,668	974,297

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助金決定過程における審査書類等の整備について】

- ① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

県は各団体への補助金交付額の決定に際し、事前に各補助事業者から要望書（事業計画書）の提出を受け、ヒアリングを実施した後、予算枠等を考慮したうえで補助対象とするものとそうでないものを決定し、その後補助事業者ごとの配分を決定している。

しかしそのヒアリングや審査を行った際に、複数の事業計画の中から最終的に補助対象としたものとそうでないものを取捨選択した経過等に関する資料は整備されていなかった。複数の事業の中から補助対象事業を決定するような場合には、その決定の際の考え方や、決定過程を明確にしておくことが当然に必要であり、そうすることが補助金行政の透明性を高めていくものとする。また、次年度以降における補助対象事業決定のための資料として、さらには、担当者交替の際の引継ぎ資料としても必要であるとする。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

補助対象事業の決定については、各補助事業者に対するヒアリングや審査を経て補助対象事業を取捨選択している。その場合の経過や決定の考え方について資料として残すよう見直しを行った。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

応募申請された全ての補助事業者から事業計画書、収支予算書等を入手し、これに基づきヒアリングした結果を審査表にまとめている。審査表では、応募申請された事業を複数の審査基準ごとに採点し、採点結果を集計した総合評価を行っている。平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【補助事業者に対する決算書提出義務について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

県は、補助対象事業完了後には補助事業者である商工会等に対し実績報告書を提出させ、その上で数字面の整合性等は確認している。ところが、法令上の根拠がないとして決算書の提出を義務付けていない。

確かに、補助事業者は会員で構成され県からは独立して自律的に運営される団体である。しかし補助事業者の中で最も多額の補助金を交付している佐賀県商工会联合会（以下「連合会」という。）の平成 13 年度一般会計収支決算書を例にとってみると、一般会計の総収入額 374,077 千円に占める県関係補助金収入（この補助金を含む）274,199 千円の割合は 73.3%に達しており、県に依存せず自主財源のみで運営することは不可能な団体であることは明らかである。

確かに国のヒアリングを受けた事業計画に基づく補助事業ではあるが、補助

事業費に対する補助財源の 2 分の 1 は県が負担し、補助対象職員の設置費（人件費）については県が単独で負担しているのであるから、主体性を持って補助事業者の事業全体の内容を把握するべきである。県の経済部では、毎年あるいは隔年に定期指導監査を実施しているが、毎年同一の団体に補助金を交付するような場合には、当該団体の運営状況を常に把握しておく必要があり、そのためには毎年決算書を提出させることが必要不可欠であると考えている。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

本県においては、商工会法の権限の一部を市町村に移譲しているため、商工会からの事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の提出は、市町村長に対して行われている。（商工会議所からの提出は知事に対して行われている。）

補助事業に関しては、従前は、実績報告書の添付書類として、法人の収支決算書のみの提出を義務付けてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日に補助金交付要綱を改正し、毎事業年度、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の提出を義務付け、法人の運営状況全般について常に把握しておくよう見直しを行った。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

交付要綱では、毎事業年度、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の提出を義務付けるよう改正されている。また、これらの書類は実際に入手されていた。しかし単に入手しただけでは意味がないため、これらの入手した書類について内容を検討しているかを質問したところ、法人の収入の財源別の金額や割合や補助金対象事業の活動状況を中心にその他運営状況全般について検討しているとのことであった。平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(イ) 補助事業者に対する決算書提出義務について【監査意見】

交付要綱第 14 条には、佐賀県補助金等交付規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 9 号のとおりとするとの規定がある。この様式第 9 号では、「3 事業の効果」として効果を補助事業者が県に報告する形式になっており、「(注)できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。」と注意事項が記載されている。

実績報告書を通査したところ、交付要綱が求めるように実績や成果を報告している補助事業者もいたが、毎年同様の 1 行程度の定型文を記載してい

る補助事業者も散見された。

当該補助金は、商工会及び商工会議所の行う小規模事業者の経営の改善発達のための事業等の促進等のための商工会や商工会議所への運営費補助であり、効果や成果の測定が困難な補助金である。従って、補助事業者自身に当該補助事業の効果を経営報告させることは県にとって有意義なはずであるが、事業効果に関する報告は上記のとおりで、県もそれを受理していた。結果として、交付要綱の意図するところが果たされていなかったことになり、県は補助事業者に対し、事業効果の具体的な報告を行うよう指導を徹底するべきであった。

なお、現在は補助金の申請時に当年の目標を掲げ、実績報告時にその目標の達成状況を報告させるように指導しているとのことである。

2. 佐賀県伝統的工芸品産業後継者育成事業費補助金（現 佐賀県伝統的工芸品後継者育成事業費補助金）

(1) 制度概要

① 趣旨

伝統的工芸品産業の後継者の確保及び育成を図り、もって伝統的工芸品産業の振興に資するため伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合若しくは複数の事業組合に対し、補助金を交付する。

② 補助対象事業

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の規定により経済産業大臣の認定を受けた振興計画に基づく後継者育成事業

③ 補助事業者

佐賀県陶磁器工業協同組合

④ 補助金額

（単位：千円）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1,793	1,523	1,359

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【実績報告の審査について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

この事業の補助金は、毎年同一の協同組合に対して交付されており後継者育成の指導に要する講師謝金・テキスト代・教材代等の費用を補助するものである。実績報告書等は適正に提出されているが、県が当該協同組合において領収書等のチェックは行っていない。補助金を交付する側としては、可能な限り交付先に出向きその用途について十分なチェックを行い、その際のチェック内容や指摘事項などについて報告書を作成しその後の指導やその他の補助金行政に役立つようにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

実績報告書が提出された後、補助金交付先に出向き、領収書等の証拠書類チェックを行っていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

この事業の補助金は、当該事業が国の承認を受け、国から補助金が交付されていることを前提に、国の交付決定額を上限として県から交付されるものである。そして、国（経済産業省）は、毎年 2 月か 3 月に補助金交付先に出向き、領収書等の証拠書類の検査を行っている。

このため、県としては、まず、実績報告書を入手する前に、補助金交付先に対し電話をして、国の検査結果について「特に問題はなかったか」「国の補助金交付額に変更はないか」を確認し、かつ、県の補助金交付額を確定する前に経済産業省が発行する国の補助金交付額の確定通知を FAX にて入手することにより、電話での回答の裏付けをとっている。

上記の手続以外は、特に実施しておらず、県が講じた措置等として回答した上記の手続は実施されていないが、現行の手続で問題ないとする。

(イ) 県における検査の実施について【監査意見】

以上のとおり、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されているが、必要に応じて、国の検査に対して県がフォロー検査をすることが望ましいと考える。具体的には、2 月下旬から 3 月の間に実施される補助事業の活動がある場合に、その事業実施の前に国が検査をすると、国の検査対象外となる部分が生じるので、この部分について、事後的に県がその部分を検査する、というものである。なお、このようなフォロー検査は、実績報告の内容を確認して、未検査の金額が多額な場合に限って、臨時的に行えば十分であり、確認方法も必ずしも現場に出向く必要はなく、口答や書面の FAX での確認など簡便的な方法もと

りうると考える。

VI 雇用労働課

1. 佐賀県認定職業訓練運営費補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

中小企業主又は中小企業主の団体が職業能力開発促進法第 24 条第 1 項の認定にかかわる職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う場合、当該中小企業主又は中小企業主の団体に対し、認定職業訓練の運営に要する経費について補助金を交付する。

② 補助対象事業

認定職業訓練の運営に関する事業

具体的な対象経費としては、集合して行う学科又は実技の訓練に要する職業訓練指導員・講師等の謝金・手当、教科書その他の教材に要する経費等

③ 補助事業者

認定職業訓練を行う中小企業主又は中小企業主の団体

④ 補助金額

(単位：千円)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
25,087	27,136	25,193

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助対象経費の妥当性について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

平成 14 年度補助対象の中に、民間企業が運営する訓練校に対し補助対象経費の 6 割弱の補助金を交付しているケースがある。当該訓練校では民間企業が有する自社の建物を使用して職業訓練を行っているが、補助対象経費の中に建物の借上料（月額 7 万円）が計上されている。

訓練のために外部の施設を利用するような場合であればそれに対して補助を行うことに合理性は認められるが、民間企業が有する自社の建物にて行うような場合には、借上料を補助対象経費とするのは過剰な補助であり補助対象経費から除外すべきと考える。なお県においては、今後除外する措置がとられた旨

の報告があった。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 14 年度以降は、このようなケースについて補助対象外とする処置を取っている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 補助金交付申請書の妥当性検証について【監査意見】

平成 22 年度の武雄職業訓練運営会の交付申請書には、補助対象の 2 号経費(下記参照)として「土地借り上げ・パソコンリース料」として 100,000 円が支出予算として計上されていた。実績報告書には「決算額 71,110 円：印刷機(プリンター) 蛍光灯 マウス」と記載され、土地借り上げ料は計上されておらず、この決算額(実績額)に基づき補助金は最終的に確定したことから、結果として問題なかったことになる(報告時の誤りと思われる)。しかし、申請書や報告書の内容を確認し、土地借り上げ料が誤りであれば修正を指導すべきである。なお、下記の補助対象経費の各項目についても、その範囲の妥当性を検討したが、特に問題はなかった。

- ・ 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当(1号経費)
- ・ 機械器具等の設備に要する経費並びに建物の賃借料・維持費(2号経費)
- ・ 合同学習に要する経費(3号経費)
- ・ 教科書その他教材の教材に要する経費(4号経費)
- ・ IT機器訓練に係る職業訓練指導員、講師の謝金・手当、IT機器訓練に係る施設・IT機器の借上料・維持費等(5号経費)
- ・ その他知事が必要かつ適当と認める経費(6号経費)

Ⅶ こども未来課

1. 私立学校運営費補助金（現 私立中学校・高等学校運営費補助金、現 私立幼稚園運営費補助金）

(1) 制度概要

① 趣旨

私立学校の質の向上と経営の安定化及び保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、補助金を交付する。

② 補助事業者

学校法人立幼稚園、幼稚園型認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園を設置する社会福祉法人、中学校・高等学校、学校法人化を予定する者

③ 補助金額

（単位：千円）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
3,699,584	3,704,656	3,846,796

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【私立学校運営費補助の実績報告書の提出期限について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

補助事業者が提出する実績報告書（添付書類として決算見込又は決算報告書）の提出期限については、交付要綱において、「補助事業に係る実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 1 ヶ月以内又は、当該年度の 3 月 31 日（ただし、補助金額が概算払いで交付された場合は、翌年度の 4 月 30 日）のいずれか早い日までとする。」旨定められている。

実際の補助金交付は概算払いにて行われているため、要綱上は毎年翌年度の 4 月末日までに、実績報告書を提出しなければならない。

これは、補助金の交付行政上あくまで 4 月、5 月の出納閉鎖期間内に補助金額を確定させて返還させるべきものがあれば、5 月までに返還させるべきという考え方によっているものと思われる。私立学校法人に対する補助のほとんどは私立学校法人が支出した経費に対してなされているので、県は実績報告書に添付された決算見込では補助額の妥当性を厳密に判断する資料とはならない。このため県は、私立学校法人から提出される決算書を後日決算見込と差替える手続

きを行って、その後に補助金の過交付があれば返還手続きを行っている。大多数の私立学校法人は5月かあるいは6月中に決算書を提出している。

私立学校法人側の実情を考えると、公認会計士や監査法人による監査や、理事会の開催等も考慮すると、それらが終了してから報告書を提出するということであれば4月中の提出は事実上無理である。

さらには、補助金の返還も6月以降に行われ、県においても翌年度の収入として認識されている。確定した決算書が提出される時期まで実績報告書の提出期限を延長するなど対応をするのがより現実に即している。規程・要綱への準拠性という観点からも、実際に不可能であることをそのままの状況にしておくのは好ましくない。速やかに関係課と協議し、要綱の改定を検討すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定により、6月以降に精算手続きを行うことはできません。現在の要綱では、決算書又は決算見込書を提出することとなっていますが、最終的な決算書を提出することは、現在の私立学校の事務手続上難しいという実情を勘案して、4月末の段階では決算書の提出は求めています。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

中学校・高等学校及び幼稚園ともに、交付要綱にて実績報告書の提出を求めている。提出期限に関する定めは、従前のままであるが、実績報告書を提出する際の添付書類として「年度資金収支決算書（決算見込書）」としており、実績報告書もこの決算見込書を基礎とする見込金額での提出を求めている。以上のとおり、平成16年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【私立学校運営費補助金交付額の計算方法について】

① 平成16年度の監査結果、監査意見等

佐賀県における私立学校への運営費補助金交付額の算定方法は、高等学校、中学校、専修学校、幼稚園別に非常に精緻に練り上げられている。考慮されている範囲は非常に広く、痒いところに手が届くような気配りが施されている。しかし、交付計算の対象となる項目が相当な数になり、大半が少額にとどまるという結果を招いている。

それぞれの計算項目は、さまざまな要因のものがあり、一方では教育内容に特色のある部分により多くの補助金を交付するという項目がある反面、他方では、どちらかというところとは反対の、補助金交付額をむしろ平準化させるような項目、例えば高等学校の場合、生徒数割の中にある生徒減少対策分、調整

割の中の補助金収入激減緩和措置割や最終調整の項目等が存在する。

確かに学校法人の経営安定化という点においては、短期間での急激な変化は好ましくないと考えられ、生徒減少対策分や補助金収入激減緩和措置割などの項目にも意義は認められる。計算項目は各々他の項目とは異なる視点で計算が行われていながら、項目が多ければ多いほど前述のように最終的には平準化された補助金額となっている。

多くの区分計算を行うことにより、最終的に平準化された交付額が算定されるのであれば、非常に複雑かつ計算に手間のかかる現在の計算方法が本当に有意義なものであるのか疑問を感じるものである。しかも、そのための計算には、膨大な労力が費やされている。

県としての私学教育に対する考え方をもとに、私立学校運営費補助の調整割に重点的施策等を打ち出してはいるが、補助金の額としての配分が少ない割に複雑すぎて十分に伝わっていない感がある。従って重点施策にそったより効率的で簡素化された補助金の交付スタイルを追求していくことが必要であると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

運営費補助金交付額の計算方法について、算定項目数を大幅に減らし、かつ計算過程を単純にしている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

高等学校、中学校及び幼稚園の運営費補助金は、まず補助単価に定員内実員数を乗じて補助金の交付総額を算定した上で、次に当該交付総額を各校に配分することにより算定する。この点において、補助単価に生徒数を乗じて補助金の交付額を直接算定する専修学校とは算定方法が異なっている。これは高等学校、中学校及び幼稚園の場合、基本的な考え方として定員内実員数をベースに交付額を決定するのであるが、学校運営に要する資金の財源として運営費補助金が占める割合が大きいため、学校運営に必要な教員、免許、学習指導体制などの様々な要素を考慮しなければならないためであると思われる。

高等学校の運営費補助金総額の各校への配分方法の変更内容は、下記のとおりである。

高等学校の運営費補助金総額の各校への配分方法

	従前（平成 15 年度）	現行（平成 23 年度）
経費割	なし	補助金総額の 47.5%を配分
		補助金総額の 47.5%について、補助対象経費で配分（県平均の生徒 1 人当たり補助対象経費に定員内実員総数を乗じた額を上限とする）
学納金割	補助金総額の 5%を配分	なし
	補助金総額の 5%について、学納金割を県内私立高校数で均等 （県内私立高校の学納金平均を上回った高校がある場合は、平均を下回った高校に再配分）	なし
教員割	補助金総額の 40%を配分	なし
学級数割	補助金総額の 10%について、40 名クラスを基準 1 とし、5 名増えるごとに 0.2 ずつ減少した係数をクラス数に乗じた数で配分	なし
教員数割	補助金総額の 20%について、本務教員の人数で配分	なし
人件費割	補助金総額の 10%について、本務教員の人件費で配分	なし（経費割に統合）
生徒数割	補助金総額の 40%を配分	補助金総額の 47.5%を配分
生徒減少対策割	補助金総額の 40%の範囲内で、過去 3 年間の平均定員内実員と当年度の定員内実員との差の 1/4 に、県の予算単価から文科省財源措置単価を控除した額を乗じて決定	なし
生徒数割	補助金総額の 40%から上記生徒減少対策割を控除した残額について、定員内実員数で配分	補助金総額の 47.5%について、定員内実員総数で配分
調整割	補助金総額の 15%を配分	補助金総額の 5%を配分
財務状況改善支援割	なし	「財政状況の改善支援」による国庫補助金加算額の倍額を、第三者による評価を受けた経営の効率化等経営改善に向けた計画を作成し実施している状況に応じ、定員内実員数で配分

	従前（平成 15 年度）	現行（平成 23 年度）
安全対策割	生徒の安全確保のための経費の 1/2	なし
教員派遣研修割	（調整割－安全対策割）×5%を配点表による採点結果に基づき配分	（調整割－安全対策割）×50%を配点表による採点結果に基づき配分
特色配分割	（調整割－安全対策割）×43%を配点表による採点結果に基づき配分 * 特色ある教育活動が補助対象	なし
特色づくり推進割	（調整割－安全対策割）×2%を特色ある学校づくりのための事業の数により配分	なし
魅力ある学習指導推進割	（調整割－安全対策割）×10%を特色ある学科等の生徒数により配分	なし
きめ細かな学習指導推進割	（調整割－安全対策割）×10%を個別指導等の学習指導項目の数により配分	（調整割－安全対策割）×50%を配分
中途退学者調整割	（調整割－安全対策割）×10%を 4 月～12 月の退学率と平均退学率との差により配分	なし
実験実習費割	（調整割－安全対策割）×15%を学科別 1 人当たり実験実習費×実員数により配分	なし
激減緩和割 （現激変緩和措置）	（調整割－安全対策割）×5%を上記補助金項目の合計額が前年度の補助金を下回る場合、減少額により配分	上記補助金項目の合計額が対前年度比で 3%を超えて増加する学校法人がある場合に、当該学校法人から同 3%を超えて減少する学校法人に再配分する。 * 従前のように、補助金の一定割合を配分するものではない。
定員超過による減算・加算措置 （現行では調整割の項目に位置付け）	なし	実員が学則定員の 105%を超えた学校法人がある場合に、当該学校法人からその他の学校法人に「当該超過実員数×県予算単価」を再配分する。

（注）上記項目以外に「最終調整」及び「交付限度額調整」がある（現行ではいずれも調整割の項目）。これは上記補助金項目の合計額が補助対象経費の 1/2 を超えた学校法人がある場合に、当該学校法人からその他の学校法人に当該超過額を再配分するものである。

従前（平成 15 年度）は、学納金 5%＋教員割 40%＋生徒数割 40%＋調整割

15%と大きく分けて 4 項目あり、教員割や調整割などについては、その内訳として個別に算定する項目も多く、配分の基礎となる数値の算定方法も複雑であったが、現行（平成 23 年度）では、経費割 47.5%＋生徒数割 47.5%＋調整割 5%と 3 項目で、その内訳として算定する項目も少なく、配分の基礎となる数値の算定方法も単純になっている。

中学校の運営費補助金総額の各校への配分方法については、従前（平成 15 年度）は、下記の点を除いて高等学校と同じ内容であり、また、現行（平成 23 年度）は、高等学校及び中学校の運営費補助金は、単一の補助金に統合され、同じ内容となっている。

- ・ 中学校は教員割の人件費割が 10%ではなく 15%であること。
- ・ 中学校の調整割が 15%ではなく 10%であること。
- ・ 中学校の調整割の内訳項目とその割合が若干違うこと。

幼稚園の運営費補助金総額の各園への配分方法の変更内容は、下記のとおりである。高等学校及び中学校と同様に項目数は少なくなっており、算定方法も単純になっている。

幼稚園の運営費補助金総額の各園への配分方法

	従前（平成 15 年度）	現行（平成 23 年度）
均等割	補助金総額の 15%を配分	一律 3,500 千円
経費割	なし	（補助金総額－均等割総額）の 7/15 を配分
		補助金総額から上記減少対策割を控除した残額の 7/15 について、本務教員の勤務月数合計により配分
教員割	補助金総額の 45%を配分	
学級数割	補助金総額の 10%について、3 歳児学級を 1.5、他の学級を 1.0 の係数で集計して配分	なし
人件費割	補助金総額の 35%について、本務教員の基本給で配分	なし（経費割に統合）
園児数割	補助金総額の 30%を配分	（補助金総額－均等割総額）の 7/15 を配分
減少対策割	補助金総額の 30%の範囲内で、平成 3 年度の定員内実員との差で配分	なし

	従前（平成 15 年度）	現行（平成 23 年度）
園児数割	補助金総額の 30%から上記減少対策割を控除した残額について、定員内園児数で配分	補助金総額から上記減少対策割を控除した残額の 7/15 について、定員内園児数で配分
調整割	補助金総額の 10%を配分	(補助金総額－均等割総額)の 1/15 を配分
調整割	なし	補助金総額から上記減少対策割を控除した残額の 1/15 について、下記金額の合計により配分 ・ 500 千円 ・ 教員一種免許保有者数×111 千円
安全対策割	生徒の安全確保のための経費の 1/2	なし
教員派遣研修割	(調整割－安全対策割)×5%を配分	なし
チーム保育推進割	(調整割－安全対策割)×15%を配分	なし
情報化推進割	(調整割－安全対策割)×10%を配分	なし
保育料割	(調整割－安全対策割)×55%を配分	なし
激変緩和措置割	(調整割－安全対策割)×15%を配分	なし

専修学校の運営費補助金は、従前（平成 15 年度）から、補助対象経費のうち補助単価に生徒数を乗じた金額であり、単純な計算方法となっており、現行（平成 23 年度）も同様である。

以上のとおり、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【補助対象経費から除外される各種経費について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

補助対象経費から除くものとして定められている 6 項目の経費のうち、特に「教育研究経費支出及び管理経費支出のうち、食糧費（食事費）支出、渉外費支出、接待交際費（交際接待費、交際費）支出及び雑費支出」については、その定め方が分かりづらい。ある程度は具体的な区分や例示等を示すことにより、学校法人でも除外すべき経費が明確に区分できるようにすべきだと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

補助対象外経費については、具体的に例示を行うこととしている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

高等学校及び中学校の運営費補助金については、「補助対象外経費の具体例」という文書にてより具体的に例示している。

幼稚園運営費補助金については、交付要綱の別表（第 4 条関係）において、資金収支計算書上の科目で、画一的に対象経費と対象外経費を区分している。科目によっては対象経費と対象外経費が混在するものもあるが、この点に関しては、対象外経費が含まれている科目は対象外経費と区分することで除外することとし、補助対象外経費に対して補助金が交付されることのないように定めている。また、このような定めのもとで算定される補助対象経費は補助金交付額を大きく上回るため、幼稚園からの見直しの要望もなく、実務上何ら支障がない。以上のとおり、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【年度途中での再配分並びに返還について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

平成 15 年度に或る私立学校法人の決算見込が大幅に過少見積もりになっていた。しかし運営費補助金額の決定は決算見込でなされるので、決算書では決算見込より大幅に支出増になっていたが補助金の追加交付は受けられなかった。もともと運営費補助金の制度趣旨に基づいて交付が予定されている金額が結果的には交付されず、その部分の金額は、補助金の趣旨からすれば有効活用されなかったことになっている。

従って、各法人の決算見込は正確に行われなければならない、毎年同様の傾向により補助金を返還しているような法人があれば、決算の見積もりに対して十分な指導を行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

当年度の運営費補助金の算定に当たって、従前（平成 15 年度）は当年度の決算書の見込金額に基づき算定していたが、現行（平成 23 年度）は前年度の決算書の確定金額に基づき算定されるように改正されている。これにより、「決算確定額が見込額より大幅に支出増になっていたが、補助金の追加交付は受けられない」というような事態は起こらなくなっている。

また、決算見込みについては、精査して提出するよう指導している。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

運営費補助金のうち経費割は決算書の数値に基づき算定される。平成 22 年度の経費割について確認したところ、前年度の決算書の確定金額に基づき算定されていた。

また、平成 22 年度について、補助金の交付対象経費の決算見込額と決算確定額との差異について検討した結果、差異の金額は下記のとおりであった。公認会計士や監査法人による監査により金額の修正がなされることを踏まえると、大幅な差異と言えるものは少なく、決算の見込みの精度は高いと思われる。以上のとおり、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(単位：千円)

設置者	学校名	平成21年度		
		見込み	確定	差額
佐賀龍谷学園	龍谷高等学校	573,538	570,631	△ 2,907
	龍谷中学校	76,050	74,897	△ 1,153
佐賀清和学園	佐賀清和高等学校	588,242	588,242	0
	佐賀清和中学校	95,509	95,509	0
旭学園	佐賀女子高等学校	806,065	806,065	0
佐賀学園	佐賀学園高等学校	580,072	580,072	0
	成穎中学校	114,849	114,849	0
江楠学園	北陵高等学校	468,892	468,892	0
伊万里学園	敬徳高等学校	330,227	330,227	0
松尾学園	弘学館高等学校	575,742	575,742	0
	弘学館中学校	284,815	284,815	0
東明館学園	東明館高等学校	380,307	380,207	△ 100
	東明館中学校	271,524	271,579	55

(単位：千円)

設置者	学校名	平成22年度		
		見込み	確定	差額
佐賀龍谷学園	龍谷高等学校	514,877	510,385	△ 4,492
	龍谷中学校	69,599	67,886	△ 1,713
佐賀清和学園	佐賀清和高等学校	592,129	592,129	0
	佐賀清和中学校	91,715	91,715	0
旭学園	佐賀女子高等学校	799,570	799,579	9
佐賀学園	佐賀学園高等学校	584,027	584,027	0
	成穎中学校	127,643	127,643	0
江楠学園	北陵高等学校	458,908	460,376	1,468
伊万里学園	敬徳高等学校	317,036	317,036	0
松尾学園	弘学館高等学校	503,132	503,132	0
	弘学館中学校	305,932	305,932	0
東明館学園	東明館高等学校	400,616	400,958	342
	東明館中学校	234,377	236,443	2,066

【経費削減と2分の1上限額の関係について】

① 平成16年度の監査結果、監査意見等

運営費補助金は、補助対象経費の2分の1が補助限度となっているが、それぞれに区分された算定根拠により詳細な計算を実施し、それらの計算額を積み上げることにより、学校法人ごとの補助金額を計算している。その中には、一部発生経費に応じて計算される分もあるが、全体的には教員数・生徒数・教育の内容等様々な要素を計算根拠に用いており、発生経費とは必ずしも連動しない計算方法となっている。

補助金額に一定の制限をおくという点は理解できるところであるが、もともと区割り計算により積み上げられた補助金の積算額が基本的には発生経費を直接算定根拠としていないにもかかわらず、その経費の発生状況によっては減額されてしまうことには、矛盾がある。

経費削減努力が補助金減額交付に結びつき、経営努力を阻害しないか、また、もともと予定されていた補助金の交付の趣旨と若干離れた内容の交付となっていないかと考える。

経費の発生額には関連性が薄い要因で計算された補助金であり、それぞれの計算過程がそれぞれ意味を持っていることから考えると、上限の2分の1という概念は必ずしも必要がないのではと考える。

返還に関する事務については、もともとの積算額が意味のあるものとして計算されているので、仮に2分の1の上限の概念を除けば、学校法人における事業内容や、その他の積算根拠に変更が無ければ、通常補助金返還は生じないことになる。

仮に2分の1の上限を用いないとすれば、補助金交付計算を行う県の事務負担は少なからず軽減され、見積もりを基にした不合理な点も解消され、さらにはもともとの積算根拠が予定した本来の交付趣旨に沿った補助金の交付が可能になるものと考ええる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

上限額を撤廃すると配分方法によっては補助金依存率の非常に高い法人ができる可能性があること、私立学校の自主的運営を考えた場合に公費による補助金の上限は2分の1が目安と考えられること（私立学校振興助成法第4条第1項には国が大学等に経常的経費の補助金を交付する場合の上限も2分の1以下と規定されている）から、幼稚園の運営補助金については2分の1の上限を撤廃されているが、高等学校及び中学校の運営費補助金については2分の1の上限は撤廃されていない。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 運営費補助金の配分基準の基本的な方針【監査意見】

現行（平成 23 年度）の交付要綱上、幼稚園の運営補助金については 2 分の 1 の上限に関する定めがないが、高等学校及び中学校の運営費補助金については調整割の最終調整という項目で 2 分の 1 の上限を定めている。

補助金への過度の依存を回避するためには必要な制限との考えは妥当性がある。他方で、2 分の 1 の上限は、平成 16 年度の監査で指摘があったような矛盾もある。ひとつの考え方であるが、運営費補助金の配分基準の基本的な方針として、下記のような整理を行うと合理的ではないだろうか。

- ・ 原則的な配分基準として、生徒数割を位置付け、この生徒数割には上限を設けない。
- ・ 原則的な配分基準を補足・修正する基準の 1 つとして、経費割を位置付け、この経費割には当該支出額の一定割合（例えば 2 分の 1）などの上限を設けるか、教職員・校舎・教室・グラウンドなど生徒数に単純に比例して発生するものでない特定の支出項目について個々に上限を設ける。
- ・ 原則的な配分基準を補足・修正する基準の 1 つとして、この調整割には上限を設けない。

【幼稚園の教員割について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

教員割では本務教員のみが対象とされ、兼務教員についてはまったく考慮されていない。多彩な教育を行うためには本務教員だけでは手薄な面も当然出てくるであろうから、兼務教員の数が多いことはある面では教育の充実が図られているともいえる。従って、明らかに教育・保育活動にのみ携わっている兼務教員を対象外とすることは、公平を欠いていると思われる。

教員割の対象を本務教員だけとするのか、或いは本務教員と兼務教員とするのかは、運営費補助金交付目的の根幹に関わることであるため、現実的にかつ柔軟に判断すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

現行（平成 23 年度）上、高等学校・中学校・幼稚園の教員割は廃止されている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

上記表のとおり、現行（平成 23 年度）上、教員割は廃止されているが、実質

的には経費割に統合されている。そして、幼稚園の経費割においては、本務教員の勤務月数合計により各幼稚園に配分されるため、兼務教員の取扱いについてどのような取扱いとなっているかを検討した。この点について、交付要綱上の「本務教員」の範囲について兼務教員の教員としての時間を本務教員に含めている。具体的には、「本務教諭数調」の脚注にて、本務教員（本務教諭）とは、①常勤雇用（短時間や不規則の勤務ではなく、他の本務教員と同等の勤務実態がある）で、②私学等共済に加入し、③幼稚園教諭免許を有し、④保育を担当する者である旨が記載されている。このような定めにより、本来の本務教員（つまり、当該学校の専任の教員で、原則として辞令で判断される）に限らず、臨時雇用（1年未満の雇用契約）でも、上記①②③④の条件を満たす場合は、本務教員として取扱うようになっている。

以上のとおり、平成16年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【園児数割（幼稚園）について】

① 平成16年度の監査結果、監査意見等

園児減少対策分は平成3年度の定員内実員との比較を基礎にして按分計算されているが、基準年度を平成3年とする合理的な根拠はない。別途激減緩和措置としての補助金を支給しており重複している。

また、園児数割（基本額）は、園児数割総額（運営費補助金総額の30%）から上記の園児減少対策分額を減じた額を、各幼稚園の当該年度の定員内実員で按分して計算するが、実在籍園児数が定員の105%を超えた場合、超過した実人員に県の予算単価を乗じた額を園児数割（基本額）から減額する。この減額総額は、調整割に加えられ再度配分される。

定員の見直しが行われていないにも関わらず、園児数割（基本額）の減額計算がなされるのは合理性を欠く。加えて、定員の5%を超えて実人員がいる場合に減額されるが、5%の妥当性が理解できない。あくまでも定員で考えるのなら、5%の枠を設けること自体合理性がない。常に定員が見直され、定員そのものに地域の修学適齢幼児数との合理的な調整が図られているのであれば、園児数割の合理性も理解できるが比較対象としている数字に同質性が薄いと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成16年度補助金から、過去3年間の平均と比較する計算方法に変更したが、現行（平成23年度）上、園児減少対策分は廃止されている。また、実在籍園児数が定員の105%を超えた場合の減額調整も廃止されている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(7) 学則定員の 105%の余裕枠の設定【監査意見】

上記のとおり、实在籍園児数が定員の 105%を超えた場合の減額調整は廃止されているが、このような定員の 105%という考え方は、高等学校の運営費補助金の調整割に依然として残っている。これは定員超過による減算・加算措置というもので、生徒数が学則定員の 105%を超過した場合、「学則定員の 105%を超過した生徒数 × 県予算単価」を定員 105%超の学校で減額し、定員以下の学校に加算（再配分）する。5%の余裕枠を設けることの妥当性について問題は残っており、引き続き検討が必要と考える。

【私立専修学校運営費補助金について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

補助金を受領した各専修学校の設置者は、実績報告書を提出する際に、各年度の資金収支計算書並びにこれらの資金収支内訳書、人件費内訳書を提出するようになっている。実績報告書とともに提出される資金収支計算書について、一部の専修学校からは、決算見込書が提出されている。これらの提出書類は、補助金の交付に対しての実績を報告するものである。

専修学校の所轄庁は都道府県であり、収支のみを把握するのではなく財務内容等も含めた全体としての経営内容を把握すべきことは当然のことであり、毎年決算書を必ず入手し、財務内容・経営内容を十分に把握すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

現行（平成 23 年度）上、実績報告書の添付資料に決算書（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を提出させている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

交付要綱の様式第 3 号にて、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の提出を義務付けている。入手したこれらの書類について、帰属収支差額比率、人件費比率などの学校法人の一般的な経営指標を比較することにより、財務内容・経営内容についての分析がなされている。分析のポイントについて、担当者により異なるようであるが、経営分析の視点で内容は検討されており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【定員について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

運営費補助金は、基本的に定員内実員を対象にしており、定員は大きな意味を持っている。定員内実員と定員に大きな乖離がある私立学校法人もある。数

年に一度は全学校法人に対して定員の妥当性を検証させるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

5月1日時点での統計調査課が実施している学校基本調査に関する資料と補助金申請の関係書類を照合して、学校法人に出向いて見直しを検討するよう指導している。さらに、高等学校や中学校について、生徒名簿により実員数について事実確認をしている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 定員の充足率【監査意見】

平成22年度（平成22年5月1日時点）における、実員と定員は下記のとおりである。なお、表中の充足率とは実員を定員で除して算定しており、充足率が100%を超えると実員が定員を超えていることを示す。

充足率が100%を超えている高等学校及び中学校はないが、一部の幼稚園は100%を超えている。100%を超える幼稚園のうち最も充足率が高いのは鳥栖カトリックで106.7%である。

この点に関して、私立学校振興助成法第12条第2項において、所轄庁である佐賀県は、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずる権限を有する旨の定めがある。そして、この「著しく超えて」の具体的な数値基準についての定めはない。一般的に、定員の10%以内であれば、「著しく超えて」には該当しないものと考えることができ、このように考えると、一部の幼稚園は充足率が100%を超えている（つまり定員を超えている）ものの、定員を「著しく超えて」いないため問題はないと考える。

他方で、充足率が非常に低い水準の高等学校、中学校及び幼稚園がある。

この点に関して、私立学校振興助成法その他関連諸法令にて何ら定めはない。しかし、充足率が非常に低いということは、定員数に見合うだけの施設設備を確保しており、それを維持するために必要な費用を負担していることになり、学校運営は不効率となっているものと思われる。また、教員については、実際は過去における実員数の推移に見合うだけの教員数しか確保されていないことから、震災など突発的な事象が原因で入学希望者が大幅に増加した場合、十分な教育体制を確保することが困難となると思われる。定員は、教員数を反映した現実的な水準に設定する必要がある。また、定員水準を超える施設設備は、他目的に利用することや今後の維持費用と比較した上で売却処分または除却処分（有姿除却処分も含む）することも検討する必要がある。このような対応をしなければ、結果的に過剰な施設設備に係る維持費用について運営費補助金が支えられることになってしまうからである。佐賀県としては、こういった指導

を行うとともに、充足率が著しく低い（例えば 50%以下）場合、運営費補助金の経費割の配分上の減額するよう運営費補助金を見直すことも考えられる。

【高等学校】

学校名	定員	実員	充足率	摘要
龍谷高等学校	1,320	750	56.8%	
佐賀清和高等学校	1,755	776	44.2%	
佐賀女子高等学校	2,240	1,194	53.3%	
佐賀学園高等学校	1,620	859	53.0%	
北陵高等学校	840	701	83.5%	
敬徳高等学校	1,050	475	45.2%	
弘学館高等学校	675	501	74.2%	
東明館高等学校	600	546	91.0%	
早稲田佐賀高等学校	720	129	17.9%	1年生のみ在籍

【中学校】

学校名	定員	実員	充足率	摘要
龍谷中学校	210	63	30.0%	
佐賀清和中学校	270	163	60.4%	
成穎中学校	240	253	105.4%	
弘学館中学校	405	312	77.0%	
東明館中学校	480	268	55.8%	
早稲田佐賀中学校	360	123	34.2%	1年生のみ在籍

【幼稚園-1/3】

学校名	定員	実員	充足率	摘要
藤影幼稚園	250	73	29.2%	
精幼稚園	130	33	25.4%	
宝正幼稚園	120	19	15.8%	
龍谷幼稚園	150	142	94.7%	
三光幼稚園	400	342	85.5%	
中折幼稚園	360	127	35.3%	
白鳩幼稚園	280	188	67.1%	
ふたば幼稚園	240	185	77.1%	
ひしのみ幼稚園	100	54	54.0%	
高岸幼稚園	60	40	66.7%	
錦華幼稚園	200	78	39.0%	
嘉瀬幼稚園	240	196	81.7%	
和泉幼稚園	120	44	36.7%	
神野幼稚園	210	218	103.8%	
若楠幼稚園	80	27	33.8%	
新栄幼稚園	200	86	43.0%	
鍋島幼稚園	210	171	81.4%	
エミール幼稚園	90	79	87.8%	
信光幼稚園	100	59	59.0%	
高木瀬幼稚園	280	52	18.6%	
金立幼稚園	70	30	42.9%	
千布幼稚園	50	24	48.0%	
真生幼稚園	160	64	40.0%	
光生幼稚園	200	197	98.5%	
神埼幼稚園	200	204	102.0%	
城北幼稚園	120	67	55.8%	
北川副幼稚園	100	46	46.0%	
諸富北幼稚園	180	151	83.9%	
諸富南幼稚園	100	82	82.0%	
ロザリオ幼稚園	240	179	74.6%	

【幼稚園-2/3】

学校名	定員	実員	充足率	摘要
川上幼稚園	130	112	86.2%	
中川副幼稚園	120	39	32.5%	
大詫間幼稚園	80	28	35.0%	
さくら幼稚園	90	35	38.9%	
小鹿幼稚園	130	97	74.6%	
鳳鳴乃里幼稚舎	105	96	91.4%	
東与賀幼稚園	200	147	73.5%	
久保田幼稚園	150	68	45.3%	
昭和幼稚園	360	248	68.9%	
すみれ幼稚園	280	162	57.9%	
リョーユー幼稚園	280	194	69.3%	
唐津ルーテル幼稚園	120	119	99.2%	
エルアン幼稚園	200	180	90.0%	
相知エルアン幼稚園	100	92	92.0%	
浜崎幼稚園	150	69	46.0%	
呼子中央幼稚園	50	46	92.0%	
布津原幼稚園	240	145	60.4%	
駒鳥幼稚園	200	182	91.0%	
神辺幼稚園	130	94	72.3%	
あさひ幼稚園	240	203	84.6%	
鳥栖ルンビニ幼稚園	180	166	92.2%	
弥生が丘マイトリー幼稚園	210	193	91.9%	
伊万里カトリック幼稚園	160	125	78.1%	
多久カトリック幼稚園	80	22	27.5%	
鹿島カトリック幼稚園	130	52	40.0%	
伊万里幼稚園	320	200	62.5%	
たちばな幼稚園	120	47	39.2%	
のぞみ幼稚園	80	46	57.5%	
明信幼稚園	120	70	58.3%	
三間坂幼稚園	120	45	37.5%	

【幼稚園-3/3】

学校名	定員	実員	充足率	摘要
明朗幼稚園	120	74	61.7%	
小城幼稚園	150	135	90.0%	
牛津幼稚園	80	65	81.3%	
塩田幼稚園	80	41	51.3%	
和光幼稚園	90	70	77.8%	
嬉野幼稚園	160	46	28.8%	
ちとせ幼稚園	120	26	21.7%	
大立寺幼稚園	70	70	100.0%	
吉野ヶ里幼稚園	90	85	94.4%	
三田川幼稚園	120	81	67.5%	
見真幼稚園	360	157	43.6%	
基山幼稚園	105	85	81.0%	
上峰幼稚園	180	147	81.7%	
松若幼稚園	140	67	47.9%	
ひかり幼稚園	100	65	65.0%	
筑水幼稚園	100	25	25.0%	
月影幼稚園	100	78	78.0%	
中原幼稚園	100	63	63.0%	
あかさかルンビニー幼稚園	90	64	71.1%	
ルンビニー幼稚園	90	62	68.9%	
大町幼稚園	100	16	16.0%	
有明幼稚園	160	94	58.8%	
大浦幼稚園	70	14	20.0%	
佐賀西部幼稚園	70	35	50.0%	
愛の泉幼稚園	130	138	106.2%	
唐津カトリック	80	62	77.5%	
武雄カトリック	120	63	52.5%	
鳥栖カトリック	150	160	106.7%	

2. 私立幼稚園特殊教育費補助金（現 私立幼稚園特別支援教育費補助金）

(1) 制度概要

① 趣旨

障害児の私立幼稚園への就園を促進し、その心身の健全な発達を助長するとともに、障害時に対する正しい理解を深めるため、障害児の就園する私立幼稚園を設置する学校法人に対し、補助金を交付する。

② 補助事業者

私立幼稚園を設置する学校法人、幼稚園型認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園を設置する社会福祉法人

③ 補助金額

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度
25,284	65,272	60,576

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【5月1日在園基準について】

① 平成16年度の監査結果、監査意見等

この基準5月1日在園基準日によると、5月1日に在園していれば、例え4月下旬入園5月中旬退園の1ヶ月であっても、補助金対象になり、5月1日以降に入園しそのまま在園していたとしても対象外になる。上記の例のように在園時期により全く異なった結果となるのは、有用な教育環境を提供するための補助金であることを考慮すると不公平と言わざるを得ない。

基準日以降の入園者を救済し、在園期間の不公平をなくすべく、基準日以降の入園者については、入園月分からの按分額とするなり、短期間の在園児についても在園月の按分額とする等、より公平な措置をとることが望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

現行（平成23年度）は、基準日を撤廃し、補助金交付申請書の提出期限である1月末までは申請を受け付けている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

交付要綱第 5 条にて、補助金交付申請書の提出期限が 1 月末と定められており、これ以外に、交付申請を制限する定めはない。また、仮に 1 月末を過ぎた場合であっても、実務的に可能な限り、県から国への補助金交付申請の申請に間に合う限りは受け付けている、との回答を得た。以上のとおり、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

3. 私立学校施設設備整備費補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

私立学校の施設、設備の整備を促進することにより、私立学校教育の振興を図るため、補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する

② 補助事業者

中学校、高等学校、幼稚園、専修学校若しくは各種学校を設置し、又は当該年度中に設立する学校法人

③ 補助金額

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度
9,135	8,160	16,372

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【入札状況の把握等について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

当該補助金は、補助対象経費に対して最高で 3 分の 1 までの部分を補助するもので、その大半のものについては県のほかに国も補助金を交付する。施設・設備に係る補助金であるため補助対象経費の金額が大きくなり、その金額の妥当性・公正性が確保されることが必要である。対象事業については県側から入札や合見積りの実施を指導されているが、可能な限り入札を実施すべきことを明確に示し、さらに入札参加業者・入札状況やその結果を書面で報告させるべきであると考え。入札を行わない場合には、実施しないことについての理由書を提出させるなどの措置が必要である。さらに、合見積りによる場合には、

見積もりを行った事業者の選定理由やその結果等も合わせて入手すべきである。

また、大規模な改修工事等でなく金額が僅少な場合でも、合見積りの実施状況や見積り業者の選定理由を、合見積りを行わないような場合には、その理由や業者の選定理由を書面により提出をさせるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

従前から合見積りを行うよう指導してきており、平成 16 年度からは補助金執行の透明性・公正性を確保するために、見積書を提出させているが、現時点においては、入札等による契約手続きを実施することについて書面では示していない。

今後、入札を実施すべきことを明確にし、入札や合見積り結果を書面で報告させるとともに、それによらない場合は、理由書などを提出させるように指導する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 交付申請書の添付書類の見直し【監査意見】

平成 20 年度から平成 22 年度までにおいて、本補助金の利用実績は下記の 1 件のみであった。

- ・ 交付申請：平成 22 年 7 月 6 日（学校法人佐賀龍谷学園）
- ・ 内 容：柔道場と卓球場の耐震等
- ・ 工事総額：20,052 千円

これは国庫補助金の対象事業でもあったため、国庫補助金としての申請手続上「採択理由書」（事業者の採択理由を記載する資料）が作成されており、3 社が入札し最安値の事業者を採択していることが確認された。

この工事は国庫補助金の対象であったため、結果として入札が行われたが、県単独補助金の場合について、入札や見積り合わせの手続が明確に定められているわけではない。

県として入札や見積り合わせの結果を書面で報告させる具体的な手続について確認したところ、「これまで利用実績が少ないため、交付申請書の添付書類についての見直しが行われにくい状況ではあったが、交付要綱に定める交付申請書の添付書類として入札や見積り合わせ結果を記載した書面やそれらによらなかった理由書を明記することを検討中である」との回答を得た。他の業務との優先順位を踏まえ、可能な限り早い段階で、検討中の交付申請書の添付書類の見直しを行う必要がある。

4. 私立学校教育研修事業費補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

私立学校の教員の資質の向上を図ることにより、私立学校の教育効果を高め、もって私立学校教育の振興に資するため、教員研修事業を行う私立学校で構成する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとする。

② 補助事業者

社団法人佐賀県私立幼稚園連合会、佐賀県私立中学高等学校協会、社団法人佐賀県専修学校各種学校連合会

③ 補助金額

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度
2,000	2,000	2,450

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【決算書の提出等について】

① 平成16年度の監査結果、監査意見等

補助対象事業者は、実績報告書とともに収支決算書を提出するようになっているが、この収支計算書は補助事業に係る部分のみの収支計算書であり、補助対象事業者の全体の収支を表す収支計算書は必ずしも入手されていない。

県は補助金を交付する先の状況を十分に把握することは当然のことであり、財政状況を表す貸借対照表や財産目録等も入手することにより、交付先の状況を十分に把握すべきであると考え。別途特別会計を有しているような場合も考えられるし、補助金の交付が無かったとしても毎年余剰金が増加しているような場合にはあえて補助金を交付する必要が無いものと思われ、補助金を交付する場合には必ずそのような検討が必要であると考え。

また、補助対象事業の収支計算書とそれぞれの団体の全体での決算書との整合性も必ず検証されるべきものと考え、この検証も全体の収支計算書を入手しなければならないわけである。

補助金交付後の検証並びに補助対象事業者の状況把握という観点からも、補助対象事業の検証を行うべきであると考え。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
決算書等を取り寄せ、補助金交付団体の財政状況の参考にしています。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

実績報告書には教育研修事業に係る収支計算書しか記載がないが、補助事業者の全体の決算書は別途に毎年入手しており、その点は改善している。ただ、決算書を見ることに不慣れなため、入手した決算書の活用が十分ではない部分があるかもしれないとのことであった。決算書は全体の適正性、補助対象事業に係る収支計算書との整合性等の検討に利活用してこそ提出させこそ意味があり、その点において、平成16年度の監査における指摘事項が十分に改善されたとは言えない。

従来の公益法人会計基準の下では、資金収支ベースの収支予算書と収支計算書が決算書の中心であったが、新しい公益法人会計基準においてはこの収支予算書と収支計算書の作成が求められていないため、今後の補助率の検討などに生かせるように、損益計算ベースの正味財産増減計算書で経営成績を、貸借対照表で財政状態を時系列で継続的に把握しておくことが望ましい。

5. 私立学校退職基金社団等補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

私立学校教職員の福祉の向上と私立学校教育の振興発展を図るため、補助金を交付する。

② 補助事業者

社団法人私立学校退職金社団、社団法人私立幼稚園退職金社団

③ 補助金額

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度
61,185	60,851	60,597

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助対象事業者の状況把握について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

佐賀県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第 11 条の定めにより、私立学校退職基金社団等の指導は佐賀県教育委員会にあるが、県が補助金の全額を支出しているため、県も状況把握が必要である。

当該補助金は、教職員の退職金を準備するために設置された社団に、各学校法人が拠出する掛金の一部を補助するものであり、補助対象事業者は上記の退職社団ではあるが、実質的には各学校法人の掛け金拠出の負担を軽減するという内容のものである。

そもそも、このような民間の私立学校法人に対し、退職金支出のみを対象とした補助金が必要であるのかという点に疑問も感じるが、公立学校とのバランスや、趣旨にもあるように私立学校教職員の福祉向上と優秀な教師の確保により私学教育の振興発展を目的として実施されているものであり、負担率の差はあるものの全ての都道府県において実施されているものである。ただ、負担率においては県での裁量の余地もあり、適正な負担率での補助金の交付という点では、常に補助事業者の状況を把握し、補助金の削減の余地は無いか等を検討すべきである。

いずれの団体も退職金の支払い資金を確保するために資産を保有しているが、最近の低金利等の影響もあり財務内容は必ずしも良好な状況ではない。

それぞれの団体の収入の約 4 割を県の補助金が占めている状況で、当該団体の運営に県の補助金が大きく影響を与える状況から鑑みても、最低限今後の給付計画や資金繰り計画程度は十分に把握し、今後の補助金交付の方向性について十分な検討を重ねていかなければならないものとする。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

負担率については、負担率を決めるのは補助事業者であり、県が決めるものではありません。補助金の削減については、平成 16 年度に補助率を 32/1000 から 16/1000 に引き下げたところです。

補助事業者の給付計画等については、総会資料などを入手し、状況把握に努めています。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

補助率は平成 16 年度以降改定がなく 16/1000 のまま据え置きとなっている。平成 23 年 10 月に福井県が行なった私学退職金社団助成に関する調査の結果を見ると、46 都道府県に全く助成をしていないというところはなく、16/1000 と

いう佐賀県の補助率は全国的に見ると低いほうに含まれていた。

また、県は補助事業者である社団法人私立学校退職金社団、社団法人私立幼稚園退職金社団の決算書を毎年入手し、今後の給付予定等を聞き取りするなどして退職金の給与予定や補助事業者の財政状況の把握に努めている。補助事業者は給付乗率の引き下げや退職金の給付を1年未満退職者から3年未満退職者まで引き上げる等の措置をとることによって給付額の削減を図り将来に備えている状況であり、県としては今後も補助事業者の取り組みを把握していくとのことであった。

6. 平成16年度の監査の対象とはなっていない補助金【監査意見】

【第25回全九州私立幼稚園PTA指導者研修会開催費補助金について】

この補助金は、私立幼稚園教育の振興及び充実を図るため、第25回全九州私立幼稚園PTA指導者研修会佐賀大会を開催する佐賀県私立PTA連合会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するというものである。

平成22年9月8日に開催された第25回全九州私立幼稚園PTA指導者研修会に補助金を交付するために平成22年9月1日に交付要綱が制定されている。指導者研修会は九州各県で持ち回りになっているが、佐賀県では開催の都度交付要綱を制定し30万円の定額補助金を交付する状況が続いている。

平成18年度から平成22年度までの大会開催地となった各県の事業費等の状況は下表のとおりである。

(単位：千円)

	鹿児島県 H18年度	宮崎県 H19年度	大分県 H20年度	沖縄県 H21年度	佐賀県 H22年度
総事業費	3,414	2,889	3,332	3,077	5,239
うち、県補助金	300	300	300	-	300
うち、市補助金	150	150	150	-	150

第25回全九州私立幼稚園PTA指導者研修会開催費補助金交付要綱第2条では、補助対象経費につき「第25回全九州私立幼稚園PTA指導者研修会佐賀大会の開催に要する経費」と規定しているが、実績報告書の事業の名称は、第25回全九州私立幼稚園PTA指導者研修会と平成22年度佐賀県私立幼稚園PTA連合会大会の2つの事業名が記載されており、添付された収支決算書もこの2つの事業のものとなっていた。

交付要綱では平成22年度佐賀県私立幼稚園PTA連合会大会の開催費は補助対象経費にはならないはずなので、収支決算書を当該補助事業の対象経費となる部分とな

らない部分に区分して実績を報告させるよう指導する必要がある。

大会の規模は実績報告書の大会参加人数によると 1,012 名となっており、大きな大会である。大会の内容は、大会スケジュールによると、9月7日午後から全九州私立幼稚園 PTA 連合会理事会、懇親会が開催され、9月8日に全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会が開催されている。9月8日の大会では、記念講演が1時間、指導者研修会が1時間30分となっており、研修も実施されているが式典という色彩も濃い事業であると言える。

また、この事業の当初予算では佐賀私立幼稚園 PTA 連合会から 300 万円が収入予算（自己資金）として計上されていたが、実績報告で計上された佐賀私立幼稚園 PTA 連合会からの収入は 194 万円にとどまっていた。その理由は、当初予定していたほどの事業規模ではなくなったため減額となったということである。補助事業を実施するかどうかの判断と補助事業者の資金量は、必ずしも結び付けて考えるべきとは言えないだろうが、補助事業者自身が減額できた支出額と申請額どおり交付された県の補助金額を並べてみると、払拭しきれない違和感を覚える。

そもそも、共働きや母子家庭が増加し PTA のあり方そのものを検討すべき時代となっている中で、佐賀県が当番になった都度、交付要綱を制定してこの補助金を交付するという状況を継続していくことが、本当に必要なものであろうか。当該補助事業は制度の意義や効果等を再確認し、今後のあり方につき廃止を含めて検討する必要があるのではないかと考える。

Ⅷ 農地整備課

1. 佐賀県換地促進対策事業補助金

(1) 制度概要

① 趣旨

換地事務を伴う土地改良事業においては、近年、大区画圃場の加速的な整備や工期の短縮化等から、換地事務を円滑かつ速やかに処理しなければならないほか、農業構造改革の加速化等から担い手の育成と合理的な水管理・土地利用調整による農用地の利用集積を推進することが必要となっている。一方、交換分合については、農用地集団化の促進に重要な役割を担っているが、技術者等が不足しているなど実施体制を早急に整備する必要がある。これらの問題に対応できるよう総合的な支援をするため。

② 補助対象事業

- ・ 換地技術者等及び換地事務量の把握等
- ・ 換地事務等総合強化対策（換地関係異議紛争処理対策を含む）
- ・ 農地利用集積推進対策

③ 補助事業者

佐賀県土地改良事業団体連合会

④ 補助金額

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度
3,694	3,320	1,804

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【業務内容の区分と共通経費の配分方法について】

① 平成14年度の監査結果、監査意見等

佐賀県土地改良事業団体連合会において1人の担当者が関連する2つ以上の業務に携わる場合の共通人件費や旅費等を予算化する場合、補助対象である業務に係る諸経費は「換地センター費」として、補助対象ではない業務に係る諸経費は「換地事業費」として科目区分を行うこととされている。

しかし、共通費を補助対象業務と対象でない業務の間でどのように配分するか
の基準に客観性が乏しく、科目毎に適正な配分金額が計上されているかの客
観的検証が難しい状況である。県においては、補助金申請の段階から補助対象
経費についてより厳格な審査を行い、補助対象経費と対象外経費について、よ
り客観性の高い区分経理が行われるよう十分に指導すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 14 年度の補助事業実績報告にあたり会計書類を調査したところ、共通費
の配分について基準が曖昧なところがあったため、基準を明確にし、適正に配
分するよう指導を行っている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 20 年度から平成 22 年度における共通費の配分については、下記のとおり
算定されており、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

- ・ 人件費：業務別の時間の割合に基づき配分
- ・ 複写機チャージ料：担当部署内の事業費の割合に基づき配分
- ・ 電気料：担当部署別の床面積の割合に基づき配分

IX 地域福祉課

1. 佐賀県在宅福祉事業費補助金（地域福祉推進事業費）（現 佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金）

(1) 制度趣旨

① 趣旨

地域社会の支えを必要とする要援護者世帯に対する自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって地域の要援護者の福祉の向上を図る。

② 補助対象事業

- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 運営適正化委員会設置運営事業

③ 補助事業者

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会

④ 補助金額

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日常生活自立支援事業	19,879	23,950	29,783
生活福祉資金貸付事業	14,135	966,676	32,276
運営適正化委員会設置運営事業	9,151	9,151	9,151
合計	43,165	999,777	71,210

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【収支に係る帳簿と諸資料の整備保管等について】

① 平成14年度の監査結果、監査意見等

交付要綱第4条第1項第5号では、「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。」となっているが、現状では補助金の担当者が作成する個人的な資料（帳簿の写しにマーカー等で印をつけた資料）が補助対象事業に係る帳簿の役割を果たしている

状況であり、交付要綱が求める上記帳簿を県社会福祉協議会として整備・保管しているとは言えない。

佐賀県社会福祉協議会（以下、「県社会福祉協議会」という。）として（個人的な資料ではなく）、要綱どおりに補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管すべきである。

また、この帳簿は交付要綱第 5 条に定める様式第 4 号（実績報告書）を作成するための基本資料になるので、適切に作成されなければ実績報告書の金額の信頼性が低下してしまう。

現状では補助金の担当者が協議会全体の帳簿の写しから個々の補助対象収支を一件ずつ拾い上げて積算する方法で作成されているため、単純な積算誤りや対象経費の拾い上げの誤りなどが生じる恐れがあり、また上記のとおり帳簿が適切に作成・保存されていないため、各補助金の収支の内容を個別に証拠書類と照合して積算額の妥当性を検証することに多大の労力を要することになる。

県社会福祉協議会の運営管理を指導監督する立場にある県としてはこの問題を速やかに解決するように指導するとともに、必要に応じて支出と証憑との照合を実施して実績報告書の正確性を検証すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

県社会福祉協議会に対し、各事業について補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、それぞれの事業の経費の支出状況を明確にするよう指導を行うとともに、指導監査において必要に応じて実績報告書の支出内容と証憑書類の照合を行っている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

現在は、市販の社会福祉法人用の会計システムを導入し、適正に処理されている。具体的には、領収書・請求書等に基づき会計システムにて会計伝票を起票する際に、取引ごとに①一般会計か任意の特別会計か、②事業の区分（大区分）、③事業の区分（小区分）を入力されており、入力されたこれらの区分ごとに収入項目・支出項目が自動集計されて決算書が作成されている。

また、運営管理を指導監督する一環として実施している指導監査は、2年に1回実施されており、領収書・請求書等と会計システムから出力された帳簿との照合等により、記録の正確性の確認が行われている。以上のとおり、平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【県社会福祉協議会を通じた間接補助における実績の検証について】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

当該補助金の中の市町村地域福祉支援事業に対する補助は、各地域におけるボランティアの養成事業等のために市町村の社会福祉協議会が行なう活動に対して交付されるものであり、交付方法は、県から県社会福祉協議会を經由して市町村の社会福祉協議会に交付するという間接補助金という方法によっている。この間接補助にあたり、市町村の社会福祉協議会が県社会福祉協議会に提出した実績報告書に添付されている支出済内訳書を見たところ、「意見交換会」「代表者会」のように支出内容の記載の具体性に欠けるものや十分な記載がないものが見受けられた。

県社会福祉協議会から交付される補助金は、県からの補助を間接的に交付するもので、内容的には県からの補助金であることに何ら変わりはない。県社会福祉協議会は、当該補助金の対象事業や事業費が交付要綱に定められたとおりになっているかどうかについて、その交付窓口として県に代わってその内容を確認しなければならない立場にあると考える。

従って、県社会福祉協議会は実績報告書の金額が正しいことを証拠書類との照合等により十分に確認すべきであり、また市町村社会福祉協議会に対しては、実績報告書への記載について、支出内容等の詳細がわかるような具体的な記載をするように指導すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

県社会福祉協議会において、実績報告書の支出済内訳書の内容は詳細に記載するよう市町村社会福祉協議会に対して指導を行い、補助対象事業及び経費についての確認を十分に行っている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

現在、間接補助という形で県社会福祉協議会に交付する補助金は廃止されている。しかし、このような県からの補助金を財源に交付する補助金に限らず、市からの補助金等を財源に交付する補助金も含めて、県社会福祉協議会が交付する補助金はすべて、交付要綱に沿って補助金が交付されているかという観点から監査されている。

なお、支出済内訳書について、支出内容をどこまで具体的に記載するかについては、事後的に説明でき、かつそれが他の資料で裏付けられていれば、略称を使用したり、省略したりすることはある程度認められる。何ら知識のない者にまで理解できるように記載するとなると煩雑になる。支出済内訳書であれば、その資料を利用する者の間で理解できる記載内容であれば十分である。事後的な監査で、その支出内容を他の資料を用いて説明する際に、説明を受けた者が納得できれば問題はなく、問題となるのは説明を受けた者に「それは担当者の

記憶に頼った説明であって、関連する資料を確認しても説明を受けた支出内容と特定することは困難です。」などと言われてしまうような場合である。以上のとおり、平成14年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

2. 生活福祉資金貸付事業推進費補助金

(1) 制度概要

生活福祉資金貸付事業推進費補助金は、現在は、佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金に統合されているため、記載を省略する。

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【補助対象項目の監査について】

① 平成14年度の監査結果、監査意見等

県の厚生部では毎年1月に県社会福祉協議会に対して監査を実施しているが給与については給与台帳との照合等を行われていない。補助対象支出項目のうち給与等の重要項目については監査すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成15年度の指導監査時より、給与台帳との照合等による監査を実施している。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 人件費の各事業への配分の合理性検討について【監査意見】

県は、社会福祉法に基づく指導監査を県社会福祉協議会に対して平成21年度までは毎年1回、平成22年度以降は2年に1回実施している。この指導監査時において契約事務、給与事務等につきサンプルチェックにより全体的な事務処理を監査しており、各種事務処理等につき適正に実施されていることを確認している。

複数の補助事業を担当する職員の人件費については、1人別の給与、諸手当、法定福利費の各事業への年度当初の配分表（つまり交付申請時の予定配分表）を県社会福祉協議会から入手し、それが実績報告書においても適用されていることは照合して確認できているということであった。

しかし、それだけでは県社会福祉協議会の予定配分表が妥当であることを前提とした書類間の整合性チェックにとどまっていると言わざるを得ない。本来、

補助対象経費と認められるのは、人件費の実績数値に補助事業に実際従事した割合を乗じた額であるべきであるため、実績数値の正確性だけでなく従事割合が実態に沿った適切なものであることをも確認しなければならない。

人件費以外の諸経費についても支出内容や金額の正しさは資料の照合等で確認しているとのことであるが、人件費同様、実態に沿った適切な基準で各事業に配分されていることの確認まで行うべきである。

【延滞利子収入の取扱いについて】

① 平成 14 年度の監査結果、監査意見等

貸付事務費補助金の金額は、総事業費から当該事業に係る収入額（繰入れされた利子収入（以下「利子繰入金」という。））を控除した額と対象経費の実支出額を比較して少ない額で決定される。

延滞利子収入については、当該会計の財源として繰入れすることが出来る旨の規定は定められているものの、繰入れする場合の金額については何ら規定が無い。明確な処理ができるよう繰入れについての規定を整備すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

延滞利子収入の取扱いについては、全額事務費会計へ繰入れするよう県社会福祉協議会と取決め、平成 15 年度より実施している。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

当該制度は国の制度であり、諸規定も国で整備しているため、県としての規定の整備はしていないが、前回の監査を受けて、県と県社会福祉協議会は延滞利子につき原則として事務費に繰り入れることとした。実際の事務処理もこのとおり行なわれていることを確かめた。

(イ) 生活福祉資金（総合支援資金）運営要領への準拠について【監査結果】

なお、平成 22 年度の生活福祉資金特別会計の収支計算書には、欠損補填積立金利息収入が 303 千円計上されているが、この利息収入は上記延滞利子を含む貸付金利子収入等と合算のうえ、生活福祉貸付事務費特別会計へ繰り出されている。

ところが、生活福祉資金（総合支援資金）運営要領 第 9 会計 3 欠損補てん積立金には、その利子に関して次のような規定がある。

「欠損補てん積立金は、銀行への預金若しくは貯金又は、国債等元本が保証される方法により保管し、当該預貯金から生ずる利子等は、必要な額を欠損補

てん積立金として経理し、残額を貸付原資として経理するものとする。」

つまり、欠損補填積立金利息収入を生活福祉貸付事務費特別会計へ繰り出して事務費に充てる会計処理は誤りであって、今後の処理においては、上記生活福祉資金（総合支援資金）運営要領に基づき適切に実施すべきである。

X 生産者支援課

1. 中山間地域等直接支払交付金制度

(1) 制度趣旨

① 趣旨

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第35条第2項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされたところである。

このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、以下に定めるところにより、中山間地域等直接支払交付金を交付する。(中山間地域等直接支払交付金実施要領より抜粋)

② 対象地域及び対象農用地

(ア) 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域、及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域

(イ) 対象農用地

農業振興地域の整備に関する法律において定める農用地区域内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1haまとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行なわれる複数の団地の合計面積が1ha以上であるもの。

③ 交付対象者

集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、5年以上農業生産活動を継続する農業者等

④ 交付金額

年 度	単 位	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付市町数		18	18	18
交付対象面積	ha	8,214	8,210	8,149
交付金額	百万円	1,223	1,222	1,254
集落協定数		531	531	536

⑤ 平成 16 年度以降の当該制度の経緯

当該制度は、平成 12 年度から平成 16 年度を第 1 期対策、平成 17 年度から平成 21 年度を第 2 期対策とし、5 年ごとに制度の見直し等が行なわれている。

第 1 期対策は、中山間地域における平場との農業生産条件の格差を補正する施策として実施され、第 2 期対策では、制度の基本スキームは維持した上で担い手の育成など、より前向きな取り組みを図るための単価の 2 段階制を導入した。継続的な農業活動等の基礎的な活動のみではなく、生産性や収益性の向上、担い手育成などの積極的な取り組みに対して単価を加算するという変更を加え、担い手育成へ施策を重点化した。

しかし、今後ますます中山間地域等の農業就業人口の減少や高齢化の進行が予想されることを受けて、平成 22 年度からスタートする第 3 期対策では、高齢化の進行を踏まえた変更が行なわれた。例えば、高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組の推進や飛び地等の小団地等の協定への取り込みを推進できるように変更されている。

(2) 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

【具体的な施策の実施及び農業者への周知について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

佐賀県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱・交付要領に基づき、交付事務を適切に行うことに加えて、少なくとも中山間地域等で耕作放棄地が増加する主な原因（人的問題、経済的問題）にどのように対処していくかに関する具体的な施策を早めに議論し実行に移す必要があると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

中山間地域等では、農業者の高齢化等による担い手不足が耕作放棄地の主な発生要因となっていることから、国では、平成 17 年度に、「中山間地域等直接支払制度」を自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を促す制度へ改正されたところである。今後は、市町村等関係機関・団体との緊密な連携のもと、新たな制度の円滑な実施を図るとともに、県内外の優良事例を紹介するなどして、できるだけ多くの集落において、将来にわたり継続的な取組が行われるよう推進していく。

また、県の財政を考えると県民すべてが満遍なく公共サービスを受け続けるという時代ではなくなってきた。中山間地域等の農業者にも自らで自らの将来を考え行動しなければならないことを理解してもらおう努力も必要である。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

県は、中山間地域等で耕作放棄地が増加する主な原因である人的問題（人口減少や高齢化）及び経済的問題（平場との所得格差等）に対して、この中山間地域等直接支払制度を有効に活用することで対処しようと考えている。

当該制度が始まった平成 12 年度の交付対象面積は 7,635ha であったが、平成 22 年度の交付対象面積は上表のとおり 8,149ha まで増加しており、耕作放棄地の増加に対する歯止めとして一定の効果があつたと考えることが出来る。

直接支払の対象地域や集落協定増加のための具体的な業務は市町が実施することになるが、今回の制度改正（第 3 期対策）では、県は平成 22 年に制度改正に関する研修会を実施した。県内を 6 ブロックに区分し、市町、JA や農業者など延べ 700 人弱の関係者に対して研修を実施して国の第 3 期対策の周知に努めている。また、夏季冷涼な気象条件等を生かした地域の特色ある農作物の生産や加工品づくりなどの他の地域の取り組み事例の紹介を行うなど、継続的かつ具体的な取組が実施されており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

【全庁的な取組について】

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

制度の大きな目的が中山間地域等の多面的機能の維持・確保をはかりつつ、農業の自給率の確保であることを考えると、農政だけにとどまらない施策に対応するための全庁横断的な組織を考えるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

これまでも例えば山村振興法に基づく山村振興基本方針については、農林業の振興はもとより、観光等の産業振興、学校等の教育施設の整備及び医療・道

路等の生活環境基盤の整備など広範な範囲に及んでいることから、庁内関係課が一体となり策定してきたところである。今後とも、中山間地域の産業基盤や生活環境の整備などの各種振興施策の実施にあたっては、庁内関係課がより一層連携強化を図っていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

中山間地域の利便性向上や都市部との交流に必要な道路等のインフラ整備や観光資源開発等の観光振興などはそれぞれ関係する各課が取り組んでおり、中山間地域の振興はこれらの関係する各課の業務と密接に連携していると考えられる。また、県は、「将来にわたって本県の農業・農村を振興し、食と農と環境が調和した豊かな県民生活を実現していくためには、農業者の創意工夫を活かした取組を基本として、消費者と農業者が、「食」と「農」について同じ意識を持って相互に理解を深め、信頼関係を築いていくこと」が必要であるとの観点から、「さが“食と農”絆づくりプロジェクト」を展開している。この事業には、中山間地域を含む農業者、観光業者、食品事業者、CSO、消費者等の様々な立場の参加者があり、農村全体の振興に対して県民協働の取組を実施しており、平成16年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

2. 中山間地域農業農村活性化支援事業費補助金

(1) 制度趣旨

① 趣旨

中山間地域農業・農村の活性化を図るため、夏季冷涼な気候など平坦地域にはない自然条件や地域資源を生かし、新規作物の導入等や農村景観の保全に必要な機械・施設の整備、さらには農産物の直売・加工に必要な機械・施設の整備を行い、中山間地域活性化を目指す。

② 補助対象事業

中山間地域等直接支払制度において集落協定を締結した農地を有する農業集落を含む地域において、中山間地域の活性化に必要な内容で、採択要検討から国庫補助事業及び他の県単独補助事業で実施できないもの。

③ 補助事業者

2戸以上の営農集落、農業協同組合等

- ④ 補助金額
実績なし
- ① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等
県は、国の「系統施行マニュアル」に基づき、建設特別委員会のメンバーの中に農協の理事以外の構成員を参画させるように指導すべきである。
- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
「中山間地域農業農村活性化支援事業」については、平成 16 年度で完了したところであるが、「強い農業づくり交付金」等の事業において、系統施行を実施する場合は、建設特別委員会に農協の理事以外の委員もいれるよう、「系統施行マニュアル」に基づいた適切な対応を事業実施主体に指導したところである。
- ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
この事業は平成 16 年度までで完了しており、平成 17 年度以降は実績がない。

第3 現地機関に関する措置状況

I 佐賀県東部工業用水道局

1. 現地機関の概要

(1) 目的

佐賀県東部工業用水道は、県東部地区の産業基盤の整備を目的として、地域内の既存企業の振興はもとより、新規企業の誘致を積極的に推進し、中核的な内陸工業地帯の形成を図り、県勢の発展に資することを目的として設置された。佐賀県東部工業用水道局は、この佐賀県東部工業用水道の供給等を行う佐賀県の地方公営企業である。

佐賀県東部工業用水は、隣接する一級河川の筑後川水系宝満川から取水し、その豊富な水量を利用して気象条件に左右されない安定供給を行っている。平成23年5月現在で、60,000 m³/日量の供給能力に対して(計画給水量100,000 m³/日量)、契約給水量は44,866 m³/日量であるため、新規の需要に対しても十分な量の工業用水を確保できている。

(2) 沿革

第1期工事

鳥栖地区の企業に給水するため、昭和37年度から昭和40年度までに取水施設、浄水施設及び送配水施設の建設を行っている。

建設費	484,000 千円
給水開始	昭和42年1月15日

第2期工事

佐賀県東部中核工業団地を含む三田川地区及び諸富地区の企業に給水するため、昭和45年度から昭和51年度までに送配水施設の建設を行っている。更に基山地区及び鳥栖北部丘陵地区の企業に給水するため、昭和51年度から昭和52年度までに送配水施設の建設及び浄水施設の整備工事を行っている。

建設費	3,968,146 千円	
給水開始	三田川・諸富地区	昭和51年4月15日
	基山地区	昭和52年10月1日

第3期工事

佐賀市までの給水計画は、予想需要量が少ないため、現在のところ休止状態である。

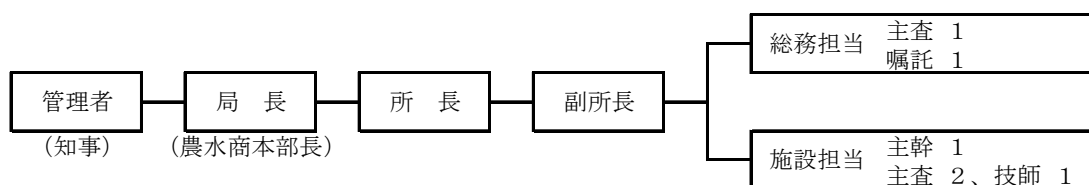
給水事業所数及び給水量の推移は次のとおりである。

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
年度末給水事業所数		37	37	37	37	36
年間給水量	総量 (千m ³)	19,103	19,297	19,348	19,157	16,774
	一日最大 (m ³)	52,806	53,998	55,086	53,494	46,966
	一日平均 (m ³)	52,338	52,724	53,009	52,486	45,957

計画給水量と給水契約状況は次のとおりである。(平成23年5月1日現在)

地区名	計画給水量 m ³ /日 (A)	安定供給能力 m ³ /日 (B)	事業所数 カ所	契約給水量 m ³ /日 (C)	達成率 (%)	
					C/A	C/B
鳥 栖	30,000	5,500	6	4,638	15.5%	84.3%
基 山	10,000	9,500	6	6,490	64.9%	68.3%
三田川	25,000	14,000	21	10,386	41.5%	74.2%
諸 富	35,000	31,000	3	23,352	66.7%	75.3%
合 計	100,000	60,000	36	44,866	44.9%	74.8%

(3) 組織



(4) 貸借対照表及び損益計算書について

貸借対照表

(千円未満四捨五入)

	H20年度	H21年度	H22年度
	千円	千円	千円
固定資産	3,874,906	4,105,420	4,044,392
有形固定資産	3,864,706	4,097,332	4,038,416
土地	200,270	200,270	200,270
建物	258,188	316,244	315,939
減価償却累計額	△ 79,714	△ 86,465	△ 96,009
構築物	5,082,243	5,083,463	5,223,134
減価償却累計額	△ 2,304,322	△ 2,384,168	△ 2,472,794
機械及び装置	1,529,284	1,730,560	1,728,424
減価償却累計額	△ 984,964	△ 836,833	△ 888,007
車両運搬具	3,363	3,363	3,363
減価償却累計額	△ 3,195	△ 3,195	△ 3,195
工具器具備品	12,487	18,621	18,621
減価償却累計額	△ 6,327	△ 6,891	△ 9,110
建設仮勘定	157,392	62,363	17,780
無形固定資産	10,200	8,088	5,976
電話加入権	61	61	61
電気供給施設利用権	1,401	1,401	1,401
地上権	2,402	2,402	2,402
ソフトウェア	6,336	4,224	2,112
流動資産	1,891,739	1,718,684	1,799,822
現金預金	1,841,591	1,661,467	1,754,839
未収入金	45,762	52,911	40,510
棚卸資産	4,386	4,306	4,474
資産合計	5,766,645	5,824,104	5,844,214
固定負債	222,910	227,409	182,032
引当金	222,910	227,409	182,032
退職給与引当金	168,902	173,400	128,024
修繕引当金	54,008	54,008	54,008
流動負債	42,722	46,978	88,792
未払金	42,325	46,573	88,424
その他流動負債	396	405	368
負債合計	265,632	274,387	270,824
資本金	2,975,117	2,975,117	2,975,117
自己資本金	2,671,349	2,685,899	2,700,693
借入資本金（企業債）	303,768	289,217	274,424
剰余金	2,525,896	2,574,600	2,598,274
資本剰余金	1,774,945	1,750,582	1,750,492
受贈財産評価額	473,110	473,110	473,110
工事負担金	260,724	260,724	260,724
補助金	1,000,801	976,439	976,348
工事補償費	40,309	40,309	40,309
利益剰余金	750,951	824,017	847,782
減債積立金	303,768	289,217	274,424
利益積立金	12,018	17,344	21,725
建設改良積立金	328,659	429,839	513,075
未処分利益剰余金	106,506	87,617	38,558
資本合計	5,501,012	5,549,717	5,573,391
負債資本合計	5,766,645	5,824,104	5,844,214

損益計算書

(千円未満四捨五入)

	H20年度	H21年度	H22年度
	千円	千円	千円
営業収益	504,219	498,797	436,378
給水収益	504,219	498,797	436,378
営業費用	394,654	395,520	397,073
業務費	204,137	210,388	197,236
給料	16,097	16,237	16,443
手当	9,191	9,033	8,081
法定福利費	5,521	5,449	6,207
委託料	64,772	63,078	56,850
通信運搬費	1,229	1,199	1,305
修繕費	14,006	26,578	20,981
動力費	90,734	85,559	74,187
水利使用権	1,163	1,163	970
薬品費	0	0	10,884
その他	1,424	2,092	1,328
総係費	53,369	48,503	41,666
給料	20,153	19,783	14,844
手当	11,353	10,004	7,685
賃金	1,281	1,202	954
報酬	0	0	1,960
法定福利費	7,029	6,737	6,119
退職給与金	3,331	4,498	3,194
委託料	4,573	4,173	4,559
修繕費	3,338	93	45
その他	2,310	2,013	2,306
減価償却費	137,125	134,824	156,939
有形固定資産減価償却費	135,013	132,712	154,827
無形固定資産減価償却費	2,112	2,112	2,112
資産減耗費	22	1,805	1,231
固定資産除却費	22	1,805	1,231
営業利益	109,565	103,277	39,306
営業外収益	12,981	11,435	4,046
受取利息及び配当金	11,032	9,389	3,735
補助金	1,642	0	0
雑収益	306	2,046	311
営業外費用	6,342	5,037	4,793
企業債利息	6,302	4,985	4,741
その他雑支出	40	52	52
経常利益	116,203	109,676	38,558
特別損失	9,697	22,059	0
その他特別損失	9,697	22,059	0
当年度純利益	106,506	87,617	38,558

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 開発費について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

貸借対照表に繰延資産として計上されている開発費 2,300 万円は、資産性がなく一時に償却すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 16 年度決算において、一括償却されている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 16 年度決算を確認した結果、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(2) 修繕引当金について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

貸借対照表に計上している修繕引当金に負債性はなく、修繕引当金を全額取り崩して利益に振替えるか、若しくは、修繕費予算を計上せず、修繕のつど修繕引当金を取り崩していくべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

修繕引当金は、事故発生等の緊急事態への対応として必要であり、監査指摘時以降は、引当基準等を明確にして処理を行う。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

修繕引当金の計上基準について【監査結果】

平成 16 年監査時点では、将来の大規模修理に備えて、毎年度の修繕費予算が余った場合引当金に振り替える処理がなされていて、これには理論的に明確な根拠がなかった。

企業会計上引当金の計上が認められるのは、その発生の可能性が高く、発生の原因が当期以前の事象に起因するもので、金額が合理的に見積もれるものでなければならないが、合理的な見積もり等はなく、理論的な根拠には基づかず計上されていた。

今回の監査時点では、その後新たな繰入れはなされていないものの、前回監査時点で計上されていた引当金(54百万円)が、そのままの状態となっていた。

もともと各年の最終損益を調整する形で引当金の計上がなされていたところ、監査指摘後はその調整は無くなったものの、不測の大修繕に備えるという名目

のもと、取崩が行われずそのままの状態になっていたものである。

引当金の計上要件や、過去の修繕の発生状況や、今後の修繕計画並びに大規模修繕の必要性等を十分に検討し、合理的な根拠のもと引当金の計上を行うべきである。そして、現時点で引当金計上の必要性が認められなければ、一旦全額取り崩すべきである。

(3) 企業債の起債について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

平成 12 年度に江島配水池増設工事等一連の工事代金の支払いに充てるため、3 億 4,600 万円の企業債を起債した。この起債は手持ち資金並びに事業計画や収支見込みを十分に検討すれば不要であったはずである。今後は、資金調達等長期間経営に影響を与えるような事項については、協議機関の設置を行い十分に協議し、予測される厳しい経営環境に対処し徹底した経営管理と資金管理を行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

当該企業債の起債に当たっては、その時点における事業計画を考慮しながら、将来の収支見込み及び資金計画を検討して行ったものであるが、その後の情勢の変化による事業計画の見直しや、業務の一部を民間へ委託したことに伴う職員の削減を始めとする経費節減等により収支が好転し、その結果として手持ち資金も増加したことから指摘のような状況となったものである。

今後は、より綿密な資金計画等を立て、適切な経営管理に努めたい。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

前回監査による指摘を受けて、資金管理の徹底が図られている。指摘した企業債は利率が低く、また繰り上げ償還に伴う補償金の負担を考慮して繰上償還は行っていないが、代わりにそれ以前の企業債について繰り上げ償還が行われていた。

従来は考慮が不十分であったが、その後資金の効率的な運用管理が実施され、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は大きく改善されている。

(4) 減価償却について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

減価償却を行わないものについての基準が明確でない。平成 13 年 4 月以降に寄付を受けた資産については減価償却を行っていない。適正な利益算定のためには当然ながらすべての資産について減価償却を行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 16 年度決算において、過去の未償却分も含めて減価償却を行うとともに、今後も適切に償却する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 16 年度決算において、過去の未償却分も含めて減価償却が実施され、その後も適切に減価償却が実施されており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(5) 入札に係る予定価格の算定について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

予定価格の基礎となる見積単価の決定作業で、見積もり依頼を入札指名予定業者のうちの 1 社にのみ依頼していた。見積単価を決定する際は原則として 3 社以上の見積もり依頼を徴収すべきとしている通達（技管第 260 号）に違反している。県民すべてが納得できるような手続きに早急に改善すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

見積単価を決定する際は 3 社以上の見積もり依頼を徴収すべきとする通達を平成 15 年度に発行しており、適正な手続きに改めている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 17 年度以降の見積単価の決定作業を確認した結果、3 社以上の見積書を手入して検討されており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(6) 随意契約について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

施設設備の運転・監視等の業務委託が随意契約により委託しているにも拘らず、随意契約に当たって複数の業者から見積もりを取っていない。佐賀県財務規則第 112 条第 2 項に「随意契約を行う場合は、原則として 2 人以上から見積書を取らなければならない」とされている。ただし、同第 112 条第 3 項では「特殊技術に係るものについて随意契約を行う場合は前項の規定は適用しない」と定めている。施設設備の運転・監視等の業務は特殊技術等に該当するため、複数の業者から見積もりを取らずに随意契約を行っているが、当該委託業務が特殊技術に該当するとは考えにくい。複数の業者から見積もりを取るべきである。

また、長年同一企業に委託することが、必ずしも委託者・受託者の双方にとって有利であるとは限らない。地元企業に入札参加の機会を増やし互いに競争させることは有意義である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 17 年度からは随意契約を改め、指名競争入札により契約を行っている。また、平成 22 年度からは一般競争入札により契約を行っている。なお、当該業務委託については、工業用水の安定供給を損なうことがないよう、当該業務に関する知識・経験等を適切に評価するようにしており、より適正な契約となるように努めている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 17 年度以降の契約状況を確認した結果、入札により契約が行われており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(7) 収益の計上時期について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

給水収益の計上が、役務提供を完了した時点ではなく、調定決定した日で行われているため、収益の計上が 1 ヶ月遅れになっている。工業用水道局は、費用の計上は月末までにその原因の発生した分を正しく当該月に計上している。その結果、費用の計上に見合う収益が 1 ヶ月遅れで計上されており、費用と収益が対応していない。役務の提供を完了した時点で、給水収益を計上すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 16 年度分から、収益への計上時期を改める。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

監査指摘後から、毎月末に当該月末までの給水収益の金額を未収金として計上し、費用と収益がきちんと対応する形での収入計上が実施されており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(8) 退職給与引当金について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

退職給与引当金の残高は、妥当な水準であるが、平成 15 年度までは当年度純利益を考慮して計上していたので、毎年度ごとの引当金繰入額はそれぞれ妥当

であったかは疑問である。今後は退職給与の要支給額の増加分を引き当て計上すべきである。

- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
引当金計上額の算定方法を見直し、平成 17 年度において必要な引き当てを行う。
- ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
一定の基準に基づいた計上がなされており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(9) 棚卸資産の管理について

- ① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等
緊急用の部品として保有している棚卸資産の中に見た目が古く本当に使用可能かどうかと思えるものがあった。棚卸資産の中には時の経過だけで劣化するものもあるので、取替部品としていつでも使用可能な状態にしておく必要がある。
- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
保管中の棚卸資産を再点検するとともに、今後とも適正に管理する。
- ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
(ア) 県が講じた措置等の検証結果
保有している棚卸資産（取替部品）と棚卸資産管理表を照合した結果、すべて一致した。棚卸資産は機械設備等の故障等に備えた取替部品であるため、頻繁に受払が発生するものではない。中には取得日がかなり古いものもあるが、取替部品としての使用可能性も定期的に確認しており、平成 16 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(イ) 棚卸資産計上もれについて【監査結果】

宝満川から取水された水は、導入管を通過して浄水場まで運ばれる。浄水場では、沈砂池で沈殿処理された後、強制沈殿池または横流式沈殿池で凝集剤が注入され、工業用水に適した水に処理されている。このようにして精製された工業用水は、水質検査を受けた後、配水管を通過して各工場に配水されている。東部工業用水道局では、凝集剤にポリ塩化アルミニウム（PAC）が使用されているが、PAC は浄水場内のタンク（薬注設備）に 10 日に 1 回程度入荷され、毎日の

沈殿処理の際にタンクから払い出されている。この PAC は、タンクに入っているという理由で棚卸資産から除外されているが、タンクは PAC の保管場所であり、タンク内に保管されている PAC も棚卸対象とすべきである。毎日の PAC 残量は中央監視装置で把握されているため、棚卸数量は容易に把握することができる。なお、平成 23 年度では 946 千円の棚卸資産の計上漏れとなっている。

(10) 新規需要家の獲得について

① 平成 16 年度の監査結果、監査意見等

企業誘致において、新規誘致企業に対する誘致交渉の過程から誘致窓口の担当課と一緒に活動すべきである。然るに現状では工業用水道局への誘致窓口の担当者から情報提供は極めて不十分と言わざるを得ない。工業用水の利用には、現在受水施設の設置が必要であることを誘致交渉の初期の段階から十分に説明し、当初の設計に織り込んでもらうことが工業用水利用の促進に繋がるとともに、進出企業にとって追加設備投資の削減に繋がるのだと思う。

新規に進出を考えている企業にとって、初期投資はできるだけ抑えたいところである。受水設備の自己負担（管布設）価額を引き下げる方法がないのかさらに検討すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

企業誘致部門ともよく連携をとり、新規進出企業への工業用水利用を促すとともに、既存の未給水企業への働きかけも行っていく。

また、受水施設設置費の負担についても、今後、国の動き等も見極めながら、企業誘致部門と検討を行う。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

新規企業誘致については、誘致担当窓口である佐賀県企業立地課（農林水産商工本部）との連携を図っており、誘致交渉の過程から一緒に活動している。しかしながら、交通の要衝である鳥栖地区という地域性のためか、新規誘致企業は工場ではなく流通業が中心となっていることもあり、平成 16 年度以降、新規に成約した事案はない。また、既存企業と配管近隣企業（近辺企業）へのアンケート調査を定期的に行うなど、潜在需要の動向把握を行っているものの、こちらも具体的な成果は上がっていない。

東部工業用水道局の工業用水を新規に導入するに当たっては、1m 当たり数万円程度が必要という配管導入費用のほか、受水設備設置費用も新規導入企業の負担となることが新規導入の際の障壁となっている。そのため、誘致企業が負担する配管導入費用や受水設備設置費用が軽減できるような措置について企業

誘致部門と一緒に検討を重ねているものの、今のところ新規の給水事業所は獲得できていない。

近年は地球環境に対する意識が高まった結果、既存企業も節水に努めており東部工業用水道局の給水総量が減少傾向にある。新規企業誘致は一朝一夕にはいかないため、今後も新規需要家の獲得努力を継続して行う必要がある。

II 佐賀県立九州陶磁文化館

1. 現地機関の概要

(1) 目的

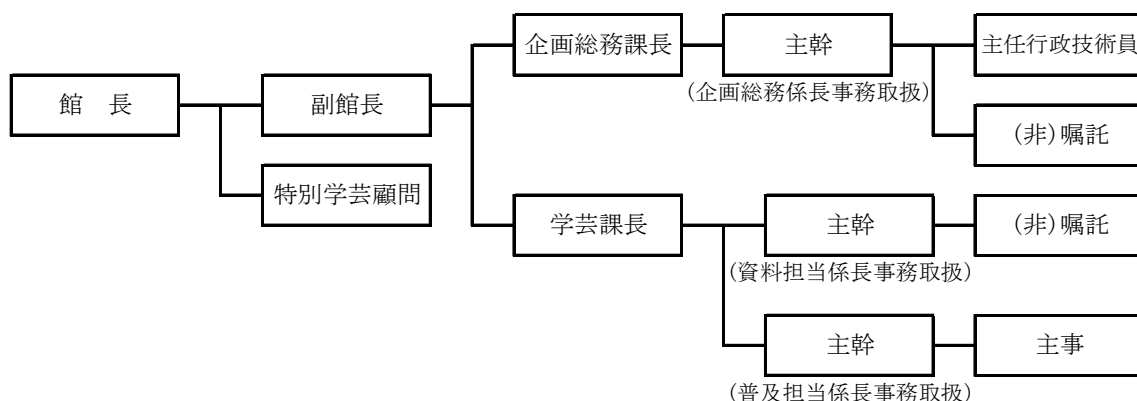
佐賀県立九州陶磁文化館（以下、「九州陶磁文化館」という。）は、肥前磁器をはじめ、九州各地域において独自の伝統を継承発展させてきた九州の陶磁器に関し、その文化遺産の保存と陶芸文化の発展に寄与する目的で昭和 55 年 11 月に設立された。

そのため、歴史的、美術的、産業的に見て重要な資料をあまねく収集・保存・展示し、あわせて調査研究や教育普及活動を行っている。したがって、九州陶磁文化館は、九州の陶芸文化に関する総合的施設の位置にあるばかりでなく、国際的にも注目される存在となることを目指している。

(2) 沿革

昭和 48 年 1 月	有田町長外、国際陶芸美術館建設について陳情
昭和 52 年 6 月	佐賀陶芸文化センター（仮称）建設計画案を作成
昭和 53 年 2 月	基本設計完了
昭和 55 年 11 月	開館
平成 5 年 3 月	柴田夫妻コレクション展示室完成
平成 6 年 4 月	旧窯業技術センター跡地（12,011 m ² ）が当館敷地となる
平成 14 年 9 月	重要文化財公開承認施設・承認
平成 18 年 3 月	有田磁器（柴田夫妻コレクション）が国登録有形文化財に登録

(3) 組織



(4) 歳入歳出について

(千円)

		H20年度	H21年度	H22年度
歳 入	教育使用料	4,381	299	3,842
	施設使用料	230	299	346
	特別企画展観覧料	4,151	0	3,496
	九州陶磁文化施設整備費	0	44,063	3,004
	自販機土地貸付収入	0	120	160
	基金繰入金	281	16,590	16,741
	環境整備事業費	0	3,780	3,780
	館蔵資料整備事業費	281	12,810	12,915
	ふるさと寄付金	0	0	46
	雑収入	5,531	1,327	5,181
	図録代	2,515	985	1,475
	特別企画展助成金	2,600	0	3,325
	その他	417	342	381
	収入合計	10,193	62,400	28,928
歳 出	需用費	0	0	33
	博物館費（現年分）	62,593	99,377	70,293
	報酬	5,434	5,396	7,355
	共済費	867	423	693
	賃金	5,521	2,019	2,611
	報償費	382	132	314
	旅費	1,204	733	954
	需用費	16,829	14,890	14,269
	役務費	5,596	1,442	4,606
	委託料	26,403	40,305	36,527
	使用料及び手数料	297	88	250
	工事請負費	0	33,852	1,890
	負担金補助及び交付金	60	60	824
	公課費	0	38	0
	博物館費（繰越分）	0	7,994	3,668
	工事請負費	0	7,980	2,744
	その他	0	14	924
歳出合計	62,593	107,371	73,994	
収支差額	△ 52,400	△ 44,971	△ 45,066	

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 備品の棚卸について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

財務規則第 164 条では、毎年 3 月 31 日現在において備品出納・管理簿と現品の照合が求められているが、現品照合が行われていない。毎年 3 月末に現品照合を行うべきである。

また、資料を外部に貸出す際に作成する資料貸出台帳に実際の貸出日や返却日の記載がないため、貸出台帳が十分に機能していない。必要内容を適切に記入して管理台帳を十分に活用すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

備品については、平成 18 年 9 月末までに現品照合を行った。今後は 3 月末現在で現品照合を行う。資料の貸出については、貸出台帳を適切に作成・運用することによって、貸出し状況の確認を確実に行っていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 備品の現品照合について【監査結果】

備品とは、比較的長期間にわたり性質又は形状を変えなく使用に耐える物品、又は長期間にわたり保存すべき物品であって、一品の取得価格又は取得評価額が 5 万円以上のものをいう（財務規則及び財務事務に関する取扱要領第 143 条関係 2(1)）。また備品のうち、美術工芸品類及び一品の取得価格又は取得評価額が 100 万円以上のものを重要物品という（財務規則第 144 条）。九州陶磁文化館の収蔵品（資料）の多くは美術工芸品類に該当するため、重要物品に該当する。

収蔵品については、平成 18 年度と平成 19 年度に全点の現品照合を行っているが、平成 20 年度以後は展示品の入替えの都度現品照合を行っている程度で、全点の現品照合が行われていない。現品照合は備品出納・管理簿に記載されている備品が存在していることの確認と状況把握（処分の必要性等）のための重要な手続きであり、毎年必ず実施する必要がある。

九州陶磁文化館では、収蔵品についても毎年現品の照合を行うべきことを認識はしているものの、収蔵品の件数が 18,000 点以上あるため、財務規則に定めるように 3 月末現在で現品照合を行うことは不可能である。九州陶磁文化館のように備品の件数が多い現地機関では、備品を管理担当者や収蔵品の分類等のカテゴリー別にグルーピングし、グループ毎の実施時期をずらして現品照合を行うなどの工夫を行い、すべての物品について年一度の現品照合を確実に行う必要がある。

収蔵品以外の備品は財務規則に従い 3 月末での現品照合が行われている。しかし、備品の一部（参考書籍等の図書及び茶道具）については、平成 20 年度以降は現品照合が行われていなかったため、図書及び茶道具についても現品照合を行う必要がある。

なお、今回の監査に当たって物品照合を一部実施したが、備品出納・管理簿と備品現物はすべて一致していた。

(イ) 資料貸出台帳の記載及び管理状況について

資料貸出台帳を確認した結果、貸出日や返却日の記載も正確に行われ、資料の貸出状況も明確に把握されており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(ウ) 備品出納・管理簿のデータベース化について【監査意見】

備品を受け入れる際、物品出納員は備品出納・管理簿に受入物品を記入した後、物品を受け入れている（財務規則第 146 条第 4 項）。備品出納・管理簿には、受入日、物品名、購入・寄贈等の区分、受入金額等の情報が整理されている。

収蔵品（資料）は、備品出納・管理簿とは別に、データベースソフトを利用して管理されている。このデータベースは、インターネットで収蔵品（資料）を公開することを目的として作成されたものであり、現在、徐々に Web 上で公開されている。このデータベースには資料名等の備品出納・管理簿に記載されている情報のほか、分類細目、種類、文様、器形、口径、形状、時代、保管場所、画像データなどの詳細な情報が整理されている。備品出納・管理簿にはこのデータベースに登録されているような保管場所、画像などの詳細情報が記載されていないため、備品出納・管理簿のみで収蔵品の管理を行うことは難しい。収蔵品を管理するためには、備品出納・管理簿ではなくデータベースを活用しているため、備品出納・管理簿とデータベースの両方に登録・記入する必要があり、二度手間となっている。

財務規則第 146 条第 4 項では、法令その他の規程に定めた場合には備品出納・管理簿への記入に代えて、他の帳簿への記入で代替することができるとされている。収蔵品については、種類が多岐にわたり、かつその件数が多いため、備品出納・管理簿の情報だけでは十分に管理できない状況である。しかも、既にデータベースによる別の管理資料を作成して収蔵品を管理している状況であるため、必要な規程を整備することによって、収蔵品については備品出納・管理簿の記載を省略し、データベースによる管理資料で代替するなど事務の効率化を図ることが望ましいと考える。

(2) 現金出納事務等について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

観覧料収入については、観覧料受入額と入場券発行枚数等が毎日照合され、翌日に払込通知書により入金されているが、照合した痕跡が残っていないため、検印等により照合の痕跡を残す必要がある。

また、特別企画展の有料入場券（利用可能期間の制限あり）について企画展終了後に有料入場券の残枚数を確認して、処分手続きがとられているが、その状況を示す書類が作成されていないため、有料入場券の受払台帳等を作成して記録を残す必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

現金の出納管理は十分に行っていたが、指摘のあった照合の痕跡等については、平成 18 年度より照合を行う者がその証として関係書類の「図録売上表」、「本売上内訳表」の金額欄に捺印を行うようにした。また、入場券の管理についても、現金等価物と認識して受払を管理する帳票を作成して記録を明確にしている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

現金の出納管理を確認した結果、照合の痕跡は明確に残されている。また、入場券の受払管理も適切に行われており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(3) 収支に関する事務について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

支払事務に関して、「支払（払出）命令書」の作成を行っていたが、連休等の関係上、決裁手続きや「支払日入力確認表」への入力が間に合わず、結果としてそれまでの手続きが取り消され、緊急支払という制度によって当日起案・当日払出という方法で支出されているものがあった。支出に関する手続きについては、あらかじめ定められた適正な手続きによって支出がなされるように留意すべきである。また、仮に当初の手続きが取り消された場合は、その取消理由等が書類において明確に残されるようにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

支払事務に関しては、適正な手続きによって支出し、当初の手続きを取り消す場合は、その理由等を書類上で明確にする。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 18 年度以降の支払事務を確認した結果、緊急支払いの制度を利用したものは 1 件もなく、適正な手続きによって支払われており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(4) 入館者増加努力について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

(ア) 特別企画展の隔年開催について

九州陶磁文化館の運営の目的や利用促進という観点からすれば、この特別企画展の隔年開催ということは明らかに後退しているといえる。九州陶磁文化館の存在をアピールするためには、注目を集めるような充実した特別企画展を企画していく必要がある。

来館者数が減少している九州陶磁文化館の現状からすると、やはりいかにして多くの県民の方に、さらには全国の方に注目されるかということが重要なわけであり、集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目したりしていただけるような機会を少しでも増やしていけるような活発な運営を期待するものである。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。

(イ) 収蔵品の閲覧の機会や展示品の案内等について

集客力を高めるという点で、学芸員に時間的な余裕があるような場合には、来館者に博物館の舞台裏を見せるなどして、親近感や好奇心を持っていただくことも有効であろうし、現状あまり活用されていない閲覧制度について、閲覧の方法や広報の方法を再度検討することが必要である。

現在でも案内が実施されているが、より多くの方に興味を持っていただくために、さらに積極的に案内を実施すべきであろうし、案内を随時行っている旨を、受付にて必ず入館者に伝えたりその旨の広報を積極的に行ったりすることも必要である。

解説ボランティアの方をさらに積極的に養成することなども有効であろう。学芸員・嘱託・解説ボランティアの方による親身な丁寧な案内こそが期待される。

(ウ) 広報活動について

・ホームページによる広報

情報の発信では多くの他のホームページからリンクされることも手段であり、

有田町のみでなく県内各市町村のホームページにリンクを依頼することも有効であろう。

佐賀県のホームページから検索できるようになっているが、若干わかりにくい。全く別の目的にて県のホームページを見た方が、県内博物館の情報に触れ、そこから興味を抱いていただくような構成にはなっていない。

佐賀県のホームページのトップページにて何らかの形で博物館に関する情報が目に付きやすい形で掲載できないか検討していただきたい。

- ・パンフレット・チラシの配布やポスターの掲示

来館者は、県内よりも県外のほうが多いが、まずは県民に如何に知っていただくかということは重要であり、今一度県民に対する広報を大々的にやってみてはいかがなものか。県内各市町村の施設やその他県内の民間の施設等に対し、従来以上に、より積極的に働きかけてポスターの掲示等を依頼していくべき。

都市部の JR の主要駅や主要都市の空港等において掲示を行うなど、費用対効果を十分に検討した上で効果的な広報活動を展開していくべきである。

- ・常設展に関する広報について

常設展については、パンフレット等において年に一度全面的に入れ替えている旨を記載しているものの、非常に小さな記載でわかりにくい。テーマ名こそ同じであれ、全面的に全く違った展示を行っているのであるから、そのことをもっと大々的に広報すべきではないだろうか。

入館者の興味を沸かせるような展示や展示品の案内にも工夫を凝らし、積極的広報活動が必要である。

- ・報道機関への情報提供

報道機関への情報提供については、様々な展示内容や企画について、不断の積極的な情報提供を行っていくことが肝要である。

提供先についても、福岡・長崎など近隣の地域を含めて情報提供先の再検討も必要である。

- (エ) 入館者へのアンケートについて

アンケートは、従来から年齢・来館回数・来館目的・九州陶磁文化館の存在を知った経緯の 4 項目で質問・集計がなされているが、長い間同様の項目をし続けることの意義やアンケート結果の活用・分析に疑問を感じた。

このほかにも観覧して良かった点、悪かった点、気になった点、改善して欲しい点、今後の企画として希望するものなど、館の運営に関しての質問も非常に重要な項目であり、アンケート項目や分析方法等の見直しを行うべきである。

入館者以外からも積極的に県民の声を聞きに行く工夫をしなければならない。例えばホームページ上において、一般の方からの質問や要望等を受け付ける旨

の広報を行ったり、県内の来館者数が少ないと思われる地域でのアンケートを行ったりして、より県民の意見・声・認識が伝わってくるような工夫をすべきである。

(オ) 県関係の諸機関・施設等の連携

観光課や流通課、東京事務所との関連においても、今後さらに協力を得られるようなものがないか検討すべき。また、県が行う事業として担当部署にこだわらず、関連部署や協力できる可能性があるような部署に対しては、積極的な働きかけを行うべきである。

(カ) その他の諸活動について

・旅行代理店への働きかけ

福岡・長崎・熊本等の旅行代理店や観光バス会社に、周辺の温泉地と陶磁文化館を結んだバス旅行の企画を提案したり、ハウステンボスをメインとするパック旅行に加えてもらうよう宣伝したりしている。非常によい試みであり、今後も積極的に行うべきである。

九州陶磁文化館の関係者や県の他の部署担当者の都市部への出張を利用したり、県の他の機関を利用したりして、遠方の例えば関東・関西圏の旅行代理店に対しても同様の働きかけができないか、検討が必要と考える。

・他の博物館や施設への収蔵品の貸出し

九州陶磁文化館の広報という意味では、収蔵品の貸出しも有効な手段であると考え。今後も陶磁文化館の広報のために積極的な貸出を行っていくべきであると考え。

さらに県内の他の博物館や、県の諸施設、さらには各市町村等にたいしても、積極的に働きかけてより多くの貸出を実施し、収蔵品の有効活用並びに陶磁文化館の広報に役立つようにすべきである。

・その他の実施事業等

陶磁文化館の学芸課職員は僅かな人員で厳しい状況であろうが、有田をはじめとする九州の陶磁や陶磁文化館が県民に身近なものと感じていただき、陶磁文化館の運営目的を達成していくためには、教育普及活動や調査研究を積極的に展開していくことも重要である。

引き続き数多くの有意義な事業が企画・展開されることを期待する。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

(ア) 特別企画展の隔年開催について

特別展の隔年開催については予算の効率的配分の方針において検討された結

果であり、当面継続していく。特別展を開催しない年度には、常設展の内容をより充実させ、魅力ある展示やサービスの向上に努め、県民の満足度を高めて入館者増を図りたい。

(イ) 収蔵品の閲覧の機会や展示品の案内等について

焼き物への興味や親近感を持ってもらうため、従前より陶芸教室、親子陶芸教室、陶芸文化講座等を行ってきたが、さらに平成 17 年度からボランティア養成講座を、平成 18 年度から親子学芸員体験を事業としてスタートさせた。

資料閲覧は学術上の研究調査等の目的に限り、館長の許可制とし、学芸員立会いの上で行うものとしているが、その要望や必要性に応じてできる限り閲覧希望者の希望に添うよう、柔軟に対応している。

来館者に対する展示品の説明については、従前より団体の来館者にはリクエストに応じて学芸員等による案内を行い、また受付窓口にも案内板を置いて一般来館者にお知らせしている。今後とも学芸員等による親身で丁寧な案内を心がけていく。

(ウ) 広報活動について

・ホームページによる広報

県ホームページトップ画面のバナー等については、掲載数の制限もあることから、サイトメニュー「観光と文化」の中の「文化施設」からや県関係機関・リンク集にある「佐賀県教育委員会」のトップページに設定した「SAGA デジタルミュージアム」バナーからアクセスできるよう体系化している。

また、企画展などの特別な展示会や催し物の開催については、県ホームページの新着情報・注目情報に掲載して、情報発信を行っている。

ホームページのリンクについては、やきものと関連する近隣の市町のホームページへのリンクを依頼し、広報の充実を図っていきたい。

・パンフレット・チラシの配布やポスターの掲示

ホームページ、マスコミ、県観光連盟、県内旅館への展覧会チラシ配布、旅行代理店へのはたらきかけ等、様々な機会をとらえて県民に対する広報活動を強化する。また、関東、関西、福岡等の都市部では、県外事務所等と連携し、各種イベントでの広報活動を効果的に行っていく。

・常設展に関する広報について

常設展の PR について、平成 18 年度作成分（19 年度用）から、さらに工夫した広報に努めたい。

・報道機関への情報提供

これまでも展示会を開催する場合等に報道機関、情報誌等への情報提供を積

極的に行っている。今後とも近隣地域を含めて、提供先を検討し、積極的に行っていきたい。

(エ) 入館者へのアンケートについて

4項目は、展示内容の検討や館の広報活動の重点化等の参考にするために不可欠の項目であり引き続き実施したいが、さらに、ご指摘の点を踏まえ、観覧後の感想や企画の希望等を盛り込むなど、内容の充実を図っていきたい。

(オ) 県関係の諸機関・施設等の連携

東京事務所の佐賀県東京情報センターとも連携をとり当館の情報発信を試みており、県が開催する各種会議・イベント等には来館を促す招聘活動を行っている。

県の関係機関とイベント・各種会議等についての情報交換をさらに密にし、積極的な働きかけを行って入館者の増に努める。

(カ) その他の諸活動について

・旅行代理店への働きかけ

近県の旅行代理店や観光バス会社等への宣伝は今後も積極的に行う。関東・関西圏へも観光課や佐賀県東京情報センターの(社)佐賀県観光連盟とも連携して旅行関連団体に働きかけを行っており、さらに工夫して入館者の増に結び付けたい。

・他の博物館や施設への収蔵品の貸出し

収蔵品の貸出しや写真の提供など要請があれば積極的に対応しており、県内の博物館等にも「佐賀県博物館協会」会員(約40施設で構成)相互に情報交換を行い有効活用を目指す。

・その他の実施事業等

今後も積極的に対応する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

《入館者増加努力全般に関して》

(ア) 特別企画展の開催並びに常設展の広報について

平成17年度の監査時には、入館者数増加のために積極的な特別企画展の開催を要望しているが、県の厳しい財政状況のなかで、毎年の特別企画展の開催は難しいことについては、やむを得ないものと理解できた。そのようななかで、様々な方向・テーマからとらえて収蔵品に新鮮な興味を覚えさせる企画展を開催したり、或いは新たな財源確保を目指して、協賛団体の開拓や外部からの助

成金受給のため多大な努力が払われたりしている状況であった。

また、常設特別展やそのほかの展示の広報に関しては、「常設」という言葉から連想されがちな「変化がない」というイメージを払拭するために、「特別展」という名称に変更したり、チラシその他の広報で展示内容が変わることを大きく示したりして、特別企画展が開催できないなりに入館者増加に向けての改善努力が認められた。

(イ) 広報活動全般について【監査意見】

来館者数に関しては、焱の博覧会が開催された平成 8 年度を除けば、平成 2 年の 93,924 人をピークにその後年々減少しつつある。

前回監査時の平成 16 年頃では、年間来館者数が 7 万人程度であったが、平成 22 年度においては、6 万 2 千人程度にまで、減少している状況である。

このため、以前にもまして広報活動がより重要になってきている。ホームページ等インターネットを通じての広報という点では、県のホームページ上での取扱いや、近隣市町村とのリンクなどの面で改善がなされている。また、現在では九州地方知事会議での政策連合取組として、九州博物館等連携事業による情報の共同発信事業が企画されており、大いに期待される場所である。

チラシやポスターに関しては、県の関連施設や県内の旅館や県外の施設等に対して、毎年ほぼ同じように配布がなされている。これらの配布に関しては、配布先や配布の方法等に関し、いま一度十分な検討を行うことが望まれる。例えば、配布したチラシの数が適正であったか、言い換えれば不足したり残ってしまったりしてなかったかを個々に確認したり、従来の配布先のほかに、より効率的・効果的な配布先はないかを十分に検討するなど、安易に従来の方法を踏襲することなく、常にそれぞれの行為の目的を意識しながら、効率的・効果的な業務が行われることが期待される。

報道機関等に関しては、一通りの報道機関に対して、情報提供が行われており、最近では報道機関が取り扱いやすい企画を立案し、マスコミに取り上げられる機会がより多くなるような工夫もなされている。

今後も、現状での広報活動の一つ一つを、その効果等の観点から十分に再度検討し、より効率的・効果的な広報活動がなされるよう、常に心がけるべきである。

(ウ) 収蔵品の閲覧や館内の案内等について【監査意見】

来館者の減少への対処としては、九州陶磁文化館に関する情報を十分に持ち合わせていない人への広報活動が重要であると同時に、一度来館された人に対しては、再度来館したくなるような工夫も必要である。

県の厳しい財政のもと、九州陶磁文化館の職員は限られた人数で、教育普及活動として各種講座の開催、博物館実習、印刷物等の刊行、資料鑑識、講演、さらには調査研究活動や資料収集活動に従事する等、多忙を極めている。

そのような状況においても、職員は収蔵品の閲覧や館内の案内、各種講座の開催等における来館者と接触機会を利用して、平成 17 年度の監査以降ボランティア講座や親子学芸員体験をスタートさせたり陶芸教室等を増やしたりするなど、より積極的な活動を展開している。また、収蔵品の閲覧や館内の案内に関しても、できるだけ来館者の希望に沿うような形で柔軟な対応の工夫がなされ、受付窓口に案内板を置くなどの改善も見られた。

ただ、人員等の関係から、それまで定時に行われていた館内案内がなくなり、22 年から希望による随時案内のみになったしまったり、一旦おかれていた館内案内の説明案内板も受付から取り除かれてしまっている。人員や予算の制約等やむを得ない事情も理解はできるが、この数年の来館者数の減少に歯止めをかけるために、来館者との接触の仕方について再度十分な検討を行っていただきたい。

(エ) その他の諸活動について

・来館者へのアンケート

平成 17 年度の監査時にもアンケートは実施されていたが、その後のアンケートの実施状況や方法には、大きな改善のあとが見られた。

従来九州陶磁文化館では、年齢・来館回数・来館目的・九州陶磁文化館の存在を知った経緯の 4 項目のみを長期間にわたって実施していたが、監査実施後の平成 17 年 9 月に、各博物館を所管する佐賀県文化課が「博物館等施設入館者の分析等についての基本方針」というものを示し、各博物館において積極的にアンケートを実施し、データ収集並びにデータ分析を行って、各館運営の参考資料とするような試みがなされた。

少なくとも年に 4 回（4 期間）は実施するようになり、アンケートの項目も増やすと同時に、来館者が自由な意見を述べるできるようになった。この結果を各館で集計・分析するとともに、文化課に報告し、文化課は各館の報告内容を集計・分析し、各館で参考とできるようになっている。

また、九州陶磁文化館ではこれらの結果を職員会議で議論し、その都度対応できることには対応するなど、来館者の声が運営に反映しやすいような形で改善されているものと感じた。

・他の関連現地機関との連携【監査意見】

佐賀県内にはいくつかの県が運営する博物館施設があるが、窯業という観点

で捉えてもいくつかの県の関連現地機関が存在し、それらの現地機関では何らかの共通する目的を有していたり、また、同様の問題点を多く抱えていたりするものと思われる。博物館施設では、来館者数の減少や緊縮財源のなかでの効率的・効果的な運営など同様の問題を抱えており、窯業関係の現地機関においては、有田地区において衰退する窯業の活性化の問題等を抱えている。本来であれば、各現地機関が連携しそれぞれの力を結集する形で県のねらいとするところへ向かっていくべきであると考えるが、各現地機関が、それぞれの目的や運営方法などを、十分には共有できていないものと感じられた。

現状、関連する現地機関間のかかわりとしては、館長・所長ほか管理職レベルでの会議が存在するほか、職員間の交流の場として総務課職員の意見交換会や親睦会を開催し、予算削減方法のほか運営に関する意見交換を実施している。ただ、各現地機関は、直面する問題に対しそれぞれに工夫を凝らした運営を行っているわけで、現地機関の間で共通する問題点については、現状の意見交換のレベルにとどまらず、各現地機関合同の継続的な検討を行ったり、改善事項を報告しあったりして、運営状況に関する様々な情報の共有化をもっと積極的に推進してはどうであろうか。県内の関連する現地機関がより連携を強めることは、県の方針・政策の実現に向けた効率的運営のために必ず役に立つと考えるものである。

(5) 損益計算書作成の必要性について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

九州陶磁文化館の場合には、平成 10 年度より観覧料を無料としているため、費用対効果、支出と収入の関係という概念が乏しくなっている。

損益計算を行った場合、206,997 千円の大幅赤字となる。もちろん県立博物館等の運営は損益計算になじまないことも十分承知しているが、限られる資源の投入が最小になされるように、公共サービスのあり方として費用対効果を検討する場合においては、最低限収支の状況をきちんと認識すべきことは当然である。

厳しい財政状況のなかで、県内施設の適切な運営方針やその方向性、指定管理者制度の導入、業務委託の実施等を検討していくためには、損益計算書の作成は必須のものであり、県ではそれぞれの施設ごとに損益計算書を作成するようにし、その結果を十分に検討することが必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

県立の博物館施設は、県民に広く芸術作品等の鑑賞機会を拡大し、芸術文化の振興を図るため、企画展で特別に展示する資料を除き無料としているところ

である。

損益計算書の作成については現在のところ考えていないが、館の運営に当たっては、運営にかかるコストを常に意識して、効率的・効果的な事業執行に努めていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

平成17年度の監査時に、県として損益計算書を作成することの必要性を訴えたが、依然として損益計算書は作成されていない。県の厳しい財政状況のなか九州陶磁文化館においては、それぞれの支出項目に対して厳しい予算が設定され、その予算の範囲内で運営がなされており、当然のことながら、予算制度に基づいたコストを意識した運営はなされている。ただ、九州陶磁文化館で把握する支出項目は、あくまで館の運営に関して館で支出される部分のみで、これには職員人件費や、施設の減価償却費等は含まれていない。

統制管理という観点からみると、統制可能な運営費のみが管理の対象となっていることは理解できるが、県全体でのコストがどれだけかかっているのかといったような数値も、当然に把握しておくことが必要であると考え。館の運営レベルでは、これを把握しておくことによって、館の運営全体に対してのコスト意識や、そのコストで最大の効果が得られるような運営がなされているかという視点が生まれ、より効率的・効果的な運営が可能となると考えられるからである。

また、損益計算書を作成する県としても、今後の方針等を検討する場合に、全体としてどれだけの資金がそこに投じられているのかということを確認する必要がある。逆に言えば、そのような金額を把握しないまま、より効率的・効果的な県政の運営を目指すことは困難であると考え。

引き続き、損益計算書作成の必要性を強調したい。

(6) 購入物品の選定等について

① 平成17年度の監査結果、監査意見等

購入される陶磁器は、展示される場合のほかに、調査研究の対象とされるものであり、展示された回数等で一概に活用度の良否を論ずることはできないが、購入後もあまり展示がなされないなど、その購入自体がどれほど重要であったのか疑問の残るケースがあった。特に高額な陶磁器等を購入する場合には、九州陶磁文化館の方向性や存在意義などを十分に踏まえ、入手しなければならないものを十分に検討し、慎重な姿勢で購入がなされるようにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

資料購入については、九州陶磁を体系的に紹介するためにはまだ不十分な分野が多く残されているため、資料専門委員会で十分に検討したうえで購入候補を決めている。

また、購入資料の決定については、副教育長、文化課長、各博物館施設長をメンバーとした「佐賀県立博物館施設資料収集調整委員会」に諮ることとしており、この中で、高額資料購入の検討や各館の予算調整を行っている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

九州陶磁文化館の資料購入の指針は、次のとおりである。

- ・ 美術的にも価値がある展示に向く優品。今購入しないと資料が散逸し、購入できなくなるもの
- ・ 学術的にも価値があるもの（研究資料…紀年や製作者の名入りのもの）
- ・ 特に九州陶磁文化館の目玉となるもの（各様式、各地域の代表作）

資料購入の決定手続きを確認した結果、「佐賀県立博物館施設資料購入についての基本方針」に準拠しており、かつ、学識経験者等をメンバーとした資料専門委員会で十分に検討した購入候補の中から、佐賀県立博物館施設資料収集調整委員会に諮って購入物件を決定しており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。なお、予算の関係上、平成 20 年度以降の購入実績はない。

(7) 業務委託について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

(ア) 指名競争入札の実施状況について

指名競争入札実施分について、原則は一般競争入札によるべきものである以上、一般競争入札によらない旨の理由や、その際の根拠条文等については書面上で明確にしておくべきであると考えます。

指名競争入札を行っている空調運転管理業務の委託において、指名業者は 15 年度までは 6 社で、平成 16 年度は 2 社増加し 8 社になった。入札参加業者を呼びかける地域について規則や規定等が存在しないため、そのことが何らかの法律・規則等に照らし合わせて問題ということにはならないが、運営上参加業者の範囲を地域により区切っているわけであるから、当然に参加させるべき企業であったであろうし、より厳正な手続が必要となる入札において参加業者の選定時に曖昧な点を残すというのは、その入札自体の厳格性を疑われかねないものとする。入札に関する業務については、より厳格な手続の実施が必要である。

(イ) 入札参加業者の拡大並びに単一業者による随意契約の見直しについて

指名競争入札参加業者の範囲は基本的には佐賀県内の企業であるが、陶磁文化館のように佐賀県西部に位置する場合には、場合によっては隣接する長崎県において技術的にも優れていて、なおかつ委託料等も県内企業より大幅に低い業者が存在するかもしれないわけである。

指名業者の選定地域を拡大したり、一般競争入札に切り替えることを検討し、少しでも委託料や物品の購入価格が下がるような工夫を継続的に行っていくなければならないものとする。

単一業者による随意契約についても、設備の設置者であるとか、特殊技術の必要性ということで安易に毎年同一の業者に委託することがないように、常に現状の業者に変わる新たな業者が存在しないかを十分に検討し、少しでも競争原理が働き効率的な運用が行える余地がないかを検討すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 18 年度からは、一般競争入札によらない理由や根拠条文の明記などは是正を行った。また、空調運転管理業務の委託については、平成 18 年度分は指摘された点を考慮して、条件を満たす 11 社すべてに参加してもらい入札を実施した。今後とも業務委託契約の適正化に努めていく。

入札参加業者の拡大については、地域を拡大するなどの措置をする予定であるが、隣接県の業者については当県への入札参加資格業者として登録がなされている場合のみ対象となるので、その状況を見ながら対応していきたい。

これまでにも、業務の内容によっては指名業者の選定地域を県下全域に広げている。今後とも業務ごとに施行能力等を踏まえ適切な業者選定となるよう努める。また、単一随契については、当館独自の特殊な設備仕様や歴史的にも重要で価値のある古陶磁を扱うため、それに十分対応できる業者を選択している。今後も当館の特殊性に対応できる業者がいらないか検討し、競争入札の適正化に努めていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

現状では、一般競争入札を行うことを原則とし、実際にほとんどの場合一般競争入札が実施されている。県のホームページにて入札実施を公表し、応募してきたものの中から参加資格を有するものを県の会計課で審査し、入札に参加させるようになっており、厳格に行われている。

また、一般競争入札によらない場合には、その理由や根拠条文が詳しく示されるようにするなど、是正されていることを確認した。

(8) 九州陶磁文化館協議会の運営について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

委員の方々からは、質問や意見が出され、様々な観点からの意見交換が行われている。しかし事務局側が受身で、陶磁文化館を少しでもよくしていこうという姿勢、そのために積極的に協議会等の意見を取り入れて行こうという姿勢が少し乏しいような印象を受ける。事務局側からもっと積極的な問題提起を行い、委員のご意見を伺うとか、簡単に解決できないようなものについては、継続審議にてじっくりと時間を掛けて検討するようなことも必要であると考え。

協議会開催の回数を増やす必要があるかもしれない。従来の 2 回開催にこだわることなく、現状の厳しい運営状況に鑑みて、必要に応じた機動的な協議会の開催を期待する。

運営方法等がいろいろと議論検討されているなかで、もともと外部の有識者の方々から博物館運営に関し様々な意見・助言をいただくことを目的として設置されている協議会の存在意義はますます重要なものとなっていくものと思われる。

協議会の過去 3 年間での出席率は、およそ 68% で、多忙な委員が多く、急遽欠席という場合もあるが、より積極的に協議会に参加いただいて積極的に議論していただくような委員の選任、さらには、協議会の開催日は一人でも多くの委員が出席できるよう十分な調整を行い、協議会がより充実したものとなるよう十分な準備・配慮が必要であると考え。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

協議会の運営に当たっては、御指摘の委員の意見・提案への的確な対応、開催回数、委員の選任、開催時期等についての視点を踏まえ、より議論でき、意見・助言をいただけるよう引き続き工夫改善していきたい。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

平成 21 年度から 23 年度の議事録を通査したが、委員の方々からは様々な貴重な意見が出されている。また、協議会で出していただいた意見について、事務局で検討し次回に回答するようにするなど、協議会の意見を積極的に受け入れようという姿勢は感じたところである。

ただ、従来は年 2 回開催されていたものが、平成 21 年度から年 1 回になった。そのかわりに委員に対して文章による意見の提出を求め、それに事務局が対応していくということも行われてはいる。

前回監査時には、厳しい運営状況のなかで外部の有識者の貴重な意見を積極的に取り込めるよう、開催頻度も含めより活発な協議会の開催を求めたところであった。

年 1 回の開催ということは、上記の趣旨とは逆行するものであるが、この開催状況で十分なのか、協議会の意見が館の運営にきちんと反映されるようになっているのか、年 1 回開催になってからすでに 3 年が経過しようとしている今、再度検討をお願いしたい。

毎回非常に貴重な意見が出されており、外部からの意見をいただく貴重な場として、年に 1 回ということではもったいない気がしてならない。

(9) 指定管理者制度の導入について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

県においては、既に一部の施設において導入しているものの、陶磁文化館に関しては、まだ導入に向けた十分な検討は行われていない状況である。効率的・効果的な運営のために、指定管理者制度の導入が全国的に叫ばれるなか、その導入に向けた検討が早急に行われるべきである。

他県においては博物館においても指定管理者制度を採用しているところもあり、その情報を入手していくなどしながらその導入の可否を十分に検討していただきたい。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

指定管理者制度については、佐賀県でもその導入を進めており、平成 17 年度より既に実施されたところもあることから、県立博物館四施設でも「県立博物館施設連絡会議」を開催して、その中の最重要課題として協議を進めている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

九州陶磁文化館では、現在も指定管理者制度は導入されていない。指定管理者制度が始まって数年が経過したが、確かにすべての施設が必ずしも指定管理者制度になじむわけではないということは感じるところである。

いわゆる箱物施設を単に管理していくような場合には比較的適すと考えるが、施設を物理的に管理するほかに施設の運営が含まれ、その運営内容が複雑な場合等には、指定管理者制度を導入することが必ずしも得策ではない場合もあろう。

それぞれの施設にとって、指定管理者制度の導入にはメリットとデメリットが存在するであろうし、これは施設の内容や指定管理の対象とする業務の範囲によっても異なってくるであろう。また場合によっては、その時代や経済環境等によっても異なるかもしれない。各施設で、またそれ以上に佐賀県として、そのあたりのことを十分に踏まえながら、一度導入しないと決定したとしても永久的に排除するものではなく、随時検討されることが期待される。

Ⅲ 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館

1. 現地機関の概要

(1) 目的

博物館は、昭和 45 年に明治百年記念事業として開館以来、「自然史」、「考古」、「歴史」、「美術」、「工芸」、「民俗」の各分野にわたり、収集してきた資料を調査・研究し、これら各部門の数多くの資料を常設展「佐賀県の歴史と文化」の中で展示・紹介し、広く県民の教育・文化の向上に資することを目的としている。

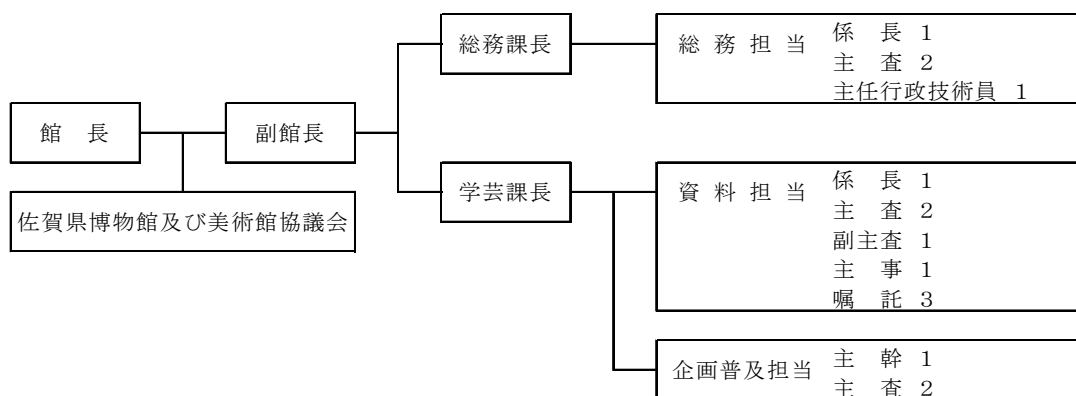
美術館は、昭和 58 年に県政百年記念事業として博物館に隣接して開館した。主に佐賀県にゆかりのある近代・現代の「絵画」、「彫刻」、「工芸」、「書」などの資料を収集し、それらの調査・研究を行うとともに資料の展示・紹介を行うことにより、佐賀県の文化活動の拠点として機能し、広く親しまれる美術館となることをめざしている。

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館（以下、「博物館・美術館」という。）は一体的に運営され、平成 16 年に開館した佐賀城本丸歴史館とともに佐賀城公園の優れた環境の中で、県民の文化活動の拠点となっている。

(2) 沿革

昭和 26 年 4 月	佐賀県文化館設置条例制定、佐賀県文化館が設置される
昭和 35 年 4 月	博物館法第 10 条に基づき佐賀県文化館を博物館として登録する
昭和 45 年 10 月	明治百年記念事業として現在地に県立博物館を開館した
昭和 58 年 10 月	県政百年記念事業として県立博物館から近代美術工芸部門が独立し、隣接して県立美術館が開館した
平成 6 年 3 月	古賀忠雄彫刻の森を開園

(3) 組織



(4) 歳入歳出について

(千円未満四捨五入)

		H20年度	H21年度	H22年度
歳 入		千円	千円	千円
	社会教育施設使用料	9,582	10,665	10,316
	美術館展示室	1,459	1,645	2,047
	美術館ホール	7,320	8,080	7,343
	その他	803	940	926
	社会教育費補助金		11,444	1,252
	建物貸付収入			100
	緊急雇用創出基金繰入金	335	4,370	4,042
	雑収入	5,366	457	419
	美術館企画展開催費	4,900		
	図録代	126	112	62
	喫茶コーナー管理費	192	198	183
	その他	148	146	174
	収入合計	15,283	26,936	16,130
歳 出		千円	千円	千円
	中小企業振興費			98
	事務局費（教育委）		128	
	文化財保護費			2,347
	博物館費（現年分）	41,023	44,514	66,663
	報酬	976	4,599	4,237
	社会保険料	445	828	865
	賃金	3,141	3,074	2,946
	旅費	761	698	506
	需用費	15,627	14,753	13,328
	役務費	887	800	670
	委託料	18,942	15,914	21,935
	工事請負費		3,639	22,005
	その他	245	208	171
	博物館費（繰越分）		2,922	
	工事請負費		2,649	
	委託料		273	
	美術館費（現年分）	55,700	40,824	39,690
	社会保険料	179	144	197
	賃金	2,031	1,757	1,513
	旅費	175	184	218
	需用費	14,854	12,304	12,001
	役務費	940	432	424
	委託料	29,989	25,825	25,060
	工事請負費	2,434		
	備品購入費	4,968		
	その他	130	179	278
美術館費（繰越分）		4,366		
工事請負費		3,914		
委託料		452		
歳出合計	96,723	92,755	108,798	
収支差額	△ 81,440	△ 65,819	△ 92,668	

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 借用重要文化財の借用記録について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

文化庁から借用している重要文化財の管理に関する規程が整備されていないため、帳簿等の継続的な記録による管理が行われていない。借用財産の管理保管責任を明確にする上でも、早急に規程等の制定を行い帳簿等による継続的な記録を作成すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 18 年 10 月に「佐賀県立博物館及び美術館資料取扱規程」を改正し、「国保有重要文化財等借用台帳」を新たに規定して、継続的な記録を行っている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

現在、借用している国保有重要文化財は 4 点である。「佐賀県立博物館及び美術館資料取扱規程」に定める方法は、借用している重要文化財の管理方法として適切であり、規程に定める方法により記録及び管理台帳が整備されているため、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(2) 備品の棚卸について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

財務規則第 164 条では、毎年 3 月 31 日現在において備品出納・管理簿と現品の照合が求められているが、現品照合が行われていない。毎年 3 月末に現品照合を行うべきである。備品の件数が多いため 3 月末での現品照合が困難であれば、実施可能となるよう何らかの手当てを講ずるべきである。

現品と照合すべき備品出納・管理簿は、年度ごとの受け入れた備品と払い出した備品の明細と、受入の合計、払出の合計及び年度末残高（数量・金額ベース）を表すものであるため、年度ごとの受け入れ又は払い出した備品は把握できるものの、ある備品が現在も保管されているかどうかを直ちに把握することができない資料となっている。このため、博物館・美術館のように備品数が膨大な場合には現品照合に用いる管理簿としては不十分であり、管理簿の様式を改めるべきである。

また、備品現在高報告書の平成 16 年度末残高の合計額に 9,300 円の齟齬があり、修正する必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

備品については、平成 18 年 10 月末までに現品照合を行った。

備品出納・管理簿の様式については、備品払出状況を備品台帳の備考欄に記載するとともに特に必要があるものは、備品台帳の裏面に関係資料を添付し、現在の状況が明らかになるようにする。

なお、備品現在高報告書の間違いについては、平成 17 年度末に修正した。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 備品の現品照合について【監査結果】

備品のうち収藏品については、平成 19 年度までに全点の現品照合を行っているが、平成 20 年度以後は展示品の入替えの都度現品照合を行っている程度で、全点の現品照合が行われていない。現品照合は備品出納・管理簿に記載されている備品が存在していることの確認と状況把握（処分の必要性等）のための重要な手続きであり、毎年必ず実施する必要がある（詳細は、「第 3 現地機関に関する措置状況 II 佐賀県立九州陶磁文化館 2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果 (1) 備品の棚卸について ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見 (ア) 備品の現品照合について」を参照のこと)。

(イ) 現品と照合すべき備品出納・管理簿の記載様式について【監査意見】

県は、管理簿の様式について備品払出状況を備品台帳の備考欄に記載するとともに特に必要があるものは、備品台帳の裏面に関係資料を添付し現在の状況が明らかになるようにするとしている。しかしながら、博物館及び美術館の収藏品（資料）については、備品出納・管理簿の情報だけでは現品照合を行うことができないため、別途作成しているデータベースを基に現品照合を行っている。収藏品に関しては、備品出納・管理簿の情報量のみで現品照合を行うことは困難であり、別途管理資料によって現品照合を行う必要がある（詳細は、「第 3 現地機関に関する措置状況 II 佐賀県立九州陶磁文化館 2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果 (1) 備品の棚卸について ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見 (イ) 備品出納・管理簿のデータベース化について」を参照のこと)。

(ウ) 備品現在高報告書の修正について

平成 17 年度末の備品台帳及び報告書を確認した結果、正しく修正されており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(3) 佐賀県立博物館及び美術館の資料の取扱いについて

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

博物館・美術館では、「佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館資料取扱規程」に

則っていない以下のような処理が行われていた。まずは規程そのものを改正して対応すべきだと考える。

- (1) 「資料分類台帳」は、現品との照合を容易にするために規程上記載が義務付けられているが使用されていない。
- (2) 資料の購入・寄贈があった場合に記載することが求められている「購入・寄贈資料台帳」は、「資料台帳」という名称になっている。この台帳の記入項目は、「美術工芸品類重要物品整理台帳」とほぼ同一であるため作成する意味がない。
- (3) 寄贈に関して、「美術工芸品類重要物品整理台帳」等の規程に定められている帳票の整備状況を確認した結果、担当者の手許にあって書類綴りに保管されていないものが散見された。保管方法にルールはあるが、統一的に一元管理されていない。
- (4) 寄贈に関して「美術工芸品類重要物品整理台帳」への記入が、現品を実際に受領した日に行われることもあれば、起案日に行われることもあり一貫性がないため、明確な処理のルールを作るべきである。
- (5) 博物館・美術館に資料を寄託しようとする者には、まず「資料寄託申込書」の提出をさせることになっているが、「資料寄託申込書」がないものが散見された。
- (6) 博物館・美術館が寄託又は出品を所有者に依頼するときは、「資料寄託、出品承諾書」により承諾を受けることになっているが、「資料寄託、出品承諾書」が作成されていない。
- (7) 寄託により使用の受入を決定した際には「寄託・資料受入調書」を作成する。これは起案書の形式となっているが、起案日や決裁日の記入欄がないため、決裁手続きが確実になされたことの確認ができない。「寄託・資料受入調書」の様式を見直すべきである。また、寄託資料台帳の日付欄や資料カードの日付欄は実際の受入日を書くべきであるが、全く記載されていない。
- (8) 展覧会出品及び資料研究等のために短期間資料を預かるときは、出品者又は所蔵者に対して「資料一時預り証」を発行し、「一時預り資料整理簿」に記載する。一時預り資料を返却した場合には、引き換えに「資料一時預り証」を回収すべきであるが、回収されていないものがあつた。また、「資料一時預り証」の回収にあわせて「一時預り資料整理簿」に返却年月日を記載して担当者・物品管理者が押印することになっているが、その記載がなされていないものがあつた。
- (9) 資料の写真撮影、印刷物への掲載、フィルム借用等の申請があつた場合は、「資料写真撮影等許可簿」で管理することになっている。この中の写真

フィルムの貸出に関して「資料写真撮影等許可簿」に返却の事実を記載する欄がないため、財産管理面から、規程の見直しが必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 18 年 10 月に「佐賀県立博物館及び美術館資料取扱規程」を全面改正するとともに資料管理マニュアルを整備して事務取扱手続を整理した。

- (1) 「資料分類台帳」に代え、資料カード及びデータベースで内容を補完して管理することとしたため、資料取扱規程を改正して「資料分類台帳」を廃止した。
- (2) 資料取扱規程を改正して「購入・寄贈資料台帳」を廃止した。
- (3) 平成 12 年度以降の寄贈受入に関する書類は年度順に簿冊で一元管理している。今後資料管理マニュアルで保管方法を徹底する。
- (4) 寄贈受入年月日は寄贈資料受納調書の決裁日とすることを資料管理マニュアルに明記し徹底した。
- (5) 資料管理マニュアルで「資料寄託申込書」の受領・保管を徹底した。
- (6) 「資料寄託、出品承諾書」は「資料寄託契約書」で代替できると考えていたため、「資料寄託、出品承諾書」の作成を省略していたが、寄託を依頼する場合には手続き上「資料寄託、出品承諾書」が必要なため、規程通り作成するよう資料管理マニュアルに定めて徹底した。
- (7) 資料取扱規程の改正に伴い「寄託・資料受入調書」に起案日・決裁日の欄を設けた。また寄託資料台帳や資料カードの記載確認欄の日付については実際の日付を記入するよう資料管理マニュアルに定めて徹底した。
- (8) 「資料一時預り証」については、所蔵者が紛失して回収できない場合もあり、その場合は写しに返却を受けた旨の証明を受けるようにした。「一時預り資料整理簿」の記載・押印と併せて、資料管理マニュアルに定めて徹底した。
- (9) 資料の写真撮影、印刷物への掲載、フィルム借用等の申請があった場合は、許可書案の回覧で決裁しており、「資料写真撮影等許可簿」での決裁は二重決裁になるため、資料取扱規程を改正して「資料写真撮影等許可簿」は削除した。また、写真フィルムの貸出等は収蔵品貸出状況をデータベースで取りまとめており、貸出及び返却の状況は一元管理できている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 18 年度以降の資料取扱事務を確認した結果、資料取扱規程及び資料管理マニュアルに従って処理されており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(4) 図録等の管理について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

図録は販売用と贈呈用があるが、在庫について十分な管理がなされていない。販売用冊数から既販売分のみを控除して帳簿上の在庫数としており、贈呈用の図録は在庫の対象外となっている。また、贈呈用の在庫記録がないため、全体の在庫状況を表す適切な記録がないままであった。さらに博物館・美術館では図録等の実際の有り高を確かめる実地棚卸を実施していないため、正確な残高を把握していない。少なくとも毎年 3 月末に実地棚卸を実施し、在庫の適正な有り高を確かめるとともに、積極的に販売して投下資金の早期回収に努力すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 18 年度末に贈呈用の図録を含めすべての図録の実地棚卸を実施した。平成 18 年度以降は贈呈用を含めて棚卸を行い、適切な管理を行っていく。また、図録については目につきやすい場所に設置して積極販売に努めている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

図録の受払台帳の確認及び実地棚卸を行い、図録が適切に管理されていることを確かめた。また、図録は目につきやすいところに展示して積極販売に努めてあり、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(5) 収蔵品について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

博物館・美術館の現品照合を実施した結果、現品の所在がすぐに判明できないものがあつた。これは資料の保管方法として、収蔵庫が非常に手狭なため空いたスペースに収まる資料をランダムに保管する方法を採られているためだと思われる。

現状の収蔵スペースの不足をきっかけにして、一時預り資料や寄託資料の返還、展示資料としての機能・役割を終えた模型やジオラマ等の廃棄を含めた収蔵資料の整理作業を検討すべきと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

資料の所在場所については、データベースに「保管場所」の項目を作成して収蔵庫名・棚番号を入力して明確にしている。収蔵資料の廃棄や管理換え、活用を兼ねた館外県立施設への貸与など、有効活用を図るために一層の努力を行

う。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 収蔵品の保管方法について

資料の一部について現品照合を実施したが、資料の所在場所についてはデータベース上で明確にされており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(イ) 館外県立施設への貸与について【監査意見】

博物館・美術館で購入される資料は、展示される場合のほかに調査研究の対象として収集されるものであり、資料収集の基本方針が次のとおり定められている。

【資料購入にあたっての基本方針】

- ・ 佐賀県と直接又は間接的に関係の深い価値ある資料
- ・ 上記の資料と比較すべき全国的な価値ある資料
- ・ 佐賀県とは直接関係ないが、教育的・学術的に価値ある資料

【資料購入にあたっての審査基準】

- ・ 博物館・美術館で展示に耐えうること
- ・ 文化的・歴史的な遺産として価値があること
- ・ 博物館・美術館の研究用及び展示用として価値があること

この方針に従って収集された資料は、6,800 点を超えているため、収蔵庫が非常に手狭となっており、博物館・美術館の展示・収蔵スペースの確保が重要な課題となってきている。

このため、収蔵資料の有効活用を兼ねて館外県立施設への貸与を行っている。貸与した収蔵資料については、担当者が毎年 1 回現物を確認して、その保管状況を確認している。館外県立施設に貸与している資料のうち、長期（10 年以上）にわたって貸与しているものは次のとおりである。

借受者	展示場所	種別	作品名	作者名	当初貸出日	金額
県議会 事務局	県議会議長室	彫刻	西洋夫人	古賀忠雄	S63. 7. 22	400,000
	県議会副議長室	彫刻	間	古賀忠雄	S63. 7. 22	8,500,000
総務 法制課	新行政棟 大会議室	洋画	サンマルタン	山口猛彦	H6. 1. 31	1,600,000
		洋画	早春の林	山口孝行	H6. 1. 31	800,000
	新行政棟 県民ホール	彫刻	練磨	古賀忠雄	H6. 1. 31	5,000,000
		彫刻	婦人像	古賀忠雄	H6. 1. 31	695,000
	新行政棟 県民ホール (外)	彫刻	むすび	中島快彦	H6. 1. 31	700,000
		彫刻	群	中島快彦	H6. 1. 31	1,000,000
		彫刻	孤独	中島快彦	H6. 1. 31	1,000,000
	新行政棟 地下食堂	洋画	トレド風景	納富 進	H6. 1. 31	90,000
		洋画	ボンベイ空港の午後	大隈武夫	H6. 1. 31	60,000
	新行政棟 展望ホール	彫刻	二人の女	古賀忠雄	H6. 1. 31	550,000
洋画		舟型	吉田西縉	H6. 1. 31	1,500,000	
政策監 グループ	新行政棟 さが元気ひろば	洋画	ビルフランシュ	山口猛彦	H15. 8. 26	1,000,000
秘書課	副知事室	彫刻	哀情	古賀忠雄	H3. 4. 22	380,000
		彫刻	バレエ 2 題 B	中島快彦	H3. 4. 22	700,000
		洋画	滞船	別府貫一郎	H10. 4. 1	320,000
		洋画	パリの街	武藤辰平	H3. 4. 22	330,000
首都圏 営業本部	首都圏営業本部	洋画	ビルフランシュの港	山口猛彦	H13. 4. 1	600,000

博物館・美術館の収蔵資料は、研究用又は展示用としての価値が高いことを前提としており、広く県民に展示されることを目的として収集されているものであるため、会議室等に飾られるために購入される備品とは購入目的が異なる。収蔵スペースの確保と収蔵資料の有効活用を図るために館外県立施設へ資料の貸与を行っていることは評価できるものの、収蔵資料が収集された目的を考慮すると、館外県立施設に貸与した資料はその貸与期間を定めて、貸与期限が到来した資料は再度博物館・美術館に返還して広く県民に展示する必要があると考える。したがって、館外県立施設への貸与資料は定期的に変更する必要があると考える。

(6) 業務委託に係る予定価格の算定について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

委託業務の予定価格算定の基礎資料として前年度の落札業者、つまり前年度最低価格で応札した業者に見積書を提出させていた。当然最低価格で落札した業者からの見積書が他の業者より安いはずであろうとの考えであると思うが、予定価格算定基礎資料としての見積書はもう少し広範に集め、その中から一番有用なものを取捨選択して採用すべきである。

こと入札に関しては、公正公平にすべきであることは当然であり、合理的な

基礎資料の収集に努めるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

予定価格については、仕様書の作成や金額積算のための基礎資料として、見積書を参考にして算出している。

なお、平成 18 年度の警備委託業務については、複数業者の見積書を基に予定価格を算出した。

今後は、できるだけ複数業者の見積書を参考にして、予定価格を算出する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

予定価格の算出については、前回の監査意見を踏まえ、複数の事業者からの見積資料のほかにも、ハローワークから得られる賃金動向の資料や、それぞれの業界関連の情報などを入手し、非常に細かく丁寧に算出されていることを確認できた。

(7) 佐賀県立博物館・美術館協議会について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

協議会はいろいろな分野から選出された委員から、貴重な意見や要望出され、それに対応するための課題や改善策などが次の協議会の席上発表されていた。協議会は公開でなされるが、残念ながら傍聴者は今まで一人もいなかった。したがって県民の大多数はその存在すら知らないと思われる。協議会で出された意見・要望それについての回答の要旨を、協議会の席上だけでなくホームページ等に掲載することは、魅力ある博物館・美術館に変革していこうとする姿を示すことにつながり、県民に身近な博物館・美術館を感じさせる手段でも有り、ひいては観覧者の増加にも結びつくのではないかと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

佐賀県立博物館及び美術館協議会については、県のホームページで会議の開催予定を公開しているが、傍聴を希望される方はいない状況である。なお、協議会で出された意見・要望について、会議録に記載し、県のホームページで公開している。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

協議会は年に 2 回開催されており、委員からは毎回活発な意見が出されている。議事録を通査したところ、個々の企画展の内容等についてもその講評も含め、委員の方からは貴重な有意義な意見が出されていた。また、これに対し事

務局側も一つ一つ丁寧に回答し、委員の意見を取り入れていこうという姿勢がうかがえるものであった。

協議会は従来と同様公開して開催されているが、依然として傍聴者はいないという状況であった。現在では、県のホームページにおいて、会議の開催予定に加え、協議会の議事録も掲載されており、県民に対して博物館・美術館の運営に関する情報を公開することによって、県民との距離を縮め、より身近なものとして感じていただけるような措置はとられていると感じたが、残念ながら県のホームページ上で簡単にはこれらの情報に辿り着けなかった。

県のホームページは佐賀県政全般の情報発信が目的であるため、博物館・美術館に関する情報の掲載が優先されるものでないことは理解できる。しかし、折角情報を発信するのであるから、より多くの人に見てもらえるような工夫が必要であろう。

例えば、博物館・美術館のホームページは、県のホームページの中に設けられたページで構成されるものであるが、独立したひとつのホームページとしての体裁を整えており、この博物館・美術館のホームページ上によく目に付く方法で県民との接触に関する情報や協議会に関する情報の見出しをつけ、そこから直接協議会の情報に入っていけるような方法が考えられる。

また、外部からの貴重な意見を聞く目的で、館内に来館者が質問や運営に関する意見等を投函できる箱を設置しており、来館者からの意見・質問に対しての説明や運営上の反省点、それを受けて改善したところ、或いは今後改善していく点などを回答としてまとめたものも、その箱の横に設置しており、誰もが自由に見られるようになっている。利用者の声に対して真摯に積極的に答えていこうとすると同時に、博物館・美術館を身近なものに感じていただくための姿勢がうかがえ、非常に良い取り組みであると感じたところである。

(8) 運営費予算について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

博物館・美術館費の約半分を占める委託費については、細切れ発注ではなく似たような業務はいくつかを合わせた委託契約を結び発注予定価格の削減を検討することも重要である。

現在作成されていない損益計算書は、業務改善を目指すうえでは有効な手法の一つになりえるはずであり、是非作成されることを希望する。

社会教育の充実と経費削減は両者の適切なバランスを考えて、本気で取り組めばまだまだ改善の余地が有ると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

委託費の発注は、来館者の安全性の確保や事故時の責任の所在を明確にするという観点から購入先のメーカーと管理委託契約を締結しているところである。

また、損益計算書の作成については現在のところ考えていないが、館の運営にかかるコストを常に意識して、効率的・効果的な事業執行に努めていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

平成17年度の監査時に、損益計算書作成の必要性を訴えたが、依然として損益計算書は作成されていない。県の厳しい財政状況のなか博物館・美術館においては、それぞれの支出項目に対して厳しい予算が設定され、その予算の範囲内で運営がなされており、当然のことながら、予算制度に基づいたコストを意識した運営はなされている。ただ、博物館・美術館で把握する支出項目は、あくまで館の運営に関して館で支出される部分のみで、これには職員人件費や、施設の減価償却費等は含まれていない。

統制管理という観点からみると、統制可能な運営費のみが管理の対象となっていることは理解できるが、全体でのコストがどれだけかかっているのかといったような数値も、当然に把握しておくことが必要であると考え。館の運営レベルでは、これを把握しておくことによって、館の運営全体に対してのコスト意識や、そのコストで最大の効果が得られるような運営がなされているかという視点が生まれ、より効率的・効果的な運営が可能となると考えられるからである。

また、県としても、今後の方針等を検討する場合に、全体としてどれだけの資金がそこに投じられているのかということを確認する必要がある。逆に言えば、そのような金額を把握しないまま、より効率的・効果的な県政の運営を目指すことは困難であると考え。

引き続き、損益計算書作成の必要性を強調したい。

(9) 指定管理者制度について

① 平成17年度の監査結果、監査意見等

指定管理者制度導入についての本格的な検討はなされていない。

すでに指定管理者制度を導入している他の自治体を十分に研究し、何処がどのように変わったのか、いろんな面から調査していただきたい。

博物館・美術館運営の諮問機関でもある協議会と一緒にあってよりよい方向を見出していただくようお願いする。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

指定管理者制度の導入を含め博物館・美術館のあり方について、文化課及び県立博物館連絡会議で検討中。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

博物館・美術館では、現在も指定管理者制度は導入されていない。指定管理者制度が始まって数年が経過したが、確かにすべての施設が必ずしも指定管理者制度になじむわけではないということは感じるところである。

いわゆる箱物施設を単に管理していくような場合には比較的適すと考えるが、施設を物理的に管理するほかに施設の運営が含まれ、その運営内容が複雑な場合等には、指定管理者制度を導入することが必ずしも得策ではない場合もあろう。

それぞれの施設にとって、指定管理者制度の導入にはメリットとデメリットが存在するであろうし、これは施設の内容や指定管理の対象とする業務の範囲によっても異なってくるであろう。また場合によっては、その時代や経済環境等によっても異なるかもしれない、そのあたりのことを十分に踏まえながら、一度導入しないと決定したとしても、永久的に排除するものではなく随時検討を行われることを期待する。

また、実際には導入しないとしても、現在指定管理者制度を導入している他の施設の状況等には注意を払い、よい部分は参考にするなどの姿勢も必要であると考ええる。

(10) 広報活動について

① 平成17年度の監査結果、監査意見等

県民にとって身近なメディアとしてインターネットがある。博物館・美術館のホームページを見ると、既に終了したテーマ展が何時までも掲載されている。

古い記事が掲載されているホームページほど信憑性が薄らぐ。ホームページで案内するのであれば、今後の予定を随時掲載することが望まれる。適時にホームページの更新も必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

博物館・美術館のホームページについては、年間にどのような事業があるか参考となるように終了した事業であっても記載していたが、今後は、定期的に更新していく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

ホームページの管理運営に関しては、担当者を決めて適宜更新を行い、常に

新しい情報を提供するように改善されていた。また、英語版のホームページの作成にも積極的に検討されており、現状では高い意識をもって、ホームページの管理運営にあたっていると感じた。

また、館内での広報・案内という点については、若干改善の余地があるものと感じた。博物館と美術館は、別棟になっているものをつなげたような構造になっているが、博物館の入口の方には受付があり常時職員を置いているが、美術館の方には常時置いているわけではない。販売用の図録やグッズ商品等も博物館の受付にだけ備え置いてあるため、美術館からの来館者には販売用品の存在が非常にわかりにくいように感じた。一応の案内は出ているが、もう少し来館者がわかりやすいように、利用者の身になって、再度館内の案内表示を検討していただきたい。

IV 佐賀県窯業技術センター

1. 現地機関の概要

(1) 目的

佐賀県窯業技術センター（以下、「センター」という。）は次の 3 つを基本理念として、地域窯業界の技術革新や情報化等への支援及び新たな技術展開の先導役として地域に開かれた技術拠点を目指している。

① 研究開発機能の強化

新技術・新製品の開発等をリード・支援するため、研究施設の新增設、研究機器を整備し、研究開発機能を強化する。

② 地域窯業界の連携強化

地域窯業関連企業のニーズに応えるため、技術指導・共同研究の推進や設備・機器等を開放することにより、地域窯業界との連携を一層推進する。

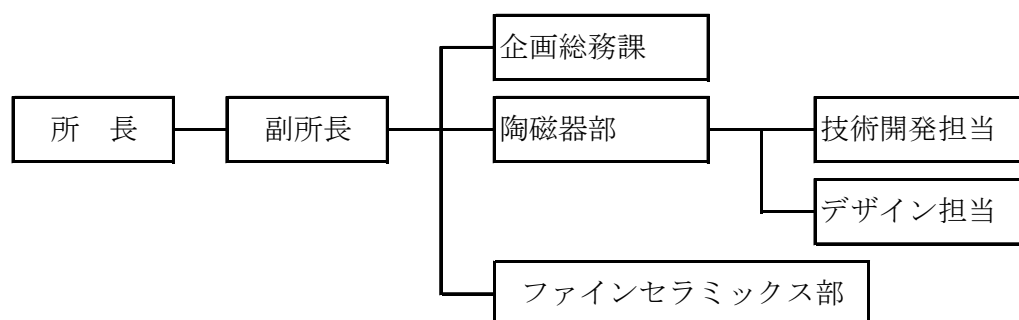
③ 国際化、情報化への対応

国際的な技術交流を推進するとともに、情報提供体制を整備し、国際化・情報化の進展に的確に対応する。

(2) 沿革

- | | |
|--------------|--|
| 昭和 3 年 10 月 | 佐賀県窯業試験場として発足 |
| 昭和 4 年 12 月 | 第一窯業試験場（のちに佐賀県窯業試験場に改称）を有田町中樽に設置 |
| 昭和 5 年 2 月 | 第二窯業試験場（のちに佐賀県窯業指導所に改称）を塩田町馬場下に設置 |
| 昭和 30 年 12 月 | 佐賀県窯業指導所を本場に統合し、佐賀県窯業試験場塩田分場に改組 |
| 昭和 33 年 3 月 | 塩田分場を廃止 |
| 昭和 43 年 3 月 | 有田窯業試験場を有田町田ノ平に新築移転 |
| 昭和 59 年 4 月 | ニューセラミックス研究室を設置 |
| 昭和 63 年 4 月 | 機構改革により指導部・試験部を改めて、陶磁器部・ファインセラミックス部とする |
| 平成 4 年 4 月 | 佐賀県窯業技術センターと改称 |
| 平成 6 年 4 月 | 有田町中部丙 3037-7 に新築移転 |

(3) 組織



(4) 歳入歳出について

(千円)

		H20年度	H21年度	H22年度
歳 入	使用料及び手数料	13,660	14,323	14,486
	使用料	2,407	2,019	2,256
	手数料	11,253	12,304	12,230
	国庫支出金	42,705	41,522	45,501
	国庫補助金	23,209	41,522	45,501
	委託金	19,495	0	0
	財産収入	2,781	2,779	3,810
	財産運用収入	2,774	2,527	3,100
	財産売払収入	7	252	710
	繰入金	13,366	4,034	14,713
	諸収入	4,957	5,630	137
	受託事業収入	4,893	5,300	0
	雑収入	63	330	137
	収入合計	77,468	68,289	78,648
歳 出	総務費	5,391	3,451	1,849
	総務管理費	7	2	3
	企画費	5,384	3,449	1,847
	商工費	97,531	209,802	110,001
	中小企業振興費	1,602	37,244	4,435
	窯業技術センター費	95,928	166,397	84,245
	窯業技術センター費(明許)	0	6,160	21,321
歳出合計	102,922	213,252	111,850	
収支差額		△ 25,453	△ 144,964	△ 33,203

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 物品の棚卸について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

財務規則第 164 条では、毎年 3 月 31 日現在において備品出納・管理簿と現品の照合が求められているが、現品照合が行われていない。毎年 3 月末に現品照合を行うべきである。

また、不用品については、財務規則の手続きに従って売却等の処分をすべきであるが、その際、他所への移管可能性の検討結果も記録に残すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

すべての備品について、備品出納・管理簿と現物の照合を確実に確認し、不用品の処分においては、有効利用を促進するとともに、活用の見込みがないものについては、財務規則に基づく手続きを行うよう徹底を図っていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 備品の現品照合について【監査結果】

平成 21 年度は全点の現品照合を行っているが、通常は年度中に変動があったもののみ現品照合を行っている程度で、全点の現品照合が行われていない。毎年全品の現品照合が行われていないことはセンターに限ったことではなく、今年度監査を実施した佐賀県立九州陶磁文化館、佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立有田窯業大学校でも同様の状況であった。現品照合は備品出納・管理簿に記載されている備品が存在していることの確認と状況把握（処分の必要性等）のための重要な手続きであり、毎年必ず実施する必要があるが、備品の件数が多い事業所では、備品を管理担当者等にグルーピングし、グループ毎の実施時期をずらして現品照合を行うなどの工夫が必要である。（詳細は、「第 3 現地機関に関する措置状況 II 佐賀県立九州陶磁文化館 2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果 (1) 備品の棚卸について ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見 (ア) 備品の現品照合について」を参照のこと）。

(イ) 現品と照合すべき備品出納・管理簿の記載様式について【監査意見】

県は、備品出納・管理簿を基に現品照合を行うように定めている。しかしながら、センターの備品は所有点数が多いため、備品出納・管理簿の情報だけでは現品照合を行うことができず、現品照合用に別途管理資料を作成しているため、二度手間となっている。

財務規則第 146 条第 4 項では、法令その他の規程に定めた場合には備品出納・

管理簿への記入に代えて、他の帳簿への記入で代替することができるとされている。センターの備品については、種類が多岐にわたり、かつその件数が多いため、備品出納・管理簿の情報だけでは十分に管理できない状況である。しかも、既に別の管理資料を作成して備品を管理しているため、必要な規程を整備することによって、備品出納・管理簿の記載を省略し、別途の管理資料で代替するなど事務の効率化を図ることが望ましいと考える。

(ウ) 不用品の処理について

不用品は、庁内で必要かどうかを掲示板（イントラネット）で確認し、庁内で必要ないのであれば、外部に入札の手続きを行い、予定価格（廃棄処分価格）以上の入札があれば外部に売却されることになっている。したがって、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(エ) 除却処理された備品について【監査結果】

現品照合の際にセンター内を視察した結果、使用不能のため帳簿上では既に棄却処理されているにも拘らず、現物がセンター内に保管されているものがあった。センター内には棄却処理済みの備品を保管できるような空きスペースがあり、かつ廃棄費用を削減する意味もあるため、処分されずに保管されている。

棄却の決定されたのであれば、手続論としても決定後遅滞なく廃棄処分すべきと考えるが、その対象となる備品の中にはパソコン等の情報機器もあるため、情報セキュリティの観点からも不用品を空きスペースに保管することは認めるべきではなく、決定後直ちに廃棄処分することを徹底する必要がある。

(オ) 図書の管理について【監査意見】

研究職員の研究用に図書が用意されており、図書管理簿を作成して管理している。図書のうち、取得価格が 5 万円以上のものは備品として管理されているが、ほとんどは消耗品として処理されており、前回は平成 17 年度に現品照合を行っている。

図書の外部への貸出は禁止されているが、センター内での貸出については、企画総務課で図書持出管理簿を作成して貸出状況を管理している。図書の貸出及び返却の状況を確認するため、図書持出管理簿を通査したところ、数年間返却されていないものが散見されたが、定期的に図書の返却を求める必要がある。

(2) 建物の磁気カードの管理について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

出入り口に設置してある鍵の保管庫を開けるための磁気カードは職員全員が

もっているが、磁気カードの枚数及び番号管理が行われていない。管理すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

鍵の保有状況簿を作成整備し、磁気カードの所有者を確認し、管理責任の徹底を図った。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

磁気カード及び鍵の管理状況を確認した結果、磁気カードと鍵の管理台帳が整備され、番号管理も行われており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。なお、劇薬及び重要物品についても特別な管理が必要であるが、これについても適切に管理されていることを確認した。

(3) 研究データの管理について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

センターのパソコン等情報が保管されている機器については、個人情報保護法施行後盗難等から守るために持ち出しができないようになっている。しかし、民間からの依頼試験に関するデータやセンターの研究業務に係る未発表の研究成果に関するデータなどの管理方法に関して具体的な規程やマニュアルが存在しない。佐賀県のセキュリティーポリシーを踏まえてデータの管理やセキュリティーに関するマニュアル等を作成し、必要なレベルの管理を実施すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

情報の管理については、佐賀県のセキュリティーポリシーを踏まえて、当センターのセキュリテーマニュアルを作成し、情報管理の適正化を図っていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 18 年に佐賀県の情報セキュリティ基本方針及びマニュアルを策定し、全庁的に情報管理の適正化を図っているため、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(4) 特許権の管理規程について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

特許の出願については、佐賀県職員の職務発明に関する規定に基づいて行われているが、佐賀県には特許権の管理に関する規程がない。特許権を含んだ知的財産権について包括的な管理基準の整備が必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 18 年 11 月に関係課・機関が連携して、県立試験研究機関全体を統括する知的財産取扱基本方針を策定した。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意

佐賀県試験研究機関知的財産取扱基本方針には、知的財産取扱の基本的考え方や知的財産の管理基準が定められている。センターの特許権の管理状況について確認した結果、この基本方針に従った管理が行われており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(5) 佐賀県が保有する特許の実施契約について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

実施契約書には、半期ごとの実施状況（生産販売数量と金額）を報告するよう定めているが、対象期間に生産や販売をしなかった場合に実施状況報告をしていない事業者が散見された。契約書に従って実施状況報告を行うよう指導すべきである。

また、県は実施許諾先への帳簿書類その他の物件の調査を行うことができることとなっている。実施許諾先に対する牽制のためにも、研究者等の専門家と一緒に年間数件程度の調査を行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

契約内容の遵守については、許諾先企業に対して指導を行う。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

特許の実施契約の遵守状況を確認した。半期ごとの実施報告については、特許許諾料の収入調定の関係もあるため、実施許諾先の一覧表を作成して整理されており、実施報告書はすべて入手できている。

実施状況報告は、実施状況報告書とともに、受注台帳や出荷台帳などの参考資料を添付させるようにしており、記載内容の確認を行っている。また、平成 21 年度は一部企業に対して実地調査を行った。よって、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(6) 特許権の再実施権付き実施契約について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

センターが出願し取得した特許権の再実施権付き実施契約を締結しているも

のが1件あり、当該契約書で、実施権者が再実施契約を締結した場合は、契約書写しを県に提出しなければならないことになっているが、再実施契約先のうちの1社分の提出がなかった。契約通りの手続きを行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

当該実施権者に対して契約内容の確認を行い、提出されていなかった再実施契約書の写しの提出を受けた。その際に、今後再実施契約を締結する際には契約書の写しを遅滞なく提出するよう指導した。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

県立試験研究機関は、県内の産業の発展のために研究を行っており、研究成果が県外にみだりに流出してはならない。このため、特許権の許諾実施についても県が管理することとし、実施者が別の第三者にさらに実施権を与える再実施権は、特許の利用先の状況を県が把握することが困難なため、現在は再実施権を認めていない。

(7) 入札について

① 平成17年度の監査結果、監査意見等

平成16年度に実施した一般競争入札による購入物品は、センターの仕様を満たすものはそれぞれ1社のみが製造しており、その取扱店は佐賀県内にはそれぞれ1社しかない状況であった。

予定価格算定にあたっては、比較参考とすべきものが少なすぎることで、全ての予定価格算定の要素がメーカー若しくは佐賀県内取扱店の過去のデータに依存しすぎている。予定価格の合理性を担保するためには、他のメーカー製品の状況、佐賀県で使用している他施設や企業の状況さらには県外の状況などをも参考にするなどの必要があると考える。

一般競争入札においては、一般に高額な備品の購入が想定される。入札資格審査、予定価格の設定、談合防止等を目的とした委員会の設置なども、合理性や透明性を高める一つの方法であろうと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

購入機器は、窯業関係の特殊な仕様であることが多く、その仕様に適合し、当センターが求める機能を有する機種も少なく、これらを製造する国内のメーカー自体も数社しかない現状である。

なお、予定価格について、同様の機種機器を導入している佐賀大学や九州内の公設試験研究機関に対し確認したが、いずれと比較しても採用している算定

数値は、低いものとなっている。

また、一般競争入札の際の委員会の設置については、今後、必要に応じ検討する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

現状において県では、契約の適正化を図り、事務の効率化を図ることなどを目的として、入札・検査センターを設置し、そこにおいて電子入札業務を取りまとめている。

県の各現地機関においては、契約を行う場合には原則として一般競争入札を行うことを徹底し、契約の適正化を図るようになってきている。また、各現地機関においては、契約が日常頻繁に行われるわけではないため、事務の効率化や、入札事務の専門的な対応を図るため、ある程度の規模のものになると、依頼により入札・検査センターに依頼して入札を行えるようになっており、窯業技術センターにおける契約に関しても、場合によっては同制度を利用しながら、一般競争入札を原則とした契約締結による契約の適正化に努めている状況が確認できた。

ただ、前回監査時に指摘したような機器等に関しては、機器が特殊なものであり取扱業者が非常に限られているため、最終的にどうしても限られた特定の業者との契約になってしまうという状況のなかで、苦心されている状況がうかがえた。

予定価格等の算定に際して他から情報を得ようとしても、個々の機器の仕様が異なるためあまり参考とはならず、比較参考とすべきデータが少なすぎるため、過去のデータ等に依存しなければならないこともあり、これらのことはある程度やむを得ないものと感じた。そのような状況のなかでも契約の適正化を図るという観点から一般競争入札を実施したところが結果として応札者が1社のみということになってしまうこともあり得る話である。ある程度予想される結果ではあったかもしれないが、他の業者が応札してこない可能性がゼロではないわけであるから、一般競争入札を実施し、その結果応札者が1社のみになることがあってもやむを得ないものとする。ただ、そのような状況であっても、一般競争入札をやるからそれでよいということではなく、過去のデータや機器を取り扱う業界の情報、さらには他県での類似機器の情報をできるだけ入手するなどして、様々な観点からの検討を今後も実施して、引き続き契約の適正化を確保するための努力が期待される。

(8) ホール・会議室の外部貸出について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

佐賀県窯業技術センターの中に約 150 席ほどのホールと 20～50 名収容できる中会議室があった。積極的な活用が求められている。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

窯業関係等の会議を通じて PR に努めており、地元関係団体へもセンターの施設利用について呼びかけていく。

また、機関紙（センターニュース）やホームページ等でも PR に努めていく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

窯業技術センターの中のホールや会議室等の施設の利用状況は、依然として活用頻度は低い状況であった。

上記②のような、PR や呼びかけは実施されているが、現状の利用実績から見てもあまり効果は出ていない状況であった。利用に関する積極的な働きかけや、施設を用いてのイベント企画など、より利用が促進されるような方策の検討を再度お願いしたい。

(9) 技術指導に関する取扱事務手続きについて

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

センターにおいて技術指導を受ける場合、技術指導の申請は実施希望日の 7 日前までに技術指導申請書を、技術指導期間が満了した日以降も技術指導の継続を要望するときは、満了する 10 日前までに技術指導更新申請書を提出しなければならないことになっている。

通査したところ申請日付や技術指導承諾日の記載の無いものや 7 日前あるいは 10 日前までの申請になっていないケースが散見された。また、提出された申請書は伺い書により起案され、所長決裁により承認されることになる。少数ではあるが、技術指導開始後の日付で起案・決裁となっているケースもあった。

技術指導は研究結果の普及活動そのものであり、取扱要領どおりに行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

「佐賀県試験研究機関技術指導に関する取り扱い要領」に添って適切に行うこととした。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度分の申請書を通査したが、「佐賀県試験研究機関技術指導に関す

る取り扱い要領」に添って適切に実施されていることが確認された。

(10) 設備機械等の利用に関する取扱について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

センターが保有する設備機械等の一般開放は地場産業にとって有用なサービスであるが、設備機械等の使用目的は「試験研究に限る」ものに制限されている。使用台帳を通査したところ同一企業が頻繁に同一機械を使用しているケースが見受けられ、設備機械等が試験研究以外のために使用されないような現場での管理を確実に行うべきである。また、センター内に使用者の材料が置いてあるケースが見受けられたが、財産管理上望ましい状況とは言えない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

「佐賀県窯業技術センター設備機械等の使用要領」に添って設備機械等の使用申請時に使用目的について審査し、また使用状況等を管理監督して適切に運用する。また、設備機械等を使用した際に発生する使用物の残余については、持ち帰るように指導する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

設備機械の使用状況を確認した結果、センター設備機械等の使用要綱に添って使用目的について審査が行われ、使用時にも施設担当者が使用状況を管理監督している。なお、センターの設備機械は量産を目的とした設備となっていないため、試験研究目的か否かは使用目的の審査及び使用状況の監督を行うことで判断できる状況である。また、センター内を視察した結果、設備機械等を使用した際に発生する原材料については使用者が持ち帰っており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(11) 設備機械等の利用に関する現場の管理について

③ 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

すべての設備機械には、使用記録用のノート及び機械等使用者受付簿が用意してあるが、この二つの資料には書き込み不足が散見された。これらの資料に必要な記入をすることにより財産管理をより適切に実施し、また、センターの事業運営に反映させる情報として活用すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

設備機械の利用状況の管理は、使用記録用のノートで行っているため、ノートへの記入を徹底し、この情報を設備の維持管理に活用する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

使用記録の状況を確認した結果、使用記録用のノートの記入が徹底されている。また、使用記録用のノートの情報を集計して設備機械ごとの稼働状況も把握している。この設備機械ごとの稼働状況は、県内の10の試験研究機関内で情報が共有化されており、必要な機械の相互利用に努めている。したがって、平成17年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(12) 窯業大学校との人事異動について

① 平成17年度の監査結果、監査意見等

センターの研究員は、定期的に佐賀県立有田窯業大学校に教務職員として配属される。平成15年に大学校に配属された研究員は、当時特許を出願し、これから普及に取り組む段階にあったが、大学校への配属後次のステップの研究を行えなくなった。この結果、センターに戻るまでの数年間研究は中断してしまった。

大学校側でも支出削減のため外部講師への依頼を控えなければならない事情があるが、大学校での業務量を削減して教務と研究活動を両立できるような方法を検討してもいいのではないか。両立が困難であれば、異動に際してはそれぞれの研究員の研究状況を十分に把握して、異動を行う必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

窯業大学校との人事異動のあり方については、今後とも検討する。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

県の厳しい財政状況の折、予算の制約から窯業技術センターや窯業大学校の人員は十分ではない状況である。そのため現在も両施設間での人事異動が行われているが、新たに配属された研究員がそれまでの研究の中断を余儀なくされる事態がやはり生じており、大学校との間の研究員の人事異動については課題が残っている。引き続き、業界の意見等も踏まえながら、人事異動のあり方について見直しを検討していく必要がある。

(13) 試験研究の評価等について

① 平成17年度の監査結果、監査意見等

センターが人的予算的な制約の中で使命を果たすためには、試験研究の各時点での当該試験研究に対する評価を組織的、制度的に実施する必要があるが、このような評価はセンター運営会議等の中で議論されているものの、外部評価

の体制作りは現時点では実施されていない。

研究テーマの原案づくりは、研究員間での必要な検討によって行われているとのことであるが、研究テーマの選定に関する組織としての資料はセンター運営会議や事前打合せ会議の討議資料のみであった。センターは、県の産業振興に寄与するために試験研究を行うが、どんな成果をもたらすかはどんな試験研究を行うかという判断によって決まるので、試験研究テーマに関する適切な事前評価とこの評価に基づくテーマの選定が極めて重要である。研究テーマの事前評価や中間、事後評価を行う体制にはなっていない。

また、研究テーマごとの原価計算が行われていない。どの研究にどれだけの資金を要したのかという個々の実績が確認できないのは望ましくない。原価計算を行って個別の試験研究の予算実績対比を行うことは、進捗管理や無駄の少ない予算の執行に有用であり、コスト意識の周知徹底にもつながるので、原価計算を行うべきである。

研究員は、県内窯業界と密接な関係を持っているはずであり、業界の現状を詳細に知っているはずなので、この情報を県の施策に反映させる仕組みを構築することも必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

これまで、試験研究の評価については、「センター運営会議」において、センター事業運営の実績と課題及び基本方針、研究開発の目標と方向、新研究課題等に対する意見要望等の中で議論されてきたところである。

研究課題の評価については、平成 17 年度の試行期間を経て、平成 18 年度から外部評価制度が本格的に導入されたところであり、当センターにおいても 5 名（大学教授、国等の機関、窯業関係組合、窯業製造企業、陶磁器デザイン）の外部委員による評価が実施されたところである。

なお、研究テーマ毎の費用対効果については、研究担当者の間でも、研究員の人件費、光熱費、消耗品費などの研究遂行のためのコスト意識や研究による成果の企業への貢献度合いなど、その意識づけが浸透しつつある。

今後も引き続き、コスト意識の周知徹底を図るとともに、より密に窯業界と連携を図りながら、技術指導や相談等を通じて県内窯業界のニーズを的確に把握し、窯業界の振興につながる技術開発などの県の施策に反映していく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

試験研究の評価に関しては、上記②に記載のとおり平成 18 年度から全庁的に試験研究機関における研究活動に関し、外部評価を実施することとなり、センターにおいても実施されていることを確認した。

この外部評価は、事前評価、中間評価、事後評価という 3 段階において実施されるようになっており、5 年以上の期間を要する研究テーマについては、中間評価を受けるようになっている。

窯業技術センターにおける問題というよりも全庁的な問題であるが、もともと、試験研究期間が 5 年以上のものだけを中間評価の対象とすることには、改善の余地があるものとする。研究はある程度の長い時間を掛けて地道に積み重ねられていくものであり、5 年には満たなくとも、3~4 年の試験研究が、研究終了まで途中で一度も評価を受けないということには強い違和感を感じる。3~4 年という期間は相当に長く、それだけの期間が経過するうちには、経済環境や技術環境そのほかの様々な状況も大きく変化する可能性が高く、その間に同様の研究が他の研究機関で確立されたり、あるいは反証されたりすることも考えられる。また、研究自体がもともとのテーマに対してうまくいかないような場合もある得るため、そのまま進めるべきか否かを評価してもらうことも有用であろう。このため、研究期間がある程度長いものに関しては、途中で外部の有識者からの評価を受けて、その試験研究の方向性や妥当性を検証してもらうことは非常に有意義であるとする。

現状、センターでは 3 年以内の試験研究がほとんどであり、中間評価は未だ行われたことがない。ただ、上記のような考えから、5 年という期間にこだわらず、試験研究の内容によっては、例えば他の施設でも同様の研究が行われているような研究については、毎年評価を受けるということが必要な場合もあると考える。中間評価の意味合いを踏まえて、中間評価に対して積極的な対応を検討いただきたい。

また、コスト意識を徹底させる意味での原価計算については、それぞれのテーマごとに予算統制がなされており、適切な管理が行われているものとする。

V 佐賀県立有田窯業大学校

1. 現地機関の概要

(1) 目的

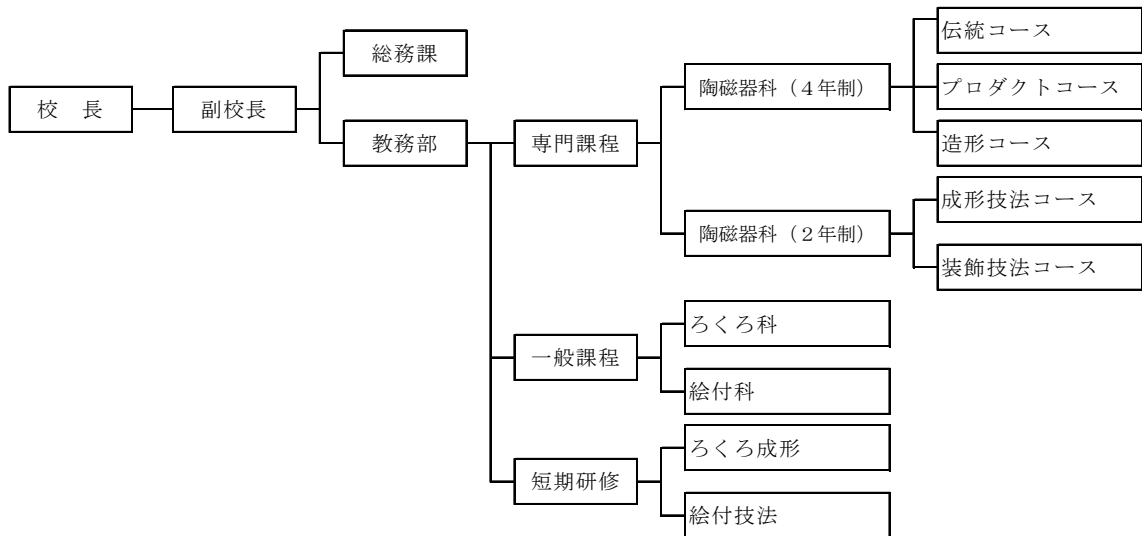
佐賀県は、有田・伊万里・唐津・武雄など、日本を代表する陶磁器の産地であり、特に有田の磁器は、400年の伝統と世界に誇る地位を築き上げてきた。

佐賀県立有田窯業大学校（以下、「窯業大学」という。）は、陶磁器に関する専門知識及び理化学・デザイン技術を修得させ、将来業界の後継者・技術者となって働く人材を育成し、佐賀県の主要産業である陶磁器産業の振興を図るとともに、有田の自然・歴史・産業との関わりの中で、国内外に広く有田を発信する人材を養成することを目的として昭和60年に佐賀県立の専修学校として発足した。

(2) 沿革

昭和60年 4月	佐賀県立有田窯業大学校開校
昭和62年 4月	専門課程卒業者を対象とした研究科設置
平成7年 1月	開校10周年記念式典挙行
平成8年 8月	ジャパンエキスポ「世界・炎の博覧会」に参加
平成11年 4月	コンピュータ実習、理化学系の充実などカリキュラム改編
平成14年 4月	短期研修「絵付技法」の研修期間が一年間となる
平成17年 5月	ドイツ・ハレ芸術デザイン大学と交換留学協定を締結
平成20年 8月	佐賀大学文化教育学部と連携・協力協定を締結
平成21年 4月	専門課程陶磁器科4年制を新設

(3) 組織



(4) 歳入歳出について

(千円)

		H20年度	H21年度	H22年度
歳 入	総務管理使用料	12	14	12
	工鉦業使用料	10,918	12,529	17,340
	事務手数料	3	4	6
	工鉦業手数料	3,285	3,795	4,783
	企画費補助金	0	0	778
	工鉦業費補助金	10,940	116,414	0
	建物貸付収入	0	289	385
	物品売払収入	20	8	0
	発電施設地域振興基金	0	202,565	0
	緊急雇用創出基金繰入額	289	6,108	4,536
	雑入	155	229	185
	歳入合計	25,622	341,955	28,025
歳 出	報酬	21,648	26,492	29,331
	社会保険料	1,683	2,880	3,263
	賃金	255	2,586	0
	報償費	2,661	3,601	3,872
	費用弁償	347	965	443
	職員旅費	1,033	621	547
	需用費	13,395	17,958	14,618
	役務費	2,096	1,464	754
	委託料	17,699	16,289	5,127
	使用料及び賃借料	103	100	63
	工事請負費	0	294,013	778
	備品購入費	1,335	33,114	4,453
	公課費	9	9	8
	歳出合計	62,262	400,092	63,257
収支差額		△ 36,640	△ 58,137	△ 35,232

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 陸路の旅費の計算について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

佐賀県職員等の旅費に関する条例第 7 条には、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると定めている。窯業大学の非常勤講師もこの規定が適用されるが、講師旅費の精算状況を検証した結果、最も経済的な経路とは言い難い経路を選択している場合がある。県ではコンピュータによる旅費精算を行っていたが、JR や松浦鉄道の駅を利用することを前提とした計算にしており、バス等の利用を考えずに最寄りの駅からの陸路計算で行っていたため、不合理な旅費となったものがあった。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

従来は県のコンピュータによる旅費精算を行っていたため画一的な路線選択となっていたが、平成 18 年 8 月から旅費事務を外部委託したことにより、画一的な経路選択を改め、外部受託業者が 1 件ごとに適切な経路を選択できるようにした。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

講師旅費の精算状況を検証した結果、最も経済的な通常の経路を選択して計算されており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(2) 備品の棚卸について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

財務規則第 164 条では、毎年 3 月 31 日現在において備品出納・管理簿と現品の照合が求められているが、現品照合が行われていない。毎年 3 月末に現品照合を行うべきである。また、窯業大学が保有する美術品については管理番号等による台帳管理が行われていないため、同一物認定が困難な状況にある。

また、物品分類表上にソフトウェアの区分がないため、備品台帳には「別紙一覧」として明細が添付されているのみである。ソフトウェアの区分を明確に記載すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

備品については、平成 18 年度までにすべて現品照合を行った。また、美術品についても管理番号による管理を行うこととした。ソフトウェアについても物品分類表上の区分を定めているため研修会等で管理を徹底するよう指示した。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 備品の現品照合について

備品は、平成 18 年度までに全点の現品照合を行っており、美術品についても管理番号による台帳管理が行われていた。ソフトウェアも物品分類表上の区分により明確に分類されており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(イ) 現品と照合すべき備品出納・管理簿の記載様式について【監査意見】

県では、備品を備品出納・管理簿によって台帳管理することを予定しているが、窯業大学には、九州陶磁文化館や佐賀県立博物館・美術館と同様に備品が数多く存在する。窯業大学では、主に財団法人窯業教育振興会から寄贈される美術品や講師から寄贈される講師作品の点数が多く、これらは備品出納・管理簿に記載される情報だけでは管理できないため、別途管理台帳を作成して管理している。美術品及び講師作品を管理するために、備品出納・管理簿ではなく別途作成した管理台帳を作成・活用しているため、二度手間となっている。

財務規則第 146 条第 4 項では、法令その他の規程に定めた場合には備品出納・管理簿への記入に代えて、他の帳簿への記入で代替することができるとされているため、必要な規程を整備することによって、美術品及び講師作品については備品出納・管理簿の記載を省略し、データベースによる管理資料で代替するなど事務の効率化を図ることが望ましいと考える（詳細は、「第 3 現地機関に関する措置状況 II 佐賀県立九州陶磁文化館 2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果 (1) 備品の棚卸について ③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見 (ウ) 備品出納・管理簿のデータベース化について」を参照のこと)。

(3) 受贈品等の寄付受納の処理について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

窯業大学内に展示又は保管されている講師資料は寄贈品等として受け入れるべきだと思われる物品であるが、開校以来寄贈者に対する物品の寄付申し込みなどの意思確認は行われていない。したがって財務規則に準拠した寄付受付の手続きは一切なされておらず、備品出納・管理簿にも記載されていない。また、教育振興会からの現物寄付を受け入れた図書等が備品出納・管理簿に記載されていない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 17 年度からは寄付申し込みを受けたうえで受納し、財務規則に準拠した

寄付受付の手続きを行っている。平成 16 年度以前の分については、物品の調査中であり、調査後、財務規則に則った処理を行う。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 17 年度以降の寄付取扱事務を確認した結果、財務規則に準拠した寄付受付の手続きが行われている。また、平成 16 年度以前の分についても順次受入処理が行われており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(4) 講師等への報酬支給日について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

非常勤講師への報酬支払については、講義実績の確認が必要なこともあり支払日を定めていないが、支払日を定めるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

非常勤講師及び特別講義講師についても支払日を定めて支払うこととした。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

給与・報酬の計算及び支払は、基本的に平成 19 年度より県全体で稼働している報酬賃金システムによって処理しているが、報償費と一般課程の非常勤講師についてのみ、窯業大学で事務処理している。その支払日は翌月 15 日と定められており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(5) カリキュラムについて

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

窯業大学は、平成 4 年以降は生産管理や経営管理の講座が削減され、技術面が重視される傾向にある。しかし消費者ニーズの把握や経済環境の動向の把握をもとに生産現場での柔軟な発想を得るためには、生産管理や経営管理の知識も必要であると考ええる。

広い視野に立って物事を考え、実践し、未知の領域を自ら開拓できる人材の養成を目的とする窯業大学にあつては、あまりに技術系に重点を置くカリキュラム編成となっているのではないかと考える。

また専門課程においては、国内研修旅行や中国研修旅行が実施されている。この研修旅行は本当に必要であるのか。基礎教育期間である専門課程では、前述の生産管理や経営管理を削除してまで研修旅行を実施する必要があるのだろうか。

カリキュラムの編成は、再考の余地があると考ええる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

開校当時から講義科目と実習科目のバランスを考え、より高度な窯業教育に努めてきているが、地元や運営協議会からは、より高い技術力の養成を求める声が強いことから、生産管理や経営管理の講座を削減し、技術系に重点を置いたカリキュラムへ移行してきている。

国内・中国研修については、インターネットや写真等で見るとより現場で実際に触ってみて、空気を吸って有田との違い、異文化の違いが実感できるものであるため研修は必要と考えている。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

カリキュラムの内容については、従来より引き続き検討されてきたところであるが、窯業大学のあり方について「有田窯業大学校教育課程等検討委員会」にて検討が行われ、その報告書が平成 19 年 11 月に提出された。そのなかでは、これからのものづくりに求められる「企画力」「造形感覚」「技術力」を十分に身に付けるためには、2 年制の課程においては限界があることを示し、4 年制課程の設置を提言した。これにより、平成 21 年度から 4 年制課程のコースが新設されることとなった。

そしてその際に、技術面のみを重視するのではなく、高度な技術力とともに、企画力、造形感覚を身に付けた人材を育成するために、マーケティング論や経営管理論、さらには英会話等の科目も新設されるようになり、技術のみでなく幅広い感覚を持った人材の育成が期待できる内容となった。

新しいカリキュラムでの取り組みはまだ 2 年も経過しておらず、カリキュラム移行の効果が十分に見えるのはこれからのことになるが、これらの効果に十分注視しながら、より良い人材の輩出を行うためのより良いカリキュラムを構築するために、今後も引き続きカリキュラムの検討は続けていくべきであると考え

(6) 職員会議について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

職員会議は校長が招集し、重要な事項について職員の意見を聞くことになっている。しかし会議の次第は作成されているが、議事録の作成がない。学生の入学、進級、卒業並びに懲戒に関する事項も会議に諮られるので、管理規則には議事録作成が規定されていないが、当然議事録の作成は必要と考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

議事録を作成することとした。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

平成 22 年度の状況を確認したところ、実際に作成された議事録は、職員会議に使用された各種資料や、議案書が綴じ込まれており、その際の懸案事項や重要な事項は資料に残されるようになってはいるが、審議経過等が示された議事録等の作成はなされていない。

職員会議では、重要な事項が審議される場合もあり、後日の審議内容や経過を確認する場合に議事録は非常に有効な手段となる。少なくとも、各議案についての主な発言内容から審議経過と審議結果を記録した議事録の作成は必要であると考えます。

なお、平成 23 年度についても確認したところ、上記の状況は改善されていた。

(7) 窯業大学運営協議会について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

運営協議会の過去 3 年分の議事録を閲覧した。事務局からの説明が大半で、殆ど会議の体をなしていなかった。構成員からの質問も殆どなく、1 時間以内で会議が終了していた。

しかし、窯業大学を取り巻く環境は学生の応募、合格者数、卒業生の就職状況のいずれをとっても非常に厳しいものがあり、窯業大学だけで解決できるものではない。運営協議会は産学官を挙げて構成されており、窯業大学は環境の厳しさとその打開策について協議会と検討を重ねるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

運営協議会は、当校の教育研修の基本方針、教育研修計画・規模・指導体制、施設・設備・環境の整備、学生の募集・就職促進に関する事項について調査、審議することを目的としている。

協議会では必ず意見を頂戴しているが、今後は議題にかかる資料を事前に配布するなど、より多くの意見が得られるよう運営方法を検討し、当校の課題等についてより積極的に協議会と検討していく。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 19 年度と 20 年度は、(5)カリキュラムについてのなかで出てきた「有田窯業大学学校教育課程等検討委員会」の設置等もあり、運営協議会は開催されていないが、その後は 21 年度、22 年度とそれぞれ 1 回ずつ開催されている。資料は前以って配布されており、議事録を見ても様々な意見が委員の方々から出さ

れている。

窯業大学を取り巻く状況は非常に厳しい状況であり、委員の方からの意見を積極的に取り入れていくためには、外部からの意見をいただく貴重な場として、協議会の意見が学校の運営にきちんと反映されるようになっているのか、開催方法等について再度検討をお願いしたい。

(8) ソフトウェアの管理について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

窯業大学では備品出納・管理簿に記載されている物品を物品分類上のコード番号を用いて登録しているが、画像データベースやモニター用のソフトウェアを登録するコード番号は設けられておらず、ハードウェア本体であるパソコンとともに一式にまとめられて管理されている。また、ソフトウェアの購入支出は消耗品として一般需要費等の費目で計上されているが、比較的高価なソフトウェアは無形固定資産として資産管理すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

ソフトウェアについては、物品分類表大区分「書籍・標本類」中分類「その他」細分類「フロッピーディスク」「CD」「DVD」等の形態により区分することを定めており、取得価格 5 万円以上については、備品購入費による購入をして備品管理を行うように徹底するようにする。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

ソフトウェアも物品分類表上の区分により明確に分類されて登録され、財務規則に準拠した備品管理も行われており、平成 17 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(9) 収支計算書の作成について

① 平成 17 年度の監査結果、監査意見等

窯業大学では歳入報告書並びに歳出報告書が作成されており、その収支は平成 16 年度では約 147 百万円の支出超過となっている。この多額の支出超過をどう縮小するかも重要な課題である。収支のどの項目をどのように改善すべきかの検討を行うためにも、ありのままの収支状況が判然とわかる収支計算書の作成が必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

窯業大学の収入は、入学検定料、入学料、授業料収入となっている。

当校は本県の地場産業である陶磁器産業の振興を図るため、窯業界の後継者・技術者となる人材を育成するという政策目的により設立されていることから、もともと独立採算制にはなじまないが、支出については過去の状況を見ながら縮減に努める。

③ 県が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成17年度の監査時に、窯業大学全体の収支を示す計算書類の作成の必要性を訴えたが依然として作成されていない。県の厳しい財政状況のなか窯業大学においては、それぞれの支出項目に対して厳しい予算が設定され、その予算の範囲内で運営がなされており、当然のことながら、予算制度に基づいたコストを意識した運営はなされている。ただ、窯業大学で把握する支出項目は、あくまで窯業大学の運営に関して窯業大学で支出される部分のみで、これには職員人件費や、施設の減価償却費等は含まれていない。

統制管理という観点からみると、統制可能な運営費のみが管理の対象となっていることは理解できるが、全体でのコストがどれだけかかっているのかといったような数値も、当然に把握しておくことが必要であると考え。窯業大学の運営レベルでは、これを把握しておくことによって、窯業大学の運営全体に対してのコスト意識や、収入はないとしても、そのコストで最大の効果が得られるような運営がなされているかという視点が生まれ、より効率的・効果的な運営が可能となると考えられるからである。

窯業大学では、正式な書類としては作成されていないが、内部的な資料として職員人件費等も含めた全体での収支計算書を作成されており、収支状況の検討に際して利用されていた。支出額に比べれば僅少ではあるが、学生からの授業料収入の単価を決定する場合など、全体の収支状況を把握するための資料として活用されている状況であり、窯業大学においては改善が見られた。

ただ、本来であれば県全体として現地機関ごとの損益計算書を作成することが必要であると考え。県が各現地機関に関する今後の方針等を検討する場合には、全体としてどれだけの資金がそこに投じられているのかということを認識する必要がある。逆に言えば、そのような金額を把握しないまま、より効率的・効果的な県政の運営を目指すことは困難であると考え。

第4 財政的援助団体の事務管理に関する措置状況

I 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団

1. 組織の概要

(1) 目的

男女共同参画社会の形成を促進するとともに、県民の生涯学習の振興に資することを目的とする。上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 情報の収集及び提供
- ② 調査研究
- ③ 指導者等の養成及び研修
- ④ 男女共同参画に関する意識啓発
- ⑤ 交流促進
- ⑥ 各種相談
- ⑦ 学習機会の提供
- ⑧ 視聴覚サービス
- ⑨ 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

平成	2年	2月	“さが女性プラン21”に「女性センター（仮称）の設置」を推進項目として策定。
	3年	3月	女性センター（仮称）の調査費を計上。以後、女性問題審議会等基本構想検討。
	3年	12月	佐賀県生涯学習推進構想のなかで、「中核施設（生涯学習センター（仮称））の設置」を策定。女性センターと生涯学習センターの複合化の検討。
	4年	2月	女性センターと生涯学習センターを一体的に整備することと議会し、平成4年度当初予算において設計費を計上。
	4年	3月	女性センター（仮称）と生涯学習センター（仮称）の基本構想策定。
	4年	5月	女性センターと生涯学習センター（仮称）設計発注。
	5年	2月	女性センターと生涯学習センター（仮称）建設費予算計上。議会（平成5年度・平成6年度継続費設定）
	5年	3月	実施設計完了。
	5年	7月	本体工事着工。

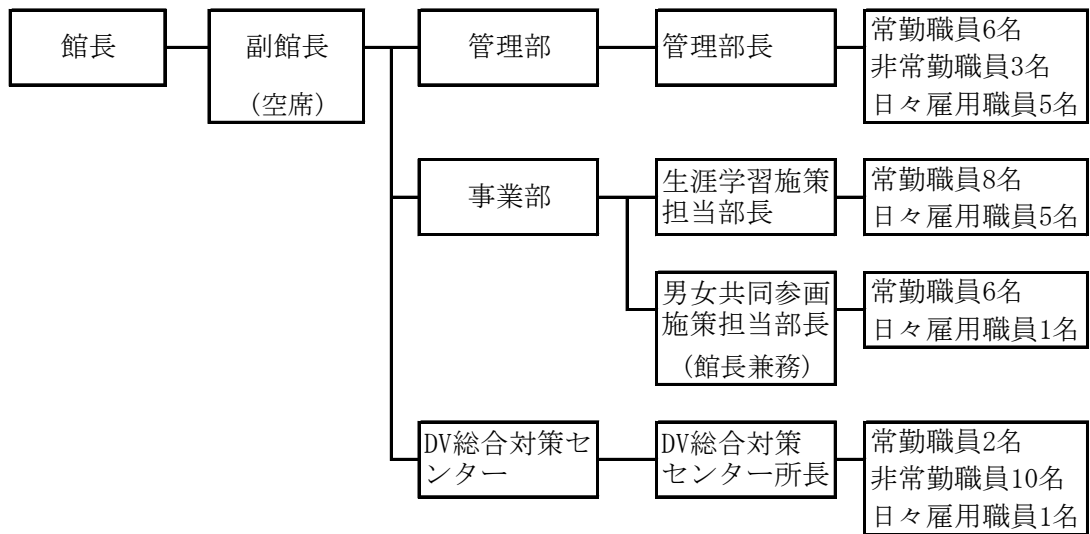
- 6年 6月 館長の公募・愛称の公募
- 6年 9月 女性センター設置条例、生涯学習センター設置条例を上程、
議会 議決
- 6年 11月 初代館長に船橋邦子氏を決定。愛称に「アバンセ」を決定。
- 6年 12月 「財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（以下、Iにおいては
「財団」という。）」を設立。
- 7年 1月 本体工事完了
- 7年 3月 アバンセ開館。佐賀県生涯学習情報提供システム（アバンセ
ネット）稼働。
- 9年 4月 高田 弘館長就任。
- 9年 10月 県民カレッジ開講。アバンセネット IP(インターネット方式
パソコン通信)稼働。
- 11年 6月 稲田繁生館長就任。
- 11年 7月 アバンセ・ホームページ開設。
- 12年 2月 入館者 200 万人達成セレモニー（開館 5 周年記念）開催。
- 13年 3月 「さかの女性史」発刊。
- 13年 5月 県民カレッジ入学者 1 万人突破。
- 14年 3月 女性センターが配偶者暴力相談支援センターに指定。
- 14年 4月 平成 13 年度末で就業援助センターの廃止に伴い、同センター
の事業の一部を受託。生涯学習センター内に「体験活動・ボ
ランティア活動支援センター」を設置。
- 14年 7月 入館者 300 万人達成セレモニー開催。
- 16年 4月 女性センター内に「佐賀県 DV 総合対策センター」を設置。女
性総合相談に夜間相談を開設（午後 9 時まで）。
- 17年 1月 入館者 400 万人達成セレモニー
- 17年 4月 広岡守穂館長就任（公募）。インターネットによる講座情報、
貸館情報等の提供を行う。「まなびネット SAGA」運用開始。
- 18年 4月 指定管理者制度導入。指定管理者に財団が選定される（平成
18 年から 3 年間）。女性就業援助事業が県労働課に移管。
- 19年 4月 大草秀幸館長就任（公募）
- 19年 8月 入館者 500 万人達成セレモニー開催。
- 20年 11月 県民カレッジ入学者 2 万人突破。
- 21年 4月 「女性センター」の名称を「男女共同参画センター」に変更。
指定管理者制度第二期（平成 21 年から 3 年間）。指定管理者
に財団が選定される。

22年 2月 入館者累計 600 万人突破。

23年 4月 アバンセ・ホームページリニューアル

(3) 組織

(平成23年9月8日 包括外部監査実施時)



合計 51名

(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(千円未満四捨五入)

科目	平成20年度 千円	平成21年度 千円	平成22年度 千円
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	47,983	46,473	48,794
未収金	2,163	539	661
短期貸付金	0	30	35
流動資産合計	50,146	47,042	49,490
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000	20,000	20,000
基本財産合計	20,000	20,000	20,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	7,361	10,010	12,916
特定資産合計	7,361	10,010	12,916
(3) その他固定資産			
ソフトウェア	0	0	2,549
その他固定資産合計	0	0	2,549
固定資産合計	27,361	30,010	35,464
資産合計	77,507	77,051	84,954
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	20,533	11,717	12,932
未払消費税等			1,533
未払法人税等			1,452
前受金	0	873	992
預り金	1,722	1,706	1,560
流動負債合計	22,255	14,297	18,469
2 固定負債			
退職給付引当金	7,361	10,010	12,916
固定負債合計	7,361	10,010	12,916
負債合計	29,617	24,306	31,384
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
特定資産受取利息			0
寄付金	20,000	20,428	20,425
指定正味財産合計	20,000	20,428	20,425
(うち基本財産への充当額)	(20,000)	(20,428)	(20,425)
2 一般正味財産	27,891	32,317	33,145
正味財産合計	47,891	52,745	53,570
負債及び正味財産合計	77,507	77,051	84,954

収支計算書

(千円未満四捨五入)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	158	60	20
(2) 特定資産運用収入	3	3	4
(3) 事業収入	309,905	249,382	246,225
受託事業収入	282,268	217,158	216,731
利用料収入	24,962	26,630	26,652
自主事業収入	2,674	5,594	2,842
(4) 補助金等収入	602	0	1,380
国庫補助金収入	0	0	380
地方公共団体補助金収入	310	0	0
民間補助金収入	292	0	1,000
(5) 負担金収入	6,773	5,784	6,196
(6) 寄付金収入		428	100
(7) 雑収入	463	254	132
利息収入	60	20	22
有価証券運用収入	334	64	20
雑収入	70	169	89
事業活動収入計	317,905	255,910	254,056
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	185,598	154,385	157,576
(2) 管理費支出	125,081	94,023	92,706
事業活動支出計	310,679	248,407	250,282
事業活動収支差額	7,226	7,503	3,774
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 基本財産取崩収入	20,000		
(2) 特定資産取崩収入	412	414	286
投資活動収入計	20,412	414	286
2. 投資活動支出			
(1) 基本財産取得支出	20,000		
(2) 特定資産取得支出	2,997	3,063	3,191
(3) 固定資産取得支出	0	0	2,592
投資活動支出計	22,997	3,063	5,783
投資活動収支差額	△ 2,585	△ 2,649	△ 5,498
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入		5	5
2. 財務活動支出		35	10
財務活動収支差額	0	△ 30	△ 5
当期収支差額 (A)-(C)	4,641	4,824	△ 1,729
前期繰越収支差額	23,250	27,891	32,715
次期繰越収支差額	27,891	32,715	30,986

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 委託されている財産の管理状況について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

館内設備及び備品（図書を除く）の管理について、管理台帳と現物との照合が十分にはされていなかった。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

監査指摘以降、毎年度随時に点検を行っている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

(ア) 備品台帳と現物照合の頻度について

措置状況では毎年度随時に実施しているとのことであったが、実際は毎年実施されていたとしても、定期的には実施されていなかった。

備品として台帳に記載されている総数は、監査した平成 23 年 9 月 8 日時点で 2,363 点であるため、毎期、年度末に一斉に実施するのは実際困難とも考えられるが、他方備品数が多いほど実際の増減が毎期大なり小なり発生する確率の高いものと考えられる。

原則として毎期年度末に現物との照合を行うべきであるが、例えば、4 階建て建物のうち階別あるいは室別（場所別）に、1 年度内に時期をずらして実施する等、工夫してでも定期的には実施すべきである。

(イ) 備品台帳の不備

備品台帳は、全品所有者たる佐賀県自体が作成しており、その台帳をもとに現物との照合を当監査前に実施していたのが実情であるが、その台帳は一覧表となっているものの、順不同であり、現物との照合が場合によっては困難な一覧表となっている。

本来、台帳はその備品毎の資産番号から取得年月日、品名、規格、数量、取得価額、設置場所、場合によって姿（写真）、減価償却、簿価の履歴等が記載され、現物との照合がし易いように作成されるべきであるが、一覧表では、必ずしも分類番号順でも、設置場所単位でもなく、品名も規格も同じでありながら金額だけ異なっているものもあり、台帳としては不備の多い一覧表となっており、現物照合が実際困難なものが散見されている。

再度、現物照合を実施するとの事であるが、現物照合が行い易いように、設置場所別かつ資産番号順に、また現物に合わせた単一品名にする等、事前に現物照合可能な一覧表に整備しておく必要がある。

(ウ) 現物照合の実施要領について

当監査前の現物照合の状況は、上記のとおり不備な台帳との照合であり、平成23年8月下旬から9月上旬にかけて数人で手分けして実施されているものの、一覧表リスト（場所別に区分されてはいるが）を基に現物を探して照合しているため、必ずしも現物を網羅的に実施しているとは言えない。一覧表リストにはない9個の現物を新たに加えているが、最終的に確定はされていない。

現物との照合にあたり、実施要領としての詳細な文書はなく、大まかな実施要領で指示しているのみである。

以後、現物照合を実施する際には、事前に、実施時期、実施予定時間、実施方法、実施場所単位の実施者及び立会者等に関する実施要領を文書にして作成し、実施者に実施要領を十分伝えて、効率的かつ効果的に行うことが必要である。

また、実施後も、その結果を次回に反映させ、後日の検証を可能にするため、原始記録を残しておくべきである。

(2) 現金管理について

① 平成13年度の監査結果、監査意見等

全て帳簿に記載し、誤りや事故が発生しないようにする必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

監査指摘以降、新たに現金出納簿に記帳を行い適切に処理している。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

過年度の指摘事項についての現金出納帳への記録は実施されていたが、下記事項については現金管理としての不備が散見された。

(ア) コピー機使用料及び電話代の現金確認について

現金入金の中には“コピー機使用料”があり、毎月末の月1回、コピー機内にある現金を取りだして、釣銭用3万円を除く“コピー機使用料”の現金を現金出納帳に記録し、翌日預入した同じ金額も現金出納帳に記録している。釣銭用3万円については、現金有高報告書として、担当者が記録したものを別の立会人がチェックしている。

しかしながら、肝心の“コピー機使用料”現金については、担当者が現金出納帳に記録はしているものの、数えた記録文書はなく、立会人のチェックもないため、担当者任せで、現金出納帳の金額が本当にコピー機内にあった現金全部かどうか証明できるものはない状況であった。

金額の多寡には関係なく、現金管理としてかつ不用な横領・疑義を防止するためにも、現金がある限り、担当者以外のチェック及び証明できるものとして残高確認記録を残しておくべきである。

公衆電話代の入金についても、同様のことが言える。

(イ) 領収証の管理について

現金入金のなかには、印刷代使用料、パソコン使用料があり、領収証を発行しているものがある。

領収証には事前に連番が付してあるが、その連番管理としての受け払い帳簿は作成されていない状況であった。また、年度が替われば、連番も替えているとのことであるが、未使用領収証の回収も行っていない状況であった。

領収証の管理が、上記のような状況のままであると、使用者から現金を受け取りながら勝手に自分で領収証を発行したものの、その領収証（控え）を残さないことによる横領も可能になる。勝手な領収証使用による横領・疑義を防ぐためにも適切に管理する必要がある。

現金管理に附随して、領収証の管理を行うべく、領収証の購入から連番帳簿の受け払い記録、未使用領収証の回収・廃棄まで領収証の管理も行うべきである。

(3) アバンセサポーターへの交通費支給について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

交通費支給記録簿（ボランティア活動記録簿）への記載を一部職員が代筆している場合がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

記録簿への記載はサポーター自身が記載するように平成 13 年 10 月 25 日のサポーター会議において周知徹底し、改善した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度以降、アバンセサポーター制度は廃止され、現在はアバンセ倶楽部として名称及び内容が改訂され、交通費も原則無償となっている。

平成 21 年度は、交通費の支給は一切なく、平成 20 年度のサポーター記録を一部閲覧するも、特段の代筆と思しき筆記は発見されなかった。

なお、当時指摘された代筆事項については、サポーターの帰宅バスに間に合わない事情があり、やむなく替わって職員が代筆した経緯であったとの事である。

(4) 役員の給与規定について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

役員の給与、旅費、費用弁償に関する規程第 3 条第 2 項において、理事長による支給に関する定めは作成していなかった。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 14 年 5 月 23 日に定めを作成した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

当該措置に関する規程である「財団法人佐賀県女性と生涯学習財団の館長及び役員の期末手当の加算割合」規程が、平成 14 年 5 月 23 日から施行される旨の記載があることを確認した。

(5) 施設の利用状況について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

放送スタジオの利用度が著しく低いのは、放送スタジオを利用する主催事業が少なく、放送機器の使用が高度の技術を要することもあり一般の利用が少ないからである。機材の更新期には、この放送スタジオが本当に必要かを慎重に検討すべきである。

語学研修室は本来の利用が少なく、他施設と同様の利用率になっていない。使用目的が限定されるような設備が本当に必要かどうか検討すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

放送スタジオについては、放送コンクール等の主催事業や番組制作などを積極的に行うとともに、防音機能を活かした第 2 音楽スタジオや小規模なダンススタジオとしても活用を図っている。

語学研修室については、アバンセ杯放送コンクール等の主催事業や高齢者団体のパソコン研修、外国人のための日本語講座等の受入利用により、平成 15 年度は他の施設と同程度の利用があった。

両施設とも設置時とは県民のニーズや利用形態が変わってきたことから、県民が利用しやすい施設としてのあり方について検討を続けていく。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

放送スタジオ

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、現場視察を実

施した。放送スタジオの利用率は、平成 22 年度実績 65.3%と平成 12 年度 (12.1%) に比べると大幅に上昇している。これは、本来の放送スタジオとしての利用ではなく、楽器やダンスの練習など、音楽スタジオの代替としての利用によるものである。

放送機器は古い(デジタル非対応)ため、放送スタジオとして活用するには、デジタル機器への多額の投資が必要であり、昨今の利用実態に則した活用のためには放送機器の撤去、床・鏡等の投資が必要である。

投資の対象・時期・額については、佐賀県の財政状況に左右されるが、財団としては、県民の利用ニーズや利便性を把握し、利用実績を上げるために、県との協議を行っていく必要があると考える。

語学研修室

管理部長及び担当者にヒアリングするとともに、現場視察を実施した。

利用目的を語学研修に限定しなくなったこともあり、語学研修室の利用率は平成 22 年度利用実績 76%と平成 12 年度 (54.6%) に比べ上昇している。

(6) 図書館機能について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

アバンセが図書館法上の図書館になることは、県民サービスの向上に繋がるものと考えられるので、今後の検討が望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

情報サービスコーナーは女性センター・生涯学習センターの情報提供を行うために整備されたものであり、現状では図書館法の要件を充たしていないが、県立図書館の分館と位置付けられるように検討を続けていく。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施した。県立図書館の分館として、図書館機能を持たせる方向で財団と県及び県立図書館で協議していたが、司書採用の困難性、県立図書館とのシステム共通化のために多額の投資が必要であること、県と財団がデータを共有することの問題等のため、図書館機能を持たせるに至っていない。

図書館機能を持たせることによる県民サービスの向上を目指して、上記の隘路を克服すべく、今後も引き続き検討されることが望まれる。

(7) 図書の相互貸借システムについて

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

アバンセの図書の相互貸借システムは、アバンセに出向かなくても他の図書館でアバンセの図書の貸出等が受けられるシステムであるが、利用が極めて少なかった。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

アバンセの図書を利用者に知ってもらうため、図書横断検索システムにアバンセも参加できるように作業を進めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施した。現状も県立図書館とのみ相互貸借であり、図書横断検索システムに参加していないため、相互貸借の利用件数は極めて少ない。

現在アバンセが使用している図書システムは販売が終了しており、保守契約期間は平成 24 年 3 月までとなっている。終売したシステムに対する保守契約期間を更新できるか否かは不明であるが、いずれにしてもここ数年内にアバンセの図書システムは刷新する必要がある。

アバンセが所有する書籍には、他の県立図書館等にはない、男女共同参画、生涯学習等に関する特殊なものも多いため、アバンセに図書横断検索システムを導入する意義は大きいと考える。県の財政状況を勘案する必要はあるが、新規のアバンセ図書システムには、図書横断検索システムが導入できるよう措置することが望まれる。

(8) インターネットによる県民への情報提供サービスについて

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

アバンセネットは利用施設等が限定されており、情報提供体制が十分とはいえず、インターネットホームページへの一本化が望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

アバンセネットを廃止し、それに替わるものとしてインターネットを活用した生涯学習情報提供システムを平成 17 年 4 月 26 日から運用を開始した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、ホームページを閲覧した。生涯学習情報システム（まなびネット）を廃止し、インターネットのホームページに一本化されている。平成 23 年 4 月にホームページをリニューアルし、よりよい情報提供サービスに努めていることを確認した。

なお、県のホームページからのリンクは貼ってあるが、県のホームページにアバンセのバナーはない。一方で九州新幹線、ガン治療施設等の佐賀県のプロジェクトについてのバナーが作成されている。

県の新しいプロジェクトを県民にアピールすることも大切であるが、県民が現状多く利用する施設のバナーを作成することも同様に大切なものとする。

(9) 施設の利用予約について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

インターネットホームページから申し込み手続きができるようにすると県民の利便性が一層増すと考えられる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

施設の利用申し込み（仮予約）ができる生涯学習情報提供システム（まなびネット）を平成 17 年度から運用している。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、ホームページを閲覧した。県内における、アバンセ、少年自然の家などの学習施設を結ぶ学びネットにおいて、平成 17 年 4 月からネット上で施設の仮予約までできるようになったが、生涯学習情報システム（まなびネット）が平成 21 年 10 月に閉鎖され、それ以降ネット上での予約はできない。ただし、平成 23 年 4 月のホームページのリニューアルにより、ホームページ上で施設の予約状況を見ることができるようになっている。

インターネットホームページから申し込み手続きができるようにすることは、財政的理由で実現できておらず、今後の課題である。

(10) セミナー内容の広報について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

実施されたセミナーについては、一部アバンセ NOW に掲載されているが、全世界帯には配布されていない。アバンセネットにも掲載すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

今後は、生涯学習情報提供システムにおいて、セミナーの内容を掲載していく。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、ホームページを閲覧して、ホームページに、セミナー・講座等の内容が掲載されていることを確認した。

(11) 電気料の削減について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

施設内の電気照明は、効率的な予算執行のためにも、必要に応じた照明装置の点灯により、電気料の削減に取り組むべきであり、ある程度の努力はなされているが、さらに努力されるよう望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

照明の点灯については、経費からだけでは判断できない面もあるが、電気料の削減については天気の良い日に窓際の照明の消灯に努めるなど努力したため、平成 13 年度以降漸減しているところである。また、平成 17 年 1 月から電気料金のメニューが選択できることになったこともあり、さらに削減に努力していく。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、現場視察を実施して、照明の間引き点灯、空調運転の調整等によりデマンドを圧縮して基本料金を下げる等、電気料の削減に努めていることを確認した。

(12) 使用料金の設定及び使用料金の減免について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

施設使用料の減免規定では、「催物の準備、リハーサル又は現状に復するため施設を使用する場合は正規の使用量の 70%を減免する。」とあるが、施設の使用は準備から原状回復までとするのが当然であるとの考え方もある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターは、男女共同参画社会の形成の促進及び県民の生涯学習の振興に資するために設置された公の施設である。施設使用料の減免規定については、住民の負担を軽くし、利用に供しやすくすることで、この目的を目指すという政策的判断の下に設けられたものであり、教育文化施設などの他の類似施設にも同様の規定を設けていく。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、「佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センターの利用料金に関する規程」（以下、規程）を閲覧した。

現状においても規程には「ホールの利用にあたり、準備、リハーサル又は後片付けのためにホールを利用する場合は、正規の利用料の 70%を減免することができる。」とあり、実際にそのように運用しているとのこと。

県民に利用しやすい施設であるために、減免規定があるため、その規定を否定するものではないが、他の施設には減免幅を 50%、60%としている施設もあり、単に例年踏襲で運用するのではなく、減免幅の妥当性について常に検討を重ねていくことが望まれる。

(13) アバンセ主催事業の資料化による啓発活動について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

主催事業の中には著名な講師の講演等があるがこれらをビデオ化し市町村に配布できれば効果的ではないか。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

主催講演のビデオ化、及びその配布については、著作権、講演料等で法的、金銭的な面で解決すべきハードルが高い。佐賀大学とも連携しながら、生涯学習情報提供システムにおいて、今後、学習コンテンツやインターネット上での配信を可能とするよう検討していく。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、ホームページを閲覧した。アバンセ主催事業の結果・資料等や、アバンセ関連団体の活動内容がホームページ上に掲載されていること、ブックレット（低料金有料、無償）、パンフレット等により成果の還元が行われていることを確認した。

(14) 入札制度について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

県の財務規則を準用し、100 万円以上の業務の発注は原則入札制度を採用し、特殊業務は随意契約を行っているが、予定価格と落札金額に大きな開きはない。入札制度の透明性、適正な競争促進に向け、応札業者の資格を明確に打ち出すとともに発注予定価格の事前公表、インターネット等の利用による入札制度を早急に確立すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

入札等の競争が可能となる業務については、入札等を実施している。入札に適さないものは随意契約しているが、透明性、適正な競争促進のため「見積合せ」による競争をさせているところである。監査後は見積もり業者を増やすなどの取り組みを行っている。発注予定価格の事前公表、インターネット等の利用による入札制度については、県の財務規則に準じて処理しているので、できるものから行っていきたい。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

管理部長及び担当者に対してヒアリングを実施するとともに、入札関連資料を閲覧した。

財団は指定管理者であり、100万円超の投資については、基本的に県では入札となる。平成22年度に財団で100万円超の契約を結んだのは、アバンセの施設設備維持管理保守契約とホームページリニューアルである。ホームページリニューアルについては、財団に選考委員会を設け、そこでの評価により、適切に業者が選定されていることを確認した。アバンセの施設整備維持管理保守契約は指定管理者選定時に3年契約を結んでいるが、手続は適切であった。

II 財団法人嘉瀬川水辺環境センター

1. 組織の概要

(1) 目的

嘉瀬川は、治水・利水機能に加えて、その水辺環境は貴重な空間として、地域住民に潤いを与えるとともに、地域の環境水準の向上においても中心的な役割を果たしており、特に最近では河川を軸とする地域環境整備への要請がますます強くなってきている。

このような観点から、嘉瀬川においても水と緑のもつオープンスペースを適切に保存するとともに、河川の持つ諸機能の特性を活かしつつ、その有効利用を図るという社会的要請に応えるため、森林公園の拡張及び河川敷内のゲートボール場、バルーン大会、ソフトボール場、サイクリングロードの整備、拡充並びに石井桶の復元・公園化も計画され、県民の憩いの場として注目されており、水と緑の統合体である河川の整備が進められている。

このような現状に対処するとともに、更には嘉瀬川流域の施設の充実により地域の活性化を図るため建設省が中心となり策定中である嘉瀬川環境管理計画に伴う河川行政の円滑かつ効率的な運用に対処するため、佐賀県、佐賀市及び大和町が基本財産を出捐し、財団法人嘉瀬川水辺環境整備センターを設立し、水辺空間の環境整備の推進及び嘉瀬川河川公園の維持管理を通じて住民福祉の向上及び地域の活性化を図ろうとするものである。

財団法人嘉瀬川水辺環境センター（以下、「水辺センター」という。）の寄付行為に記載されている目的では、「国及び地方公共団体と協力して、嘉瀬川の水辺環境を整備するとともに、スポーツ、レクリエーション施設を設置することにより、県民福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- ① 嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業
- ② 嘉瀬川の高水敷内におけるスポーツ・レクリエーション施設の管理及び運営に関する事業
- ③ その他にこの法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

○ 昭和 63 年 6 月 15 日

基本財産 1,000 万円で設立

出捐団体 佐賀県 500 万円、佐賀市 300 万円、大和町 200 万円

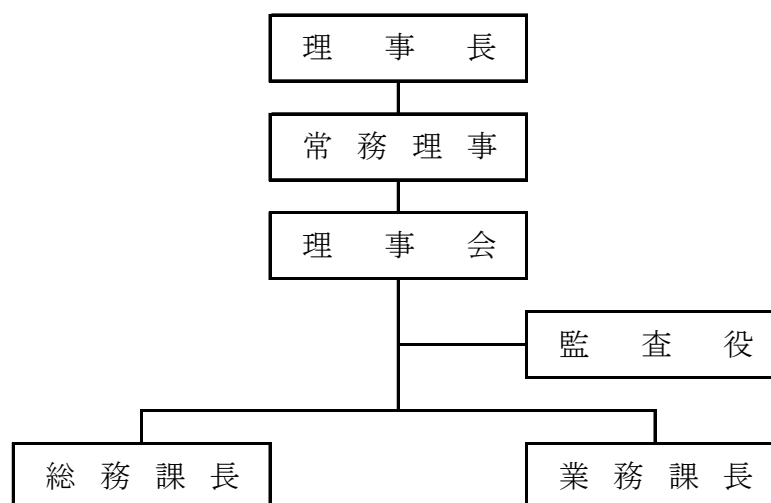
○ 平成元年 10 月 15 日

ゴルフ場オープン（9 ホール）

ゴルフ場の整備は、平成元年当初 693,200 千円の借入により実施している。

この借入のうち民間金融機関からの協調融資の約58.89%の243,837千円について、佐賀県、佐賀市、大和町が出資割合に応じて債務保証を負っている。借入金の返済は順調に推移したが、平成16年2月に民間金融機関分について単年度返済額の減額変更を行い、最終返済期限は平成25年9月となっている。なお、平成22年度末の返済残高は、64,696千円となっている。

(3) 組織



(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	300	300	300
預金	20,135	15,265	4,002
未収金	927	696	160
商品	7	25	18
流動資産合計	21,369	16,286	4,481
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	10,000	10,000	10,000
基本財産合計	10,000	10,000	10,000
(2) その他固定資産			
有形固定資産			
建物	12,800	11,601	10,517
建物附属設備	603	554	443
構築物	6,955	6,466	5,855
車両	27	18	4
機械	3,274	2,401	6,120
工具器具備品	246	169	108
一括償却資産	300	1,505	678
コース勘定	175,246	175,246	175,246
土地	25,630	25,630	25,630
有形固定資産 計	225,082	223,590	224,602
無形固定資産			
電話加入権	259	259	259
無形固定資産 計	259	259	259
繰延資産			
土地取得費			
繰延資産 計	0	0	0
その他固定資産 計	225,341	223,849	224,861
固定資産 計	235,341	233,849	234,861
資産合計	256,710	250,135	239,342
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	8,913	7,132	8,180
預り金	789	690	582
未払法人税等	6,218	4,963	685
流動負債合計	15,921	12,785	9,447
2 固定負債			
長期借入金	90,160	74,882	64,696
退職給与引当金	209	139	70
固定負債合計	90,369	75,021	64,766
負債合計	106,289	87,806	74,213
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	150,421	162,329	165,129
正味財産合計	150,421	162,329	165,129
負債及び正味財産合計	256,710	250,135	239,342

正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I 一般正味財産の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
受取利息	100	100	100
基本財産運用益 計	100	100	100
② 事業収益			
プレー収入	73,284	80,768	65,070
ロストボール等収入	359	401	258
事業収益 計	73,643	81,169	65,328
経常収益 計	73,743	81,269	65,428
(2) 経常費用			
① 事業費			
期首商品棚卸高	21	7	25
プレー原価	39,738	44,179	35,437
ロストボール等仕入	169	247	154
計	39,928	44,433	35,616
期末商品棚卸高	7	25	18
事業費 計	39,920	44,408	35,598
② 管理費			
管理費	22,350	20,362	20,481
管理費 計	22,350	20,362	20,481
経常費用 計	62,270	64,770	56,079
当期経常増減額	11,473	16,498	9,349
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 受取利息	38	7	3
② 雑収入	341	325	336
③ 受取家賃	971	808	480
④ 退職給与引当金取崩益	70	70	70
経常外収益 計	1,421	1,209	889
(2) 経常外費用			
① 繰延資産償却費			
② 災害復旧費		5,800	7,200
③ 特別償却費			
④ 固定資産除却損			238
経常外費用 計	0	5,800	7,438
当期経常外増減額	1,421	△ 4,591	△ 6,549
当期一般正味財産増加額	12,894	11,908	2,800
一般正味財産期首残高	137,528	150,421	162,329
一般正味財産期末残高	150,421	162,329	165,129

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 現金出納帳外で記録されている現金等について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

現金は、釣銭用の現金と予備の現金を決算書に計上しているが、これ以外にゴルフボール及びティーの売上・仕入用の現金及びゴルフボール及びティーがある。この現金についても出納帳の記載がある。簿外の現金も出納帳が作成されているとはいえ、二重の現金管理を行う意味が無い。日々の売上仕入はレジを通じて行えばよく、別の出納帳に記帳することも二度手間である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

ゴルフボール及びティーの売上については、雑収入で計上していたが、平成 19 年 6 月から、ロストボール等仕入・ロストボール等売上の勘定科目を設けて会計処理した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

決算書をレビューし、ゴルフボール及びティーについて、ロストボール等仕入、ロストボール等売上で計上されていることを確かめた。また、現金出納帳をレビューした結果、ゴルフボール及びティーの売上・仕入用の現金は現金出納帳に記載された上、月末には預金口座に入金されるため、預金に計上されていることを確かめた。

(イ) 締め後現金の管理について

当日のプレー代・ゴルフボール代等の現金は、基本的に当日中に預金口座に入金される。しかし、預金口座入金後にプレー代・ゴルフボール代等の現金売上が生じるケースがあり、その場合に現金は金庫で保管されるものの、金種表の作成や現金出納帳等への記帳は行われていない。稀なケースではあるが締め後の現金入金があった場合は、現金出納帳に記帳し管理者が承認する等して適切に管理することが望ましい。

(2) 理事会等について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

水辺センターの役員は常務理事を除き全員無給であるが、役所などの特定のポストに就任している人が多く、人事異動がある毎に入れ替わる。理事会ですら全員が揃うことが無い。定例理事会の開催は、3月に補正予算の承認と5月の決算報告の年2回で、監事の監査も年1回である。これでは極めて厳しい水辺

センターの運営にあつて、理事会が十分に機能を果たしているのだろうかと考える。理事会の機動的な開催と水辺センターの営業力強化を目指し改善が望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

予算の執行状況・利用者の利用状況等については、毎月の営業報告書を作成し、理事長へ報告するとともに、佐賀県・佐賀市を始め関係者等へ情報提供しているが、あわせて理事にも毎月報告をするように検討している。今後、必要に応じ理事会を開催するなど理事会機能を強化するよう指導したい。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

上記監査意見、措置状況のとおり、専任の常務理事を除く理事長1名、理事7名、監事2名の参加による開催は困難なため、議案は回覧持ち回りにして検討承認を取り、月次においては営業報告書を作成して報告している状況である。

現状は、やむをえないが、一般財団法人移行時の役員選任に当たっては、理事会等の出席の可否について留意する必要がある。

(3) ゴルファーにとって魅力あるゴルフ場の条件とは

① 平成18年度の監査結果、監査意見等

発想を変えて、ここでしか出来ないことがまだまだ残されていないか検討していくべきだと考える。環境保全協定を締結し、環境にやさしい農薬を使用していないゴルフ場であることも、もっとPRすべきではないだろうか。施設面では十分とは言えない水辺センターに、年間2万7千人もの入場者があるのか、このゴルファーがどのような客層なのか、ここをどのように利用していくのか等さらに細かく分析検討し、役職員が一丸となって利用者増加に努力すべきと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

当ゴルフ場の特色である無農薬によるゴルフ場経営について、ポスター掲示等によるPRや利用者へのアンケート調査による利用者の要望等を把握し、経営の向上を図っている。さらに、利用者の増加を図るための方策として、パンフレット等によるPRや県内外の企業・団体等の訪問などを計画しており、様々な方法によって利用者の増加を図るよう指導したい。平成20年度は、5月より月例コンペを実施し、毎月佐賀新聞に結果の掲載を行っている。また11月からは、以前から要望が多かったカート5台を導入し、平日に最も多い退職者等が利用しやすいよう配慮しているところである。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

近年のゴルフ場の競争激化に加えて、平成 22 年度は、夏場の集中豪雨、年末年始の豪雪によるゴルフ場閉鎖等により、売上高は減少しているが、上記措置状況にあるように、ゴルフ利用者がより来場したくなるように、難しいコース設定のところを比較的易しくしたり、カートを導入したりと、従前と比べて改善されている。

(4) 嘉瀬川の水辺環境の整備について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

水辺センターの目的の一つに「嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業」が挙げられているが、平成 2 年度から 14 年度まで多布施川河畔公園及び川上川河畔公園への植樹を行ってきた。水辺センターが財団法人として設立されたことも鑑み、基本財産の収益金を用い、水辺の動植物や水質の観察室などを設置するなど、子供たちに水の恩恵と大切さを感じさせる工夫も必要だと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

ゴルフ場の施設を地元の子供クラブ、老人クラブ等に貸出し、ゲートボール大会、グランドゴルフ大会等を通じて、地域とのコミュニケーションや地元の行事に助成金を出して地域の振興等に寄与しているが、さらに子供たちが水に親しむような事業ができないか財団と協議したい。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) ゴルフ場以外の施設利用の把握について【監査意見】

当該ゴルフ場敷地内には、ゴルフ場以外の利用施設として、従前はソフトボール場として利用できる程の広い敷地があり、現在はレクリエーション等、主にグランドゴルフ場として利用されている。

その利用に当たっては、原則、予約使用申込書の様式に記入してもらっているが、盆・正月等の恒例の行事については、予約使用申込書の記入はなく、特に記録として残されていない状況であった。

また、予約使用申込書の綴りファイルにしても、利用日付順、年度順にファイルされているわけでもなく、順不同に綴られている状況であった。

当該財団法人は、目的の一つである「嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業」を手掛けており、その一つでもある「無農薬敷地施設の利用」の利用状況については、少なくとも年度別にどの程度の利用があり、どのような利用者がどのような利用をしているかの情報を整理しておく必要があるものと考えられる。

ちなみに、予約使用申込書による件数は、平成 20 年度 3 件、平成 21 年度 5 件、平成 22 年度 6 件、平成 23 年の 10 月までは 3 件で、いずれもグラウンドゴルフとしての利用目的であった。

今後、一般財団法人として「公益性」をもつ“敷地施設の利用”についての利用状況を把握しておくためには、電話予約あるいは当日申し込みであっても、全て予約申込書へ記入して記録を残し、利用日が重複しないようにするためにも日付順に綴り、年度別の利用状況の推移を把握すべく、年度別利用状況表なり、情報を整理しておくことが必要と考える。

(5) その他、措置状況以外について

(7) 財務諸表に関して

水辺センターは、「公益法人会計基準（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づいて平成 22 年の財務諸表を作成しているが、次のような問題がある。

これらは、水辺センターが一般財団法人への移行を目指すうえで障害となる可能性があり、早急な改善が必要である。

① 設立時に寄付者（佐賀県、佐賀市、大和町）が、基本財産とすることを条件として出捐した部分は、指定正味財産を財源とすると考えなければならないが、水辺センターは一般正味財産から充当されたものとして整理しているため、貸借対照表の正味財産の部に指定正味財産の記載がなく、正味財産増減計算書に指定正味財産増減の部の記載がない。指定正味財産から充当されたものとして整理しなおす必要がある。

② 「法人税、住民税及び事業税」の正味財産増減計算書における表示方法が誤っている。経常費用・管理費の「租税公課」に含めて表示されているが、経常費用の中ではなく経常外費用の下に次のように表示する必要がある。

当期経常外増減額	×××	×××	×××
税引前当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××
一般正味財産期首残高	×××	×××	×××
一般正味財産期末残高	×××	×××	×××

(4) 事業報告書に関して【監査意見】

水辺センターの寄附行為第 4 条には、水辺センターが行う事業として上述の、①嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業、②嘉瀬川の高水敷内におけるスポーツ・レクリエーション施設の管理及び運営に関する事業、③その他この法人の

目的を達成するために必要な事業、の3つが書かれている。

しかし、水辺センターは従来から事業報告書に、②を根拠とする「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場」の管理運営事業に関する事しか記載していない。不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業の中心であるべき①の事業については、より詳細に記載すべきである。この記載は一般財団法人への移行認可の準備としても欠かせないことであり、平成23年度の事業報告書から記載できるよう早急に準備する必要がある。

(ウ) ゴルフ場の広報のあり方について【監査意見】

嘉瀬川リバーサイドゴルフ場は県有施設ではなく、水辺センターが国の所有地を借り受け、金融機関の融資によって9ホールのコースを造成して自主的に管理・運営する施設である。現在、佐賀県はセンターにとって主務官庁という位置付けであるが、平成20年12月に施行された公益法人制度改革の主眼の1つが主務官庁制の廃止であるため、水辺センターが一般財団法人に移行した時点で主務官庁としての佐賀県との関係は見直さざるを得なくなる。

現在水辺センターは、プレー料金、営業時間、定休日、各種特典、約3ヶ月の予約状況などを広報する手段として、佐賀県庁のホームページの中に「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場のご案内」というページを置いている。しかし、上述したように近い将来主務官庁との関係を根本的に見直す必要が生じるため、水辺センターは佐賀県に頼らない広報のあり方について早急に検討する必要がある。

Ⅲ 財団法人佐賀県教育文化振興財団

1. 組織の概要

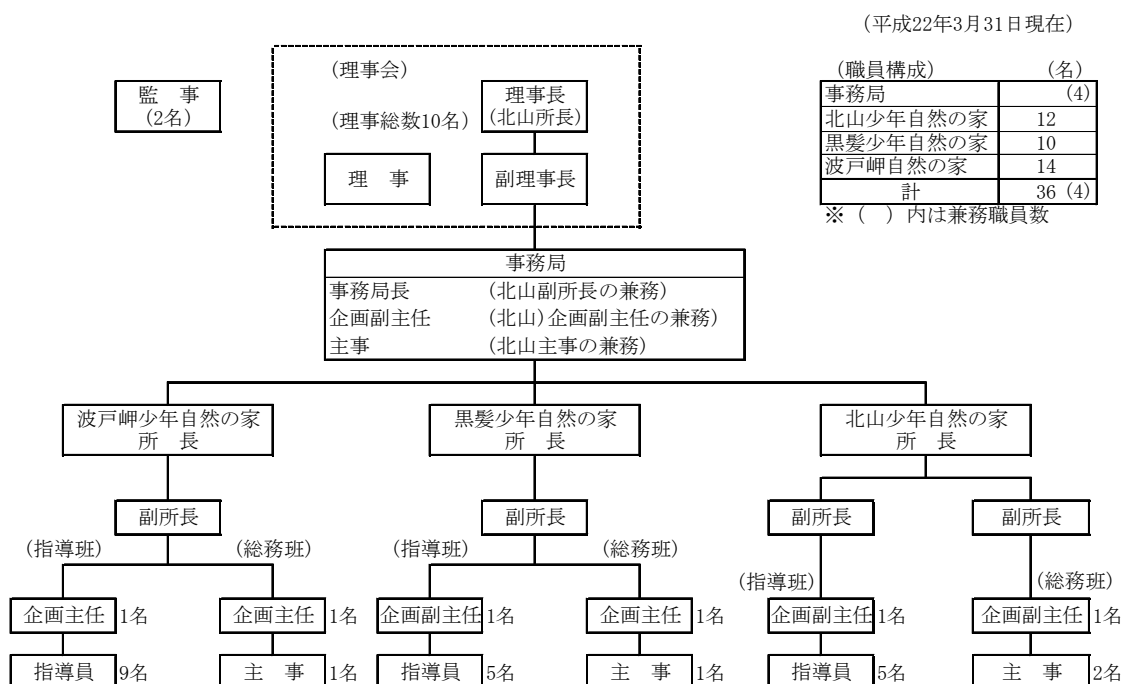
(1) 目的

財団法人佐賀県教育文化振興財団（以下、Ⅲにおいては「財団」という。）は、教育及び文化に関する各種の事業を行うとともに、佐賀県教育委員会からの委託を受けて社会教育施設及び文化施設の管理運営を行い、もって佐賀県の教育及び文化の振興に寄与することを目的に設立されたものである。

(2) 沿革

平成10年	11月	6日	設立発起人会
		24日	設立（設立許可通知）
平成11年	4月	1日	北山、黒髪、波戸岬の3少年自然の家の管理運営業務を開始
	7月	8日	佐賀県立宇宙科学館開館 管理運営業務を開始
平成14年	10月	30日	宇宙科学館 累計入館者100万人を達成
平成15年	8月	28日	北山少年自然の家 累計利用者100万人を達成
平成16年	8月	26日	黒髪少年自然の家 累計利用者100万人を達成
平成19年	11月	18日	波戸岬少年自然の家 累計利用者50万人を達成

(3) 組織



(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I 資産の部				
1 流動資産				
(1) 現金預金	43,851	44,499	64,022	73,712
(2) 未収金	251	335	388	361
流動資産合計	44,102	44,834	64,409	74,074
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	20,000	20,000	20,000	20,000
基本財産合計	20,000	20,000	20,000	20,000
(2) 特定資産				
退職給付引当資産				5,907
(3) その他有形固定資産				
電話加入権	76	76	76	76
退職給与引当預金	3,026	3,434	5,393	
その他有形固定資産合計	3,102	3,510	5,469	76
固定資産合計	23,102	23,510	25,469	25,983
資産合計	67,204	68,344	89,878	100,057
II 負債の部				
1 流動負債				
(1) 未払金	13,871	13,553	16,733	24,068
(2) 未払消費税	2,018	1,094	1,367	1,329
(3) 未払法人税等	1,655	1,486	6,444	2,496
(4) 預り金	1,557	1,624	1,803	1,932
(5) 仮受金				6
流動負債合計	19,101	17,757	26,346	29,831
2 固定負債				
(1) 退職(給付)給与引当金	3,026	3,434	5,393	5,907
固定負債合計	3,026	3,434	5,393	5,907
負債合計	22,126	21,191	31,739	35,738
III 正味財産の部				
正味財産	45,078	47,153	58,139	64,319
(うち基本金)	(20,000)	(20,000)	(20,000)	
(うち当期正味財産増加額)	(2,424)	(2,075)	(10,987)	
負債及び正味財産合計	67,204	68,344	89,878	100,057

(注1) 平成22年度から、公益法人会計基準(平成20年基準)を適用しており、区分、勘定科目一部変更となっているが、比較可能なため、並列掲載している。

収支計算書

(単位：千円)

一般会計	平成19年度	平成20年度	平成21年度
I. 収入			
1. 基本財産運用収入	120	95	25
2. 補助金等収入	281,680	260,576	242,003
佐賀県委託金収入	281,680	260,576	242,003
3. 事業収入	1,149	1,681	15,760
事業収入		532	
利用料収入			13,216
主権事業収入			876
自主事業収入			174
その他の収入	1,149	1,149	1,493
4. 寄附金収入	-	-	-
寄附金収入			
5. 貸付金償還収入	-	-	-
短期貸付金償還収入			
6. 特定預金取崩収入	1,326	1,224	715
退職給与引当預金取崩収入	1,326	1,224	715
7. 雑収入	2,136	2,278	2,082
受取利息	221	226	32
その他の雑収入	1,914	2,052	2,050
当期収入合計	286,410	265,854	260,585
前期繰越収支差額	22,577	25,002	27,076
収入合計	308,987	290,856	287,662
II. 支出			
1. 管理費	168,222	148,503	124,277
人件費	167,274	147,533	122,864
事務局費	948	971	1,413
2. 事業費	104,195	104,775	109,300
事務局費	375	-	-
北山少年自然の家費	34,124	32,827	33,465
黒髪少年自然の家費	17,220	19,048	21,720
波戸岬少年自然の家費	52,477	52,900	54,114
3. 特定預金支出	1,530	1,632	2,674
退職給与引当金預金支出	1,530	1,632	2,674
4. 法人税等支出	10,039	8,868	13,348
法人税等支出	10,039	8,868	13,348
支出合計	283,986	263,779	249,599
当期収支差額	2,424	2,075	10,987
次期繰越収支差額	25,002	27,076	38,063

(単位：千円)		(単位：千円)			
科目	平成22年度 (H23/3)	科目	平成22年度 (H23/3)	財団 収支	差異
I 事業活動収支の部		(2) 管理費支出			
1. 事業活動収入		給料手当支出	107,137		
(1) 基本財産運用収入	12	退職給付支出	1,951		
(2) 事業収入		福利厚生費支出	15,391		
受託事業収入	242,095	会議費支出	6		
利用料収入	12,787	旅費交通費支出	26		
主催事業収入	1,072	通信運搬費支出	0		
自主事業収入	195	消耗品費支出	68		
その他の事業収入	1,402	使用料及び賃借料支出	607		
(3) 雑収入		報償費支出	535		
受取利息収入	22	租税公課支出	9,003		
雑収入	2,116	手数料支出	385		
事業活動収入計	259,701	事業活動支出計	256,245	253,007	3,238
2. 事業活動支出		事業活動収支差額	3,456	6,694	-3,238
(1) 事業費支出		II 投資活動収支の部			
貸金支出	999	1. 投資活動収入			
会議費支出	22	(1) 特定資産取崩等収入			
旅費交通費支出	1,075	退職給付引当資産取崩収入	1,952		
費用弁償	120	投資活動収入 計	1,952		
職員旅費	955	2. 投資活動支出			
通信運搬費支出	2,163	(1) 特定資産取得支出			
電話料	745	退職給付引当資産取得支出	2,466		
郵便切手	611	投資活動支出 計	2,466		
諸口	807	投資活動収支差額	-514		
消耗什器備品費支出	324	III 財務活動収支の部			
消耗品費支出	14,323	1. 財務活動収入			
修繕費支出	14,437	財務活動収入 計			
印刷製本費支出	823	2. 財務活動支出			
燃料費支出	7,145				
光熱水料費支出	14,867	財務活動支出 計			
使用料及び賃借料支出	545	財務活動収支差額			
保険料支出	824	IV 予備費支出			
報償費支出	5,830	当期収支差額	2,942	6,180	-3,238
租税公課支出	107	前期繰越収支差額	38,063	38,063	0
負担金支出	138	次期繰越収支差額	41,005	44,243	-3,238
委託費支出	53,655				
手数料支出	420				
広告料支出	200				
研修費支出	1				

(注1) 平成22年度から、公益法人会計基準（平成20年基準）を適用しており、従前とは比較できないため、当年度のみ別掲記している。

(注2) 財団の収支計算書による「事業活動支出計」の金額は、253,007,847円 となっているが、実際の計算では、256,245,007円 となり、3,237,692円 少なくなっている。
20年基準では収支計算書の作成は求められておらず、教育文化財団が任意に作成しているものであるが、作成する以上誤りは調査しておく必要がある。

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

注)「宇宙科学館」関係の指摘事項については、平成 18 年度以降、他の団体が管理運営を行っており、財団では関与していないため、検証は省略している。

(1) 現金の管理について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

現金の日々の管理と記帳を適正に行い、承認を受ける制度を確立する必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

現金の収納があれば日々記帳するとともに、上司の確認印を受けるように改めた。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

(ア) 釣銭用現金

少年自然の家では、経費支払用の小口現金は所持しておらず、釣銭用現金を所持するのみ(北山 30 千円、黒髪・波戸岬 20 千円)。

釣銭用現金の有高は、月中は担当者が随時(北山では週に 2~3 回)確認し、月末には責任者(企画主任)も確認して現金確認表(金種表)が作成され、責任者の承認印が押印される。なお、月中の確認の際には、付箋に日付と担当者印が押印されるのみで、現金確認表(金種表)は作成されていない。

現金の有高は釣銭用で一定額であっても、不正を防止するとともに、責任の所在を明らかにするため、担当者は毎日確認し、現金確認表を作成・押印することが基本と考える。業務の都合上、毎日確認することが困難である場合でも、確認の都度、現金確認表を作成して担当者印を押印することが望まれる。また、月末の現金確認表には、責任者の承認印だけではなく、担当者印も押印する必要がある。

なお、黒髪・波戸岬の現金確認表・通帳コピー・収入報告書・支出報告書は各月毎に保管されているが、波戸岬の平成 22 年 8 月分一式がファイルに綴じられていなかった(保管されていなかった)。保管もれが生じた原因を明らかにし、今後保管もれが生じないように、適切な文書管理を行う必要がある。

(イ) 利用料金

利用料金等(主催事業等の料金も含む)を収受した場合には、先方に渡した領収書(連番管理)の控えに基づき利用料金補助簿に記載するとともに、金庫に保管する。利用料金等は、2~3 日毎に財団の普通預金口座に入金される。

平成 22 年 9 月の利用料金補助簿と領収書控えを照合したところ、利用料金補助簿の記載で書き損じた領収書の処理が不明確になった（×記載等なし）上に、書き直した領収書の番号を誤って記載している例が見られた（このため、領収書の番号にダブリ、欠番あり）。

(2) 備品の管理について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

備品の管理も県からの重要な受託業務の一つであり、備品台帳の更新と定期的な現物照合が必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

備品の確認を行い、備品台帳を整備した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 20 年度の監査における指摘事項とほぼ重複しており、平成 20 年度の箇所合わせて検証結果を記載しているため、ここでは省略している。

(3) 施設の管理運営及び利用状況等について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

冬の充実及び学校関係や地域への呼びかけを継続し、学校行事に組み込まれるようにする等利用拡大を図ることが必要であると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

少年自然の家は、青少年の野外活動と宿泊を通じた体験活動を行う施設であるが、家族等の受入れも積極的に行っている。また、波戸岬少年自然の家では平成 16 年末に家族向けの主催事業を実施したり、北山少年自然の家や黒髪少年自然の家では年末までの宿泊ができるようにするなど利用者へのサービス向上を図った。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

指定管理者の要綱に休館日を設けないことが条件となっており、年末・年始も利用可能であるため、開館日については、利用者へのサービス向上が図られている。

また、県内はじめ福岡市の小学校・中学校に加え、幼稚園・保育園、高校にも文書だけではなく、足を運んでお願いをするなど、積極的に、利用促進を図っている。

ただし、少子化の影響はあるにしても、利用実績は減少傾向にあるため、これまでの活動を継続するとともに、さらなる利用拡大を図ることが望まれる。

(4) 事務処理手続き等の見直しについて

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

収益事業における仕入れ業務のように日常のかつ購入品目がある程度定まっているような場合には、権限を一部委譲するなど効率的に運用すべきであると考える。また、財団内部で行われる他の事務処理や業務内容等についても、県の規則等に準ずることから著しく非効率となっているような場合が存在しないか全般的に見直しを行い、「県」とは異なる「財団」独自の機動的効率的な運用を心掛けるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

収入・支出関係の帳票を改善するなど、財団独自の機動的効率的な運用を行うこととした。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

収入・支出関係の帳票（振替伝票、補助簿、支出伺いなど）を閲覧した結果、事務処理手続きに、特に問題は認められなかった。

(5) 理事会の運営について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

理事会における理事の出席率はあまり良好ではなく中には就任期間中一度も出席しない理事もいた。

理事会活性化のためにはより多くの理事が参加すべきことは当然のことであり、場合によってはメンバーの選任自体を検討する必要があると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

理事会への出席については開催日についても配慮を行い、理事へ協力をお願いしていく。

また、より現場の状況を管理している者を主体に経営を行っていくという観点から理事の改選を行った。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 21 年度から理事の数を 10 名（従来より 2 名減）とし、機動的で実効ある理事会の運営を図っているが、理事会の出席率は 50%前後にすぎない。しか

し新しい公益法人制度でも理事本人の出席による充実した討議が期待されているため、財団においてもこれを機に、理事会の人数・理事の選任条件等を再考する予定ということである。その見直しの成果が期待される。

(6) 実績報告書について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

北山少年自然の家の指定管理委託料の金額 89,642 千円に対して実績報告書 85,546 千円であり 4,096 千円の差額が発生している。この差額は実績報告書の収入合計額と支出合計額を一致させるために収入超過分を実績報告書上で減額し、財団の事務局の運営費に充当したものである。したがって、運営費は同額過少計上されていることになりともに適正な報告が行われていないことになる。

他の二つの少年自然の家についても同様であり、合計で 6,742 千円の不一致が生じている。前年度も同様である。更には、実績報告書の人件費に消費税が加算された金額で報告されており事実を適正に表示していない。

このような処理が行われる前提として収入額と支出額が一致しなければならないという思い込みがあると思われる。通常、事業を実施した場合に収入額と支出額が一致することは極めてまれである。実際の支出額を報告するのが実績報告書である。なお、財団の収支計算書では適正に処理されている。

不一致額については県も提出の段階で厳格に審査を実施し財団に指摘する必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

実際の収入額及び支出額を実績報告書に記載するよう改め、県においても実績報告書が提出された時点で確認することとする。

なお、平成 20 年度の実績報告書については、実際の収入額及び支出額が記載されていることを確認した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

副所長に質問するとともに、平成 22 年度業務事業報告書を閲覧したところ、3 少年自然の家いずれも、委託料収入は指定管理委託料と一致しており、その他の収入、支出とも、実際の収入額、支出額が記載されているものと認められる。

(7) 社会教育施設調査研究業務委託契約について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

平成 18 年度の社会教育施設の管理・運営に関する調査業務は、副題として「社会教育施設における指定管理者制度の現状について」となっている。全国の図

書館、少年自然の家、生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入状況について質問状を発送し調査したものである。指定管理者としての選定ポイント、設置主体からの評価、施設使用料の取扱、委託料・施設使用料以外の収入、指定管理者の問題点などについて調査を行っており資料としては利用価値があると思われるが、指定管理者である財団が県から委託されて実施する業務ではないと考えられる。社会教育課あるいは外部の第 3 者が実施し、その結果を指定管理者制度に活かすようにすべきである。

平成 19 年度の利用料金制度導入の影響に関する調査で、指定管理者のインセンティブを働かすために利用料金制の導入を図ることを提案し、施設の迅速な修繕・改修も訴えている。指定管理者の現状や利用料金制についての調査は外部の第 3 者が実施すべき調査である。この調査が適正に行われたものであっても、指定管理者が自ら実施するのであれば、公正さに欠けるといわざるを得ない。また、この随意契約については公募を行っており、他の団体の応募もあった。選考委員会に諮られ複数の選考委員により財団が選定された。しかし自己評価部分があり財団が契約当事者になることは妥当ではない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

調査研究結果の活用に当たっては、今回いただいた御意見を踏まえて慎重に取り扱うとともに、今後、社会教育施設の管理・運営に関する調査研究を委託する必要があるときは、当該施設の指定管理者以外の第三者に委託することとする。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

佐賀県社会教育文化財課主幹に質問したところ、平成 19 年度以降、同様の委託契約はなく、今後契約する必要がある場合、利害関係のない第三者に委託するとのこと。

(8) 社会教育課と財団の運営会議議事録について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

社会教育課と財団は年に 4 回程度の運営会議を開催されており、少年自然の家の利用促進や運営に関する議論が行われている。その会議には社会教育課から課長はじめ 7～8 名、財団から各少年自然の家の所長・副所長と財団事務局職員が参加し、財団によって準備された利用者に対するアンケート結果や運営に関する資料等に基づいて議論されているが、議事録等は作成されていない。

議論された結果や、そこで示された方針等を記し、少年自然の家の利用促進等に確実に結びつけるため、議事録を作成することが望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 21 年 3 月に開催した平成 20 年度第 4 回少年自然の家運営会議から、議論の内容を少年自然の家の利用促進等に確実に結びつけるよう議事録を作成することとした。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

佐賀県社会教育文化財課主幹に質問するとともに、平成 21 年度、平成 22 年度の運営会議議事録を閲覧したところ、運営会議について議事録が作成され、職員に回覧されていた。

(9) 自然体験事業について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

北山少年自然の家には、自然の家の目的「健やかな青少年の育成」、教育目標の一つ「自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や感謝の気持を育てる。」の達成のために、さまざまな体験活動プログラムが用意されている。

一方、北山少年自然の家近隣の佐賀県立 21 世紀県民の森の管理運営業務を行っている財団法人スマイルアースは独自に体験教室事業を行うとともに、森林整備課から委託された「21 世紀県民の森子ども体験教室開催等業務」も行っている。

北山少年自然の家と財団法人スマイルアースが行っている事業は、「社会教育」、「森林・緑化の理解促進」と切り口は異なるが、目的は「子どもたちが自然に親しむこと」であり、それによって得られる効用も同質のものも多い。

自然体験に関する事業は、北山少年自然の家（社会教育課）と財団法人スマイルアース（森林整備課）が別々に企画立案・遂行するのではなく、提携できる事業の可能性を研究し効率的な運営を行う必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

北山少年自然の家では、これまでも利用者の活動に対する 21 世紀県民の森森林学習展示館からの講師の派遣や同館の利用の紹介、食堂運営の委託など、財団法人スマイルアースと連携・協力しているが、今後、自然体験に関する事業についてどのように提携することができるか三者で協議する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

所長及び副所長に質問するとともに、運営会議議事録をレビューしたところ、運営会議において、地域、近隣施設との連携を促進していく内容の議論が見ら

れ、北山少年自然の家においては、利用者の紹介・講師の派遣、食堂の運営委託等で連携し、効率的な運営に努められていることが確認された。

(10) 各少年自然の家が所有する預金について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

北山、黒髪、波戸岬の各少年自然の家は、小口の経費支払いや臨時職員に対する賃金支払い等のため、それぞれ 500 千円の普通預金を所持している。各少年自然の家では、この普通預金から小口の支払いを行うが、支払額は月末に財団基本の普通預金から補充されるため、月末は常に 500 千円の残高となる。

北山少年自然の家の普通預金通帳を確認したところ、支払額は毎月数万円から十数万円であった。以前は、電気料金をこれらの普通預金から支払っていたため、残高が 500 千円に設定されたとのことであるが、現在、電気料金は口座振替となっているため、支払額は上記のとおり少額しか発生しない。

各自然の家では、必要以上の預金残高を所持しているため、通帳の紛失・盗難等のリスクも勘案し残高の設定額を見直すことが望まれる。また、上記小口預金は現金勘定で処理されているが、預金勘定で処理する必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

各少年自然の家の手許現金について、平成 20 年度中に、北山は財団事務局で対応可能なため廃止し、黒髪は 20 万円、波戸岬は 30 万円と、それぞれ支払見込額に見合った適切な金額に見直した。

また、勘定科目については会計システムの変更が必要であり、年度中途での変更は困難なため、平成 21 年度会計から預金勘定に改めた。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

所長及び副所長に質問するとともに、預金関連帳簿、預金通帳を閲覧した結果、北山は事務局の預金で対応し、黒髪は 200 千円、波戸岬は 300 千円の定額前渡預金に変更されていることが確認された。

ただし、経費支払い口座は、利用料金を入金する口座と同一の口座を使用されているが、波戸岬については利用料金の受払と経費の受払を区分して記帳管理していないため、定額にするための要入金額が帳簿上明らかになっていない。利用料金の受払と経費の受払を明確に区分して記帳管理することが望まれる。

(11) 北山少年自然の家の電気料金について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

北山少年自然の家の平成 19 年度の電気料金が平成 19 年 4 月分から平成 20 年

4月分の13ヶ月分計上されていた（平成20年4月分は未払計上）。

これは、平成20年4月分の利用期間が平成20年3月2日～平成20年4月1日とこの月のほとんどの電気料金が平成20年3月期に帰属するためということであり、この期に計上する一定の合理性は認められるが、その前の期と当該期との継続性は失われており、予算との整合性、他の少年自然の家との整合性に関しても問題がある。

予算・実績、各少年自然の家の整合性、会計処理の継続性を確保するため、水光熱費、保険料など毎月発生する経費については、期間帰属について基準を定め、当該基準を全ての少年自然の家で每期継続して遵守するようにする必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

予算と決算及び各少年自然の家間の整合性、会計処理の継続性を確保するため、平成21年度から、当該年4月分から翌年3月分までを当該年度に計上することに統一した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成22年度の総勘定元帳を閲覧し、12ヶ月分の電気料金が計上されていることを確認した。

(12) 「北山少年自然の家」の備品管理について

イ、備品出納・管理簿について

① 平成20年度の監査結果、監査意見等

県が作成している備品出納・管理簿は、一つ一つの備品の履歴というものであり、本来、何を・何時・いくらで購入し、現物はどこにあるのか、また、いつ処分したのか等がわかるように記載すべきものであるが、管理内訳欄には次長・総務課・指導課等の記入があるものと無いものがあって、結果的に現物がどこにあるのかは管理簿上、不明であり資産の管理台帳としては中途半端なものとなっている。

毎年の現物照合後作成の備品一覧表たる備品管理簿（総括）と一致させるべく、照合印を押し、管理内訳欄には保管場所を記入すべきである。

平成20年度が開始されているにも拘らず、平成19年度分がまだ締められていないので、定期的に年度締めの時点で管理簿も整理しておくべきである。

「備品の取扱い基準」が平成19年度から従来の2万円から5万円に引き上げられた。リース資産についても管理の対象となっているが一部漏れている備品もあり適切な管理が必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 21 年度から、電算化された備品出納・管理簿により適切に管理することとする。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

県で統一して電算化への移行を試みようとしたが、効率的・効果的に実現できなかつたため、電算化は断念し、従来通りの手書きの台帳で管理している。ただ、この電算システムを開発するのは県であるため、この事態は財団にとってやむを得ないと考える。

ロ、備品管理簿（備品一覧表）について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

平成 19 年度の備品管理簿（総括）には、現物の保管場所を示す管理内訳欄はあるが、保管場所の相違が数点見受けられた。保管場所を移動することはあると思われるが、管理簿の内訳欄への記入が困難であれば移動後（使用後）は元へ戻すようにするべきである。また使用不可能な備品も数点あり管理簿の更新がなされていない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 21 年度から、備品管理簿に財団記入欄を設け、備品の現況に異動があった場合は、その都度財団が記入し、各年度当初に一括して更新するよう改めた。

また、備品を移動させた場合は、使用後速やかに元に戻すこととする。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

備品の場所移動については、照合前の一覧表に移動した場所を記録している。返却等の移動についても、照合前の一覧表の欄外に記入している。翌期の一覧表では、基本的に更新されている。

ハ、現物実査について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

県が貸与している備品については、毎年、現物との照合チェックを実施しているとの事であったが、いつ誰が実施して、どういう結果であったのか等の現物実査記録・文書は残っていない。結果としての“点検状況〇印”はついてはいるが、それでも上記相違が発見されている。

本来、現物実査の記録を根拠に管理簿を改訂し、次期の管理に結びつけるこ

とになるが、記録が残っていない場合は上記のような相違があった場合に、どこに相違があったのかの検証ができないことになり、正確性がないことにもなる。

今後、いつ誰が実施して、どういう結果であったのか等の現物実査記録・文書を残しておく必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 21 年度から、備品管理簿に点検の結果（相違点についての個々の記録）欄を設け、文書記録を残すよう改めた。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見【監査意見】

当該事項も含めて備品の管理については、従前より改善されてはいるものの、下記事項の問題点が散見されたため、目的にかなった更なる改善が必要である。

(ア) 備品管理簿（備品一覧表）と現物照合の記録文書の保存について

措置状況では、県から提示された備品管理簿（備品一覧表）（以下、「一覧表」という。）と現物との確認作業を毎年実施するとともに管理台帳の更新を実施しているとのことであったが、実際は毎年実施しているにも拘らず、いつ、誰が、どのようにして実施して、その結果がどうであったか等、実施時の現物照合結果の原始記録文書は廃棄されて残っていない。県から当財団への一覧表の提示は平成 22 年 7 月であり、直近での平成 22 年 11 月 10 日に 2 人一組で実施した旨の個人的メモ書きがある程度ということであった。

また、一覧表には 9 か所の棟・場所別の大区分があり、各備品の数とその区分毎に記入されているが、その数の横に中区分とも言うべき設置場所が手書き記入されている状況である。

しかしながら、実際には下記事項のとおり、一覧表と現物の相違が散見されており、実施した現物照合の点検が出来ない状況となっている。

前回の監査でも指摘しているように、現物照合結果の記録を根拠に管理簿ないし一覧表を改訂し、次年度はその改訂された一覧表を基に現物管理していくものであるため、原本たる実施した時の照合書類・資料は残しておくべきである。

(イ) 現物照合後の異動記録について

備品として一覧表に記載されている総数は、平成 21 年度は 173 点で総取得金額は 21,675 千円であったが、平成 22 年度の一覧表では 171 点で数は 2 点少なくなっているものの、総取得金額は 22,078 千円と 403 千円多くなっていた。

その増減の内容は一覧表では一見しての判明はできなかったが、結果として、

取得金額なしの備品が8点減少し、6点で403千円が取得による増加であった。

前回の指摘後、せっかく一覧表で「異動状況」欄及び「点検結果」欄を設けているのに記入がなく、欄外に減少理由が記入されている。

「異動状況」欄を利用する場合には、その欄に「減少の旨・異動日時」を記載し、記載欄が少なければ、別に「減少した備品」項目を設けて記載し、新規取得備品についても、「新規の旨・取得日」を記載し、別に「新規取得備品」項目を設けて記載する等、一見して、異動状況がわかるように工夫することが必要である。

(ウ) 備品の不良品処分について

現物照合の結果等により、備品が不良品となった場合は、備品の不用処分簿の様式に記載の上、財団が記案し県の教育委員会の承認を取って処分されるが、当監査時点（平成23年9月21日）での備品の不用処分起案書（平成23年7月27日起案）添付の「備品の不用処分簿」では、下記のとおりの問題点が散見された。

《一覧表との表示相違について》

備品の不用処分簿では、品名「食堂イス」、分類番号「1-3-4」、数量「51(脚)」、価格「記載なし」、購入年月日「S62. 4. 1」、処分理由「修理不能となり使用困難なため」と記載されているものが、一覧表では、分類番号「1-3-4」、年月日「S62. 4. 1」、品名「食卓セット」、数量「25(セット)」、供与高「単価81,200」、管理内訳「食堂棟」と記載されており、品名と数量が一致してない。

従って、食卓イス51脚を廃棄した後の一覧表の記載はどうするのか疑問である。また、同時期に新たに51脚購入する場合、食卓セットは一致することになるが、51脚の新しいイスの購入日、金額は表記されないことになり、備品管理としては不備となってしまう。

今後、食卓イスあるいは食卓テーブルの入れ替えが発生することも考えられ、備品管理上、その新旧入れ替えの推移がわかるように、食卓テーブルと食卓イスを別区分とする等、表示方法を工夫することが必要である。

《不良品の判明不備について》

備品の不用処分簿では、品名「冷水機」、分類番号「7-26-11」、数量「1」、価格「84,000」、購入年月日「H11. 3. 18」、処分理由「部品がなく、修理不能であり使用不可のため」と記載されているものが、一覧表では、分類番号「7-26-11」、年月日「H15. 3. 31」、品名「冷水機」、数量「2」、供与高「単価84,000」、管理内訳「数量1 管理棟倉庫」及び「数量1 談話室廊下」と記載されており、2個ある内、どちらの棟のものが不良品であるのか第三者には判明しない。

どちらのものが不良品であるのか第三者にもわかるように、不用処分簿には

設置場所がわかるような欄を設けるべきである。

また、一覧表には、備考欄に「H11. 3. 18 購入」と記載されているので、確かに購入した日付は判明できるが、そもそも「年月日」とは“取得”年月日とすべきで、備考欄の方には、記載事項以外の購入先名等を記載すべきである。

《不良品の漏れについて》

備品の不用処分簿にはあげられていないが、前回指摘した監査時点で不良品として判明した備品が、一覧表では、分類番号「14-65-12」、年月日「S62. 4. 1」、品名「芝刈機」、数量「1」、供与高「単価 149,000」、管理内訳「数量 1 管理棟下倉庫」と記載されたままとなっている。

当該芝刈機は、現物を見れば一見して不良品であることが判明できるものである。そのような物が、不良品としてあがっていないということを見ると、現物照合が毎年適切に行われているか疑問だと言わざるを得ない。

(エ) 現物照合方法の不備について

備品一覧表と現物の照合については、実施要領としての文書はなく、備品一覧表を基に財団担当者が実施しているとの事であったが、実際は上記のとおり、不備な点が散見されている。

その原因として、備品一覧表と現物との照合についての指示も十分でないこと、実施する方も、どういうチェックをしているのか曖昧なまま、一覧表と現物の有無を漫然と確認していることが考えられる。

財団は、県の財産を預かって使用しているのであるから、紛失・損壊・不良となっていないか等の点検が必要であり、責任を持って資産管理を行わなければならない。県としても、県保有の財産を預け契約によって管理委託を行っているのであるから、資産の状況は明確に把握しておくべきである。

委託者、受託者双方とも、備品管理についての実施方法が認識不足と考えられるため、以後、現物照合を実施する際には、事前に、実施時期、実施時間、実施方法、実施場所単位の実施者及び立会者等についての実施要領を作成し、実施者に実施方法を十分伝えて、効率的かつ効果的に行うことが必要である。

また、繰り返すことになるが、現物照合後もその結果を次回に反映させるために、実施した資料はすべて保管し、第三者に理解できるような結果記録を残しておくべきである。

(13) 管理報告書について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

佐賀県少年自然の家管理運営共通業務仕様書は指定管理者が管理運営業務の円滑かつ適正な履行のために必要な事項を定めている。その中の第 6、施設の維

持・管理業務の中の(2)設備機器管理業務で管理報告書の作成を義務付けている。即ち、設備管理日誌、設備管理月報、設備運転日誌、設備点検記録表等の報告書を作成し保存すること。としているが財団では設備の管理を業者に委託しており、業者の保守点検報告書をファイルしているのみであり管理報告書は作成されておらず、業務仕様書に合致していない。業務仕様書は不特定多数の宿泊者が利用する施設の安全を確保するために義務化しているのであるから、管理報告書を作成し時系列でその状況が把握できるようにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

設備機器管理業務を専門業者に委託する場合は、当該委託業者が作成した報告書と同内容の報告書を財団が別途作成するのは効率的でないことから、平成21年度からの管理運営仕様書では委託業者から提出された報告書の内容を確認の上、保存するように改めた。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

副所長に質問するとともに、管理運営仕様書及び委託業者が作成した報告書の綴りをレビューしたところ、管理運営仕様書は、上記のとおり改められており、委託業者から提出された報告書の内容を確認の上、保存されていると認められた。

(14) 県及び各少年自然の家の利用促進業務等の連携について

① 平成20年度の監査結果、監査意見等

監査時に訪問した北山少年自然の家では、施設利用者の利用促進のために様々な取り組みを行っている。広報誌、ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて広報活動を行うとともに、利用者に対してアンケート等も実施し、利用者の声を参考にしながら、より利用しやすい施設の運営に努力している。アンケートは学校関係の場合は児童向け、指導者向けなど区分して行われ、このほかに一般の利用者に対しても実施している。さらに、主催事業に関しても、主催事業ごとに実施している。アンケート結果は担当者を決めて分析し、毎月の職員会議で公表検討したり、年に4回の県との運営会議においても資料として提出している。このほかに利用促進の活動としては、各少年自然の家が、それぞれで学校訪問を行ったり、これとは別に社会教育課が学校訪問を行って広報宣伝活動を行っている。

施設ごとの意見交換は、年に4回の県が入る運営会議と、同じく年に数回行われる所長会等で行われる。但し、各施設の担当者レベルでの意見交換というものはあまり行われていない。各少年自然の家は、同じ財団が同様の考えのもの

と運営しているわけで、地域等の違いはあるものの、当然に同じような問題・悩みも抱えているであろうし、担当者レベルも含め、もっと頻繁に積極的な意見交換・情報交換を行い、もっと連携した、協力した活動が行われるべきと考える。

各学校への訪問活動にしても、施設の特徴は山間部の施設や臨海部の施設など異なっているとしてもそれぞれの施設が連携すると同時に、社会教育課も一緒になって全体として連携した広報活動を行うことができれば、非常に機動的な効果的な広報活動を展開することができるものとする。

また、広報活動に限らず、様々な面で協力体制をもって効率的な効果的な運営を行っていただきたい。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

担当者レベルを含めた積極的な意見交換・情報交換など、各少年自然の家間の連携・協力や財団としての一体的な施設運営が行われるよう取り組む。なお、平成21年度から、年4回の運営会議に指導員も参加し、意見交換を行うように改めた。

また、各学校への訪問活動や広報活動についても、県と財団との連携をより一層強化する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

各地域の情報誌・PTA新聞・こども佐賀新聞に取り上げてもらったり、ケーブルテレビの主催事業を実施してもらったりと、積極的な広報活動を行っている。

また、各自然の家でバラバラであったアンケートを統一して比較分析する、運営に指導員の意見を積極的に取り入れる等して自然の家全体で協力して効率的な運営に努めている姿勢を感じた。

(15) 利用料金制度の導入ならびにその運用に関して

① 平成20年度の監査結果、監査意見等

少年自然の家では、従来一泊あたりの利用料210円（中学生以下100円）を徴収し、これらはすべて県の収入となっていた。また、県と指定管理者の間では、利用者の人数に係らず一定の指定管理料が支払われ、その一定金額で運営が行われていた。ここで問題であったと考える点は、施設の利用者が増えれば増えるほど、施設での発生費用が増加するわけであるが、この部分は指定管理者側の収入には全く関係していなかったという点である。施設での食費は実費で利用者から徴収するものの、それ以外の変動的な運営費、すなわち冷暖房に関する光熱費や宿泊者がいる場合の宿直の人員費は指定管理料のなかから支出

しなければならない状況であった。このような状況のなかでは、指定管理者が利用者促進に向けての本当の活動を行えるものか、疑問を持つところである。

平成 21 年度からは、利用料金制度に移行する予定であるが、その内容は、上記に示したような疑問を十分に解消する内容にはなっていないものとする。21 年度から予定されている制度は、一部利用料金を見直し、学校行事で利用する場合の指導者を除き、児童生徒の保護者などの大人の利用料金を 420 円とし、また、日帰り利用の場合の研修室等の利用を有料としたうえで、利用者の支払う利用料金をすべて指定管理者の収入とするものである。これにより、従来に比べれば指定管理者の利用者拡大へ向けての動きを誘発するものとは考えるが、実際には利用者促進に向けての十分な努力を引き出せるような変更にはなっていないものとする。というのは、一つには利用者増加の場合の実際の変動費用の発生状況に比べ、利用者から徴収する利用料が少額であるからである。

利用料金制度を原則とする県の方針に異論はないが、個々の管理対象施設の性質や内容、さらにはその収入金額や支出との関連性等をもっと細かく検討し、利用者促進等へ向けてより効果的・効率的な指定管理者制度を個々の施設ごとに十分検討していくべきであるとする。現行の制度でそのようなことができるかどうかはわからないが、例えば少年自然の家の場合は、利用者の多い少ないによって変動する変動費部分の分析を十分に行い、利用人数によって指定管理料を増減させるとか、利用者数に応じて生じる変動費が利用料収入を上回る部分を、補助金として交付するなどの方法も検討に値するとする。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

指定管理者制度については、民間の経営ノウハウによる効果的・効率的な施設運営を期待して導入しているものであり、こうした変動要因についても、計画的で柔軟な経営の中で対応していただきたいと考えているが、いずれにしても、指定管理者制度に係る運用指針を策定している経営支援本部職員課とも相談しながら、次期指定管理者の募集までに、どのような方法がありうるのかを研究する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

県の公の施設の運営を指定管理者に委託するという制度であるため、公共性を考慮せざるを得ず、利用料金の変動制等導入が困難なものも多いが、公の施設の利用促進と指定管理者の効果的・効率的な運営を勧奨して、柔軟な利用料金制度の導入が望まれる。

IV 佐賀県住宅供給公社

1. 組織の概要

(1) 目的

佐賀県住宅供給公社（以下、「住宅公社」という。）は、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

(2) 沿革

○ 昭和40年12月20日設立

地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき、佐賀県の全額出資（500万円）により設立された。

○ 昭和61年度

県からの委託を受け、県営住宅管理事業を受託開始

○ バブル景気の崩壊、地価の下落、また民間事業者による住宅供給が成熟してきたこと等により、その社会的役割が低下してきた。

○ 平成8年度

平成7年11月に策定された「佐賀県行政改革基本方針」に基づき、住宅供給公社、土地開発公社、道路公社の事務部門の統合を行った。

○ 平成13年度

「住宅供給公社経営改善等検討委員会」を組織し、その報告書において、平成18年度末を目標に、分譲事業を完了し清算するという基本方針を定め、平成14年度から18年度までの5年間に約600区画を販売（一括分譲、入札等を含む。）することとした。

○ 平成14年度

分譲事業資産の早期販売・処分を行うため、建売方式を廃止し、宅地分譲のみを行うこととなった。

○ 平成17年度

分譲実績は依然低調で、平成18年度末までに完売することが極めて困難と判断され、このままでは多額の県民負担が発生する恐れがあることから、平成17年度において、公社のあり方について見直す「佐賀県住宅供給公社経営改善計画」を策定した。

※「佐賀県住宅供給公社経営改善計画」の骨子

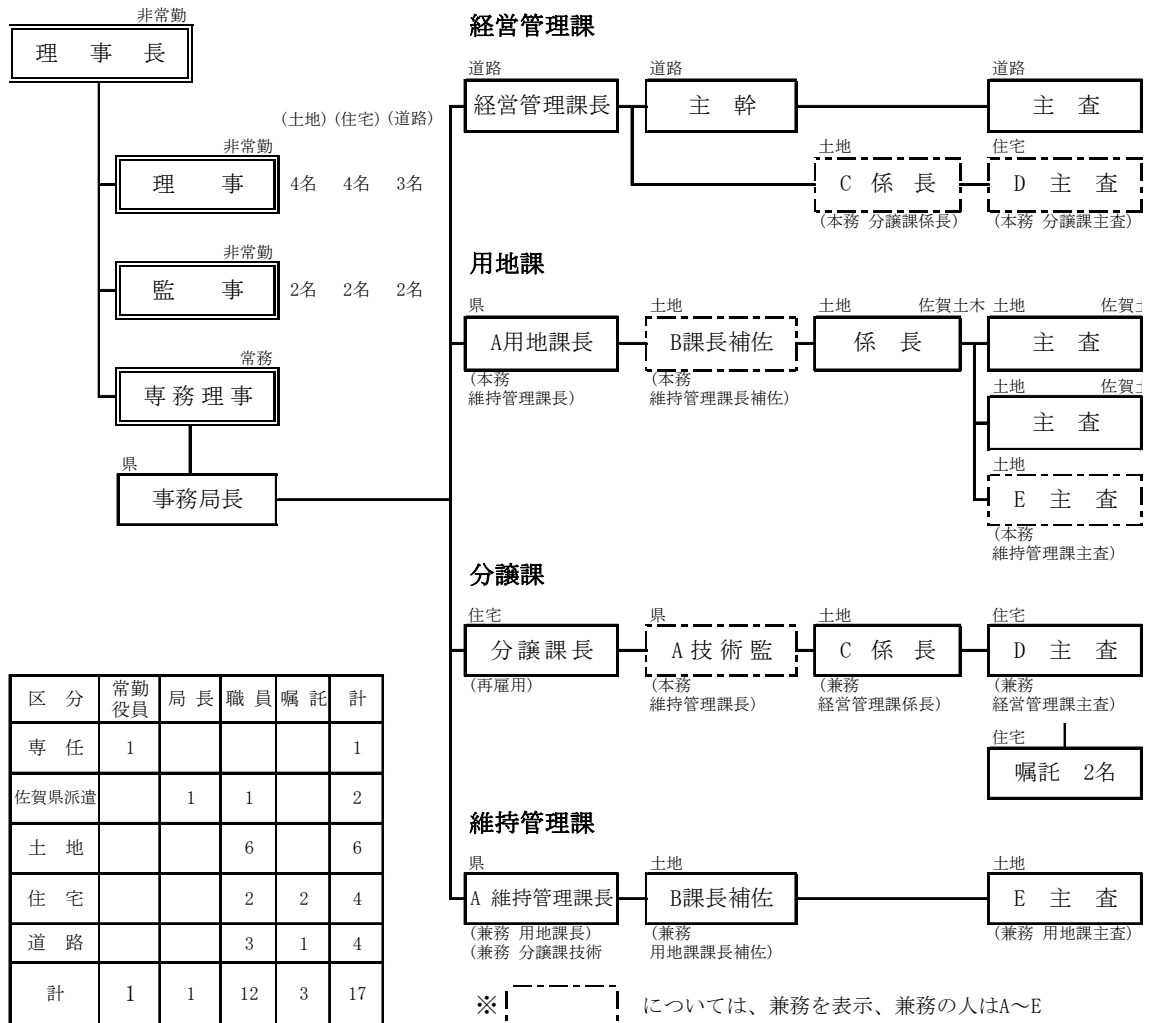
- ・ 県営住宅管理事業からの撤退

- ・ 新規の土地取得は行わず、現在保有する分譲地の販売促進に努める。
(平成 35 年までの完売を目指す。)
 - ・ 必要最小限の組織体制に改める。
 - ・ 現在保有する分譲地の完売時までには解散する。
- 平成 18 年度
- 県営住宅管理事業について、指定管理者制度の導入により、試行的に県内一部地域で公募による民間の指定管理者が管理し、その他の地域では公社が指定管理者として平成 20 年度まで管理することになった。
- 平成 21 年度
- 平成 20 年度末で、県営住宅管理事業から撤退し、宅地分譲業務のみとなった。その結果、公社職員の早期退職等により、プロパー職員は 2 名となった。
- 平成 22 年度
- 「佐賀県住宅供給公社経営改善計画」に基づき、分譲地の販売促進に努めた結果、分譲地の残区画は、平成 17 年度末の 510 区画から、平成 22 年度末は 94 区画となった。
- 平成 23 年度 (平成 23 年 8 月 10 日現在)
- 分譲地の残区画は、平成 22 年度末の 94 区画のうち 19 区画 (契約・申込中を含む) が分譲済みとなり、あと 75 区画となった。
(なお、平成 23 年 12 月末現在では、残区画が 65 区画となっている。)

(3) 組織

(平成23年7月1日 現在)

佐賀県土地開発・住宅供給・道路3公社 合同組織図



区分	常勤 役員	局長	職員	嘱託	計
専任	1				1
佐賀県派遣		1	1		2
土地			6		6
住宅			2	2	4
道路			3	1	4
計	1	1	12	3	17

(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部			
流動資産			
現金預金	1,094,544	1,212,318	494,637
未収金	7,839	753	1,021
分譲事業資産	1,910,995	1,564,009	1,115,880
分譲資産	1,641,317	1,564,009	1,115,880
分譲資産建設工事	269,678	-	-
前払金	-	-	-
その他流動資産	33,871	29,289	18,228
仮払消費税	-	-	-
仮払金	-	-	18,228
流動資産合計	3,047,249	2,806,368	1,629,766
固定資産			
有形固定資産	593	418	1,042
建物等資産	-	-	-
建物等資産	-	-	-
減価償却累計額	-	-	-
その他有形固定資産	593	418	1,042
その他有形固定資産	4,708	2,108	1,343
減価償却累計額	△ 4,115	△ 1,691	△ 301
無形固定資産	-	-	-
固定資産合計	593	418	1,042
資産合計	3,047,841	2,806,786	1,630,807
負債の部			
流動負債			
次期返済長期借入金	29,780	29,780	29,780
未払金	197,276	5,999	25,948
前受金	1,916	3,157	4,449
預り金	12,015	4,614	5,207
流動負債合計	240,987	43,550	65,383
固定負債			
長期借入金	2,363,160	2,333,380	1,303,600
引当金	26,048	27,328	8,043
退職給与引当金	26,048	27,328	8,043
その他固定負債	44,395	23,990	15,000
未成原価仮勘定	44,395	23,990	15,000
固定負債合計	2,433,603	2,384,698	1,326,643
特定準備金	-	-	-
負債合計	2,674,590	2,428,248	1,392,025
資本金	5,000	5,000	5,000
剰余金	368,252	373,537	233,782
利益剰余金	368,252	373,537	233,782
法定準備金	184,846	368,252	373,537
当期利益(損失)	183,406	5,286	△ 139,755
資本合計	373,252	378,537	238,782
負債及び資本合計	3,047,841	2,806,786	1,630,807

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業収益 (A)	1,898,517	393,998	376,754
分譲事業収益	1,486,290	393,998	376,754
住宅宅地分譲事業収益	1,486,290	393,998	376,754
分譲宅地事業収入	1,486,290	393,998	376,754
賃貸管理事業収益	412,161		
管理受託住宅管理事業収益	412,161		
県営住宅管理受託収入	317,161		
県営住宅計画修繕収入	95,001		
その他事業収益	65		
受託事業収益	65		
特優賃住宅管理事業収入	65		
事業原価 (B)	1,661,004	366,354	426,506
分譲事業原価	1,249,464	366,354	426,506
住宅宅地分譲事業原価	1,249,464	366,354	426,506
分譲宅地事業原価	1,196,674	328,381	380,742
諸経費	52,790	37,973	45,764
賃貸管理事業原価	411,476		
管理受託住宅管理事業原価	411,476		
県営住宅管理業務原価	218,538		
県営住宅計画修繕原価	93,598		
諸経費	99,340		
その他事業原価	65		
特優賃入居審査原価	65		
一般管理費 (C)	27,308	9,259	11,799
事業利益 (損失) <D=A-B-C>	210,204	18,385	△ 61,551
その他経常収益 (E)	3,718	7,797	14,219
受取利息	3,438	7,640	7,759
公社間負担金収入			5,894
雑収入	280	158	566
その他経常費用 (F)	29,208	20,819	26,143
支払利息	980		
公社間負担金			5,894
雑損失	28,228	20,819	20,249
経常利益 (損失) <G=D+E-F>	184,713	5,363	△ 73,476
特別利益 (H)			
特別損失 (I)	1,307	77	66,279
固定資産除却損	1,307	77	29
固定資産等評価損			66,251
当期純利益 (損失) <J=G+H-I>	183,406	5,286	△ 139,755
住宅宅地分譲事業準備金取崩 (K)			
当期総利益 (総損失) <M=J+K-L>	183,406	5,286	△ 139,755

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 会計原則及び会計処理

【分譲事業収入の計上基準について】

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

代金精算日を収益の計上日としているが、引渡しから代金精算まで 3 ヶ月程度要しているため年度帰属の誤りが発生する。収益計上基準は、法律的要件も備わっている佐賀県住宅供給公社会計規程（以下、「公社会計規程」という。）による引渡基準を採用すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

分譲事業収入の会計年度区分は、平成 14 年度から引渡日を収益計上日とする引渡基準に改めた。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

担当者にヒアリングするとともに、平成 22 年度について、主要な団地の決算期末に最も近い収入計上物件について、普通預金への入金日及び登記簿謄本の売日を確認し、引渡基準で収入計上されていることを確認した。

【分譲事業原価の計算について】

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

分譲事業原価の計算については、決算時に事務費や支払利息の一部を分譲事業原価に算入し、分譲事業原価が分譲事業収入と同額になるように計算されているため、分譲事業損益は常にゼロとなっている。

適正な原価計算の方法で実施し、実態に即した決算書を作成することにより、正しい損益を明らかにすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 14 年 4 月に新しい「地方住宅供給公社会計基準」が制定されたことに伴い、公社会計規程の原価計算方法は、予定原価計算の手法から実際発生額を計算する「実際原価計算」の手法に改正した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

担当者にヒアリングするとともに、平成 22 年度分譲宅地価額算出（決算）及び主要な団地の原価計算ワークシートをレビューし、実際原価計算により分譲事業原価が算出されていることを確認した。

【各種引当金等の計上について】

イ、団地整備引当金、災害復旧工事引当金

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

団地整備引当金、災害復旧工事引当金の取崩しがおらず、利益留保的な性質を有する引当金となっているため、計上基準等を明確にし、適正な計上を行い、引当金として必要な額を確定すべきである。

また、これら引当金を取崩した場合には、貸借対照表に脚注する旨の規定があるが、平成 12 年度を取崩しについて記載がない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

新会計基準の制定に伴い、公社会計規程の貸借対照表の区分を改定し、団地整備引当金及び災害復旧工事引当金は、平成 14 年度から「住宅宅地分譲事業準備金」に含めて会計処理を行っている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

新会計基準の制定により、平成 14 年度から団地整備引当金及び災害復旧工事引当金は「住宅宅地分譲事業準備金」に含めて表示されている。

平成 17 年度においては、多額の減損処理により全額減損処理をしたため、平成 18 年度以降、会計処理基準からも除外されている。

以上のことから、平成 13 年度指摘事項については、適正に措置されていることは認められた。

(イ) 特定準備金及び住宅宅地分譲事業準備金の貸借対照表の表示並びに財務諸表の「重要な会計方針の注記」について【監査意見】

平成 20 年度以降の財務諸表の「重要な会計方針の注記」には「特定準備金の計上基準」が記載されており、平成 18 年度以降、貸借対照表にも当該科目が掲記されているものの金額は「－」でゼロ表示であるのみならず、会計基準において特定準備金そのものが削除されており、現在この科目を計上することはできなくなっているものと解される。

したがって特定準備金に関する記載は、貸借対照表上も注記も削除すべきである。

ロ、長期事業資産原価見返勘定

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

長期事業資産原価見返勘定は、原価となる支出額が確定しないため見積額を資産計上した場合の見返（相手）勘定であり、現在進行中の事業分以外については全額取崩すべきである。当該勘定科目を計上する場合には金額の算定をより正確に行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

長期事業資産原価見返勘定については、平成 13 年度までの計上額を全額取崩し、これを平成 14 年度から住宅宅地分譲事業準備金に含めて計上処理するとともに、現在進行中の事業分を精査し、実態に即した費用を未成原価仮勘定として計上している。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 23 年 3 月末の未成原価仮勘定 15 百万円が、残工事のある弥生が丘団地、アベニュー与賀団地に係る見積工事分であり、合理的に算定された金額であることを質問により確認した。

なお、平成 14 年度に進行中の工事以外の長期事業資産原価見返勘定が法定準備金に含めて計上されていることを総勘定元帳で確認した。

【備品等の会計処理について】

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

事業所内装工事が経費処理されているが、これは資産計上とし、適切な管理を行うべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

今後、類似の事例等については、償却資産として計上することになっている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

償却資産として計上されるべき備品等については、平成 19 年度以後計上されていたが、平成 22 年度においては、平成 22 年 7 月取得の車両のみであった。

(イ) 償却資産の減価償却方法について【監査意見】

a. 住宅公社は、減価償却の計算に関して法人税法の規定を準用しているということである。法人税法では、残存価額は平成 19 年 4 月 1 日以後取得分から廃止され、耐用年数経過時点に残存簿価 1 円まで償却ができることとされているが、住宅公社は、従来どおりの残存価額（取得価額の 10%）及び償却可

能限度額（取得価額の 95%相当額）で計算しているため、計算方法を改める必要がある。

- b. 会計処理上及び減価償却計算上の取得価額は消費税込であるにも拘らず、重要な会計方針の注記には税抜方式と記載されており、「税込方式」と修正する必要がある。

【措置状況の確認以外について】

(ア) 地方住宅供給公社会計基準に準拠性【監査意見】

以下の会計処理及び財務諸表の表示は、地方住宅供給公社会計基準に準拠していないため改める必要がある。

- ・ 必要のない剰余金計算書が作成されている。
- ・ 会計基準では最小科目とされている利益剰余金を、さらに法定準備金と当期利益に区分している。
- ・ 特別損失の固定資産等評価損は、分譲事業資産等評価損が正しい勘定科目と考えられる。

(イ) 基本財産について【監査意見】

住宅公社の定款第 19 条では、以下のとおり規定している。

「1 この地方公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 この地方公社の基本財産の額は、500 万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

佐賀県 500 万円

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

住宅公社の財産目録を見ても、基本財産に該当する資産はどれなのか特定できなかったが、担当者から流動資産の定期預金の中に含まれているという説明を受けた。

定款が求める基本財産管理のあり方は、取り崩すことなく確実に維持されていることが容易に確認できる状態であることと考えるが、現状は 500 万円以上の資産であればどの資産でもその中に基本財産が含まれているという説明が可能であり、定款第 19 条第 3 項の規定は設ける意味のない規定と言わざるを得ない。このような状態では「安全かつ確実な方法により管理され、取り崩されていない」とは言えないため、基本財産と容易に理解できるように明示していることが必要と考える。

(2) 財産管理について

【不良債権の発生及び予防策等について】

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

土地を住宅公社が販売し、建物を民間の建設業者が販売するという販売形態を取っているもので、建設業者の破産により回収不能な債権が発生している。

住宅公社が受領する土地代金を含めた全額を一時的に建設業者が受領する契約形態の契約に関しては、最善の注意を払い不良債権の発生を未然に防ぐよう努めなければならない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

共同分譲方式の宅地分譲契約における譲渡代金の受領方法を、業者の代理受領から、住宅公社が建物代金を含めた全額を代理受領する契約内容に改正し、再発を防止することとした。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 14 年度以降、共同分譲方式の宅地分譲契約における譲渡代金の受領方法を、公社が建物代金を含めた全額を代理受領する契約内容に改正したこと。それ以降不良債権が発生していないことを、質問及び総勘定元帳のレビューにより確認した。

なお、現在は共同分譲方式の譲渡は行っておらず（土地と住宅は別々に販売）、宅地は譲渡代金完納時に引渡すため、不良債権は生じない。

【備品の管理について】

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

備品管理台帳等の整備は適切になされているが、現物との照合が行われていない。

また、固定資産に関する管理運用規程が定められていない。

管理責任者や現物照合の時期並びに方法、さらには資産の計上基準等を明確にしておく必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

備品台帳等と現物の照合については、期末に受払及び保管に直接関係のない職員を立ち会わせて確認を行うこととした。

また、固定資産の管理運用規程については、佐賀県財務規則を準用し、計上基準等は法人税法施行令第 133 条（少額の減価償却資産等）に基づき、適切に行うこととした。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

備品台帳と現物の照合については、平成 22 年度の備品は電話設備のみであるため、現実的に照合は常にできるものであり、特段取り立てて確認すべき事項ではないため、確認は省略している。

(3) 販売状況及び販売価額の決定方法等について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

多くの在庫物件を抱えている状況であることから、公社の設立目的や経済状況、民間業者の動向等を踏まえ公社独自の販売価額算定方法を規定し、販売に努めるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

地方住宅供給公社法施行規則の改正等をうけて、平成 14 年度から分譲価格の設定を原価主義から時価主義によることが出来ることとなったので、市場価格の調査と併せ、不動産鑑定士による鑑定評価額をもとに販売価格を設定し、販売の促進を図っている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

不動産鑑定士による鑑定評価額をもとに販売価格を設定して販売促進を図っており、販売戸数が増加していることを販売実績により確認した。

なお、販売価格の見直しにより、平成 23 年 3 月期には 58 百万円の評価損（特別損失）を計上している。

(4) 計画緊急修繕工事の発注時期について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

工期の末日が 3 月末に集中しており、労働時間の延長や丸投げ外注等の事態の発生に繋がる恐れがあるため、予算の執行が可能になれば速やかに発注手続をとるよう努力すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

予算の適正執行が図られるよう、工事の早期発注を図り、工事の効果が早期に発現できるよう努めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 21 年度以降、受託事業たる県営住宅の管理受託は、指定管理者制度に移

管され、民間企業が受託しており、住宅公社では行っていないため、措置状況の確認は省略した。

(5) 入札制度について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

入札制度の透明性及び適正な競争促進に向け、発注予定価額の事前公表、インターネット等の利用による入札制度を早急に確立すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

県の入札制度の見直しに合わせ、入札制度の透明性及び適正な競争促進が一層図られるよう努めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 21 年度以降、受託事業たる県営住宅の管理受託は、指定管理者制度に移管され、民間企業が受託しており、住宅公社では行っていないため、措置状況の確認は省略した。

(6) 随意契約について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

計画修繕工事のうち、量水器・ガス栓・風呂釜取替工事、ガス管改修工事、工事設計・監理業務等は随意契約で発注されているが、特殊技術や法律上の制約等のあるものを除き、入札制度に切り替えるべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

ガス栓取替工事やガス管改修工事のように法律上制約のあるものを除き、量水器や風呂釜の取替工事は指名競争入札に切り替えるとともに、工事設計・監理業務は、漸次公社の直営業務として実施するように努めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 21 年度以降、受託事業たる県営住宅の管理受託は、指定管理者制度に移管され、民間企業が受託しており、住宅公社では行っていないため、措置状況の確認は省略した。

(7) 使用料の滞納状況解消に向けて

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

過年度分徴収未済額は多額であることから、今後も滞納解消に向け、努力さ

れるよう期待する。

- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
滞納の解消に向け、夜間徴収及び納入指導の強化など整理業務に取り組み、徴収率の向上に努めている。
 - ③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
住宅公社では本来業務外であり、上記のとおり受託事業も撤退しており、家賃滞納の督促は県自体が行っていることから、措置状況の確認は省略した。
- (8) 住宅供給公社の運営及び今後のあり方等について
- ① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等
公社の設立目的を十分に達成してきたことは事実であるが、近年の状況を見てみると存在意義が薄れている。
保有している物件の販売を促進し、一日も早い住宅分譲事業からの撤退を行うべきである。
 - ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
県では、平成 13 年度に住宅供給公社経営改善等検討委員会を設置し、平成 18 年度に公社の存廃を含めて見直しを行うこととしていたが、これまでの宅地の販売状況を踏まえ、平成 16 年 10 月から県土づくり本部内に住宅供給公社経営改革チームを設け、公社の存廃を含めた経営改革計画を策定し、速やかに具体的な経営改革に着手するようにしている。
 - ③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
平成 17 年 11 月に佐賀県県土づくり本部が策定した「佐賀県住宅供給公社経営改革計画」に基づき、新規の土地取得と宅地造成は行わず、平成 35 年度を目標に分譲地の完売を目指す方針である。

V 佐賀県土地開発公社

1. 組織の概要

(1) 目的

佐賀県土地開発公社（以下、「土地開発公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、佐賀県の秩序ある開発を推進し、もって県勢の振興と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

(2) 沿革

- 昭和 45 年 3 月 26 日設立
財団法人佐賀県開発公社として設立。
- 昭和 47 年 12 月 25 日
財団法人佐賀県開発公社を佐賀県土地開発公社に組織変更することについて、設立団体の佐賀県議会の議決を得る。
- 昭和 48 年 1 月 26 日
財団法人佐賀県開発公社を佐賀県土地開発公社に組織変更することについて、主務大臣(建設大臣、自治大臣連名)の認可。
- 昭和 48 年 2 月 1 日
「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく佐賀県土地開発公社へ組織を変更し設立。
- 平成 8 年度
平成 7 年 11 月に策定された「佐賀県行政改革基本方針」に基づき、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の事務部門の統合を行った。

(3) 組織

住宅供給公社及び道路公社との 3 公社統合した組織であり、佐賀県住宅供給公社の「(3) 組織」の箇所に記載したとおりであるため、ここでは省略する。

(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金及び預金	1,600,150	1,612,124	229,725
(2) 事業未収金	32,187	32,833	13,918
(3) 公有用地	350,080		
(4) 完成土地等	3,414,769	3,414,769	3,414,769
(5) 前払費用	1,205	1,265	1,368
(6) 未収収益	3,965	2,465	1,516
流動資産合計	5,402,356	5,063,456	3,661,296
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア. 車両その他の運搬具	121	23	491
取得価額	4,019	1,169	1,832
減価償却累計額	△ 3,899	△ 1,145	△ 1,341
イ. 工具・器具及び備品	514	299	323
取得価額	805	805	1,154
減価償却累計額	△ 291	△ 506	△ 831
有形固定資産 計	635	322	814
(2) 無形固定資産			
ア. その他の無形固定資産	488	308	194
無形固定資産 計	488	308	194
(3) 投資その他の資産			
ア. 投資有価証券			1,409,876
イ. 前払費用			19
投資その他の資産 計	0	0	1,409,895
固定資産合計	1,123	630	1,410,903
資産合計	5,403,479	5,064,086	5,072,199
負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金			
(2) 未払費用	3,507	1,845	1,529
(3) 預り金			
流動負債合計	3,507	1,845	1,529
2. 固定負債			
(1) 長期借入金	3,720,000	3,370,000	3,370,000
(2) 引当金	43,158	47,033	50,985
ア. 退職給付引当金	43,158	47,033	50,985
固定負債合計	3,763,158	3,417,033	3,420,985
負債合計	3,766,665	3,418,878	3,422,514
1. 資本金	30,000	30,000	30,000
(1) 基本財産	30,000	30,000	30,000
2. 準備金			
(1) 前期繰越準備金	1,601,100	1,606,814	1,615,208
(2) 当期利益	5,714	8,394	4,477
準備金 計	1,606,814	1,615,208	1,619,685
資本合計	1,636,814	1,645,208	1,649,685
負債及び資本合計	5,403,479	5,064,086	5,072,199

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1. 事業収益			
(1) 公有地取得事業収益	111,920	355,331	
(2) 土地造成事業収益			
(3) 附帯等事業収益	7,800	3,900	
(4) あっせん等事業収益	26,982	26,982	27,348
計	146,701	386,213	27,348
2. 事業原価			
(1) 公有地取得事業原価	111,920	355,331	
(2) 土地造成事業原価			
(3) あっせん等事業原価	26,982	26,982	27,348
計	138,901	382,313	27,348
事業総利益	7,800	3,900	0
3. 販売費及び一般管理費	27,126	22,918	10,292
事業利益	△ 19,326	△ 19,018	△ 10,292
4. 事業外収益			
(1) 受取利息	8,392	11,126	1,886
(2) 有価証券利息			14,877
(3) 公社間負担金収入	16,385	17,713	22,586
(4) 雑収益	1,380		335
計	26,156	28,840	39,685
5. 事業外費用			
(1) 支払利息			
(2) 公社間負担金			22,586
(3) 雑損失	1,094	1,358	2,339
計	1,094	1,358	24,925
経常利益	5,736	8,463	4,468
6. 特別利益			
(1) 前期損益修正益			9
(2) その他の特別利益			
計	0	0	9
7. 特別損失			
(1) 前期損益修正損			
(2) その他の特別損失	23	69	
計	23	69	0
当期純利益	5,714	8,394	4,477

2 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 退職給与引当金（現在は「退職給付引当金」）の引当不足

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

前年度末に退職した退職者の退職金支払いにあてるため退職給与引当金を取崩したが、もともと退職給与引当金の設定対象者（職員）でなかったため退職給与引当金を取崩すべきではなかった。この為、退職給与引当金が 1,214 千円不足している。不足分は追加引当計上すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

今後の退職給与引当金取崩しについては、十分な確認を行うよう指導した。
なお、退職給与引当金の不足分は、平成 18 年度に追加引き当てている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

計上不足分は、平成 18 年度に計上（特別損失：前期損益修正損）されていることを確認した。

(2) 退職給与引当金（現在は「退職給付引当金」）の取崩し不足及び未払金計上不足

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

平成 17 年度末日をもって退職した者に対する退職給与引当金が取崩されていない。公社は従来から退職金の支給日に、退職給与引当金を取崩してきた。

しかし、年度末に退職した者に対する退職金は年度末日に確定しており、その支給が翌年度になった場合は年度末日に退職給与引当金 56,418 千円を取崩すと同時に、確定債務として未払金を同額計上すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

今後、退職者がある場合は、退職日が属する年度に退職給与引当金を取崩し、また、退職金の支払いが当該年度に完了しない場合は未払い金として計上するよう指導した。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 19 年度（直近の年度末退職者）に 2 名分（38,141 千円）の退職給与引当金を取り崩し、未払費用へ振り替えられていることを確認した。

(3) 土地の早期処分について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

公社の保有する土地で長期滞留しているものは、神埼工業団地だけである。神埼工業団地は、本来、工業団地として造成工事されたものであるが、遺跡の発見により一部は国営吉野ヶ里歴史公園（以下、「吉野ヶ里遺跡」という。）として国に引き継がれたが、残地についてはその活用が決定されていない。

公社の事業は神埼工業団地を除き、保有土地の処分が終了する見込みであるため、数年の内に主たる事業が終わってしまい、公社の存続の可否について議論する必要がある。神埼工業団地については、公社が保有しているだけで、除草等の維持管理費が発生している。神埼工業団地の処分について、早期の県の方針決定が待たれるところである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

神埼工業団地の利活用については、開発を依頼した関係本部に利活用の検討をお願いしている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

神埼工業団地は、吉野ヶ里遺跡（22ha）発掘後、残地（27.4ha）が「吉野ヶ里ニュー・テクノパーク」として新たに計画されたが、実現に至らず、最近まで利活用の結論が出ていない状況であった。

当監査時点では、佐賀県がエネルギー政策の全国モデルとなるべく、住宅用太陽光発電の設置率全国一であることに加え、太陽光発電の普及に積極的に取り組んでいることから、メガソーラー（大規模太陽光発電）の設置場所として、「吉野ヶ里ニュー・テクノパーク」跡地を候補地として検討することとなっていた。

平成23年8月時点では、県が公社からの取得・整備事業費34億34百万円の補正予算を組んでいるところであり、一歩進んだ状況ではある。

ただ、当該工業団地の利活用の状況については、議論、検討内容の経緯及び資料を時系列に保管し記録を残しておくことが望ましい。

（なお、平成23年9月県議会で、「吉野ヶ里ニュー・テクノパーク」跡地を県が取得し、メガソーラー用地として活用することが可決され、同年11月18日に県と土地売買仮契約を締結している。

その後、同年12月21日に契約の締結に係る佐賀県議会の議決を経て本契約となり、現在、譲渡手続きを行っているところである。）

(4) 公社の今後の運営について

① 平成18年度の監査結果、監査意見等

公社が存続する限り最低人件費に見合う収益を得られない場合は、人件費相

当分が欠損金として計上され続ける。継続業務の先細り及び工業団地の売却後は、毎期欠損金計上の常態化状況が見込まれ、経営環境はますます厳しくなっており、公社の廃止も視野にいれながら検討されるべきである。市・町も土地開発公社を保有しており、県が公社を保有する必要性は必ずしも無い。しかし、公共事業で多額の資金を要する場合に、市・町の土地開発公社で事業が円滑に行えるか懸念されることもあるが、公共事業が圧縮されている現状では、県の公社の存在意義は薄れている。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

現在、関係本部と土地開発公社のあり方について検討を進めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

住宅供給公社及び道路公社と 3 公社が統合した組織で、事業の縮小に対応した人件費削減を図り、また、事業外収入の確保に努めたことにより、ここ数年の決算では、黒字を計上しており、今後も当面は損失を生じない見込みとなっている。

県における公共事業を取り巻く環境は、前回監査時と比べ、九州新幹線西九州ルートなどの整備に伴う一時的な用地取得業務の増大や行財政改革緊急プログラムによる影響により用地職員が削減されるとともに用地事務に精通した担当者が減少するなど、大きく変化していることから、今後の土地開発公社のあり方については、県全体の公共事業用地の取得体制をも見据え、総合的に検討する必要がある。

(5) 神埼工業団地が県に与える影響について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

神埼工業団地の売却が出来ず全部を県が引き取った場合は、県は既に公社に対し貸付金として資金交付が済んでおり、引取りに伴う新たな財政支出が生ずるわけではない。広大な未利用用地が発生し、新たに何かの施設として利用することとした場合には、その建設資金が必要となる。神埼工業団地を工業団地として完成させるためには 10 数億円の追加的な資金が必要とも見積もられている。工業団地の売却若しくは利用法について更なる検討が重要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

神埼工業団地の利活用については、開発を依頼した関係本部に利活用の検討をお願いしている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

上記、土地の早期処分についての、団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見と重複するため、省略する。

(6) 措置状況の確認以外について

基本財産について【監査意見】

土地開発公社の定款第 18 条は、以下のとおり規定している。

- 「1 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産の額は、3 千万円とする。
- 3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。」

土地開発公社の財産目録を見ても、基本財産に該当する資産はどれなのか特定できなかったが、担当者から流動資産の現金預金の中に含まれるという説明を受けた。定款が求める基本財産管理のあり方は、取り崩すことなく確実に維持されていることが容易に確認できる状態であることと考えるが、現状は 3 千万円以上の資産であればどの資産でもその中に基本財産が含まれているという説明が可能であり、定款第 18 条第 3 項の規定は設ける意味のない規定と言わざるを得ない。

このような状態では「安全かつ確実な方法により管理され、取り崩されていない」とは言えず、基本財産と容易に理解できるように明示していることが必要と考える。

VI 佐賀県道路公社

1. 組織の概要

(1) 目的

佐賀県道路公社（以下、「道路公社」という。）は、佐賀県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 沿革

昭和 49 年	10 月	1 日	公社設立及び出資議案について県議会可決
	12 月	2 日	公社設立登記発足
昭和 50 年	3 月	15 日	二丈浜玉有料道路事業許可
昭和 51 年	2 月	28 日	国見有料道路事業変更許可（県）
昭和 52 年	11 月	30 日	国見有料道路供用開始（県）
昭和 55 年	3 月	26 日	鳥栖筑紫野有料道路、国見有料道路を県より引継許可
昭和 55 年	11 月	17 日	鳥栖筑紫野有料道路事業変更許可（2 期）
昭和 57 年	4 月	1 日	鳥栖筑紫野有料道路供用開始（2 期）
昭和 58 年	4 月	1 日	二丈浜玉有料道路供用開始
昭和 59 年	8 月	24 日	三瀬トンネル有料道路事業許可
昭和 61 年	7 月	24 日	三瀬トンネル有料道路供用開始
昭和 63 年	4 月	28 日	鳥栖筑紫野有料道路事業変更許可（3 期）
平成 2 年	7 月	23 日	厳木多久有料道路事業許可
平成 3 年	4 月	12 日	鳥栖筑紫野有料道路供用開始（3 期）
平成 8 年	4 月	1 日	住宅供給、土地開発、道路公社の事務部門の統合
平成 8 年	7 月	30 日	厳木多久有料道路供用開始
平成 14 年	5 月	28 日	東脊振トンネル有料道路事業許可
平成 16 年	5 月	24 日	三瀬トンネル有料道路事業変更許可（2 期）
平成 18 年	3 月	21 日	東脊振トンネル有料道路供用開始
平成 19 年	5 月	9 日	鳥栖筑紫野有料道路無料開放（県へ引継）
平成 19 年	11 月	30 日	国見有料道路無料開放（県へ引継）
平成 20 年	8 月	12 日	三瀬トンネル有料道路供用開始（2 期）

(3) 組織

住宅供給公社及び土地開発公社との 3 公社統合した組織であり、住宅公社の「(3) 組織」に記載したとおりであるため、ここでは省略する。

(4) 財政状況及び収支状況について

貸 借 対 照 表

(単位：千円)

科 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
資産の部			
流動資産			
預金	1,538,109	1,310,000	1,118,928
未収金	53,200	27,730	30,502
流動資産合計	1,591,308	1,337,730	1,149,430
固定資産			
事業資産			
道路	31,023,002	31,023,002	31,023,002
事業資産 計	31,023,002	31,023,002	31,023,002
有形固定資産			
建物	484,605	486,205	487,387
機械及び装置	91,617	91,617	91,617
車両及び運搬具	19,528	19,528	19,528
工具器具及び備品	40,194	38,503	38,839
固定資産減価償却累計額	△ 193,318	△ 214,243	△ 236,147
有形固定資産 計	442,625	421,610	401,224
固定資産合計	31,465,627	31,444,612	31,424,225
資 産 合 計	33,056,935	32,782,343	32,573,655
負債の部			
流動負債			
未払金	158,875	120,304	78,370
預り金	29,611	13,676	116
流動負債合計	188,485	133,980	78,487
固定負債			
長期借入金			
政府借入金	7,205,343	6,667,289	6,053,641
佐賀県借入金	449,763	449,763	449,763
公営企業金融公庫借入金	135,571	102,562	67,843
市中銀行等借入金	2,985,000	2,570,000	2,349,000
長期借入金 計	10,775,677	9,789,614	8,920,247
退職手当引当金	35,188	36,802	38,427
固定負債合計	10,810,865	9,826,416	8,958,674
特別法上の引当金等			
道路事業損失補てん引当金	1,968,024	2,090,904	2,211,490
償還準備金	10,199,561	10,841,043	11,435,005
特別法上の引当金合計	12,167,585	12,931,947	13,646,495
負 債 合 計	23,166,935	22,892,343	22,683,655
資本金			
出資金			
佐賀県出資金	7,490,000	7,490,000	7,490,000
福岡市出資金	2,400,000	2,400,000	2,400,000
出資金 計	9,890,000	9,890,000	9,890,000
資 本 合 計	9,890,000	9,890,000	9,890,000
負債及び資本合計	33,056,935	32,782,343	32,573,655

損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
業務収入			
道路料金収入	1,297,489	1,290,444	1,266,288
業務雑収入	710	721	682
計	1,298,198	1,291,165	1,266,970
管理業務費			
道路管理業務費	379,025	380,203	415,232
計	379,025	380,203	415,232
事業総利益	919,173	910,962	851,737
一般管理費			
一般管理費	56,482	99,862	101,659
退職手当引当金繰入	1,807	1,615	1,625
計	58,289	101,476	103,284
諸減価償却費			
固定資産減価償却費	23,374	22,890	21,904
計	23,374	22,890	21,904
事業利益	837,510	786,595	726,549
業務外収益			
利息収入	8,808	10,612	6,013
業務負担金収入	12,617	14,820	19,488
雑収入	31,802	235	443
計	53,226	25,666	25,944
業務外費用			
支払利息	35,138	47,710	37,945
雑損	186	189	
計	35,324	47,899	37,945
経常利益	855,412	764,362	714,548
特別法上の引当金等繰入			
道路事業損失補てん引当金繰入損	122,227	122,879	120,586
償還準備金繰入額	733,185	641,483	593,962
計	855,412	764,362	714,548

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 3 公社協定の経費負担割合の変更について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

3 公社の共通部門に従事する役職員の報酬、給与等に係る経費負担の割合を、財務余力等により按分することは妥当な会計処理ではない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

3 公社の共通部門に携わる役職員の給与等の負担割合については、平成 16 年度以降当分の間、それぞれ 3 分の 1 の負担となるよう改めることとした。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

直近の平成 22 年度において、3 公社の共通経費について、それぞれ 3 分の 1 ずつの経費負担としており、指摘どおり改定されている。

(2) 消費税の過少申告について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

東脊振トンネル建設工事に関し、平成 14 年度から平成 15 年度への事業繰越に係る消費税の仕入控除額の計算を誤り、消費税が過少申告となっており、今後留意すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

消費税及び地方消費税の過少申告については、平成 16 年 3 月 16 日に修正申告及び納付を行っており、今後は、税務処理に誤りが無いよう努めることとしている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

②の措置どおり、修正申告書を提出し、納付していることを確認した。

(3) 一般管理費の割掛計算について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

一般管理費割掛については、公社会計事務取扱細則の規定に基づき道路毎に適正に会計処理をすべきであるが、規定に基づいた計算がされていなかった。

また、県としても道路毎の投資額の償還の可能性等に常に留意し、公社の決算報告を受けるに当たり、内容を十分に検討し、必要な指導を行うべきである。

- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
一般管理の割掛については、平成 15 年度の決算において、公社会計事務取扱細則の規定に基づき、適正に修正・整理を行った。平成 16 年度以降の決算処理についても公社会計事務取扱細則に基づき適正に行うこととしている。
県としても、毎年度行われる決算報告を踏まえ、公社に適切な指導を行うこととしている。
- ③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
担当者にヒアリングするとともに、平成 22 年度の財務諸表をレビューし、平成 15 年度に過年度分を一括修正し、以後公社会計事務取扱細則に基づき適正に計上されていることを確認した。
- (4) 東脊振トンネル工事に係る談合情報への対応について
- ① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等
公社は、県の「談合情報対応マニュアル」に沿った事務処理を行っているが、談合情報に対する公社の対応等に疑問がある。
談合情報対応マニュアルは、誓約書に違約金の項目を追加するなどもっと入札談合の排除・防止の効果があがるように改定すべきである。
- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
平成 16 年 8 月に公社独自の「談合情報対応マニュアル」を制定し、違約金並びに賠償金の請求ができる内容の誓約書様式を作成した。
- ③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
平成 16 年 8 月 20 日制定の「佐賀県道路公社談合情報対応マニュアル」を入手し、違約金並びに賠償金の請求ができる内容の誓約書様式も作成されていることを確認した。
- (5) 管理事務所との間の通行券の受け渡し事務について
- ① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等
公社と管理事務所との通行券の請求、受領手続きが通行券の到達日と同日付で提出されていた。通行券の受払いは、管理をより厳格に行うためにも、料金徴収業務処理要領の規定どおりに実行されるべきである。
- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
通行券の受払いについては、指摘の内容を踏まえ、料金徴収業務処理要領の

規定に基づき、適切に行っている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度分につき、東脊振トンネル、三瀬トンネル有料道路を対象に通行券の受払管理を検証した結果、料金徴収業務処理要領の規定に基づき、適切に行われていることを確認した。

(6) 工事発注に係る発注先の選定について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

独立した法人として効率的な有料道路の建設等を目指すべきであるが、土木事務所の発注方式を参考とするのみでは十分ではない。

入札指名業者の選定については、県の選定方法（土木事務所毎）と異なる公社独自の方法を採用し、県内業者で工事発注が出来るのであれば、県下を全域として入札指名業者の選定をすべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

これまでも、工事の内容によっては工事現場が存在する土木事務所に限定せず隣接する土木事務所管内の業者を含めた独自の選定を行っている。今後とも工事案件毎に施行能力等を踏まえて、適切な業者選定となるよう努めることとしている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度の競争入札による業者選定状況をテストベースで抽出し検証した結果、入札参加資格要件は工事内容により佐賀県内の業者にとどまらず公告応募しており、改善されているものと認められた。

(7) 料金徴収業務の委託契約について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

各有料道路とも毎年同一の契約先と単一随意契約がなされているが、公社は委託価格の低減化や業者選定の透明性の確保を目的として、平成 16 年度から指名競争の実施を検討中とのことであり、その実現を望むところである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 16 年度の料金徴収業務委託から指名競争入札による契約方式に改めた。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度の料金徴収業務に係る競争入札による業者選定状況をテストベースで抽出し検証した結果、平成 20 年度より入札参加資格要件は北部九州 3 県の業者とする条件付一般競争入札による公募とされており、改善されているものと認められた。

(8) 道路公社の借入金等償還について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

厳木多久道路については、償還準備金残高不足の解消策である徴収期間の延長や他道路からの借入金による県出資金の返還が仮に出来ない場合、公社による一般有料道路事業とすべきでなかったのではないかという考えもあるが、国直轄事業の場合でも、県は約 1/3 の負担金拠出が必要であり、公社方式においても県は同等の額の拠出が必要であるため、誤りであったとは必ずしも言えないであろう。

国見道路については、県営事業期間中において多額の採算不良道路であり、公社に移管しても容易に黒字転換ができないことは当初から予想できたことであり、公社が県から引継いだ借入金を自路線により返済できないとすれば、他路線の損失補填引当金による内部留保資金の融通を受けることを検討しなければならない。それでもこの借入金を償還できない状況になった場合は、県は何かの対応をしなければならないと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

厳木多久道路については、経営の効率化を図るとともに、料金徴収期間の延長についても検討を行うこととしている。

国見道路については、経営の効率化を図るとともに、借入金の償還の取扱について、平成 19 年度に予定している県への移管までに、公社管理期間中の収支状況等を踏まえて県及び公社で協議を行うこととしている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

国見道路は平成 19 年 11 月 30 日をもって県に移管されたが、県からの借入金 449,763 千円は平成 22 年度末においても残ったままとなっている。

もともと国見道路は、昭和 52 年 11 月 30 日の供用開始時点では県営事業だったものが、昭和 55 年 2 月 22 日付けの協定で昭和 55 年 4 月 1 日から道路公社が引継ぐこととされたものである。この引継に係る県からの借入金 449,763 千円は、この協定書及び後の変更協定書において、「県が一般会計から繰り入れした額」とされ、返還は、県の検討結果を受けて、県と公社で協議するものとされている。

実質的な内容は、引継ぎ前の県営事業期間 3 年間で既に投下された資金であり、外部からの借入金と合わせて県からの借入金として引継がせたものである。結果的に、見合いの道路資産にもこれを含めて計上させている。

しかし、移管前の県営事業期間中に投下された資金は経常的な費用に充てたものであるため、道路資産の取得価額を構成する資本的な支出には該当しない。引継ぎ年度に、それを過年度に遡及して県からの借入金とし、同額を道路資産の取得価額に含めた協定には論理的な無理があった。県はこのような事情を十分考慮する必要があると考える。

(9) 道路公社の余剰資金の繰上償還について

① 平成 15 年度の監査結果、監査意見等

返済可能な余剰資金について外部団体が自主的に繰上償還を申し出ることは、その後資金を要するに至った場合、直ちに県から手当がされるのか不明の点があるため判断が難しい。外部団体の財務内容を熟知している県自らが、繰上償還を具体的に指示すべきであろう。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

公社は、余剰資金が生じた場合は経営状況を踏まえたうえで、県借入金等の繰上償還について、県と協議することとしている。県においても、今後の公社の収支状況を十分に踏まえたうえで、繰上償還の時期や償還額について指導することとしている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

県と協議の上、有利子負債については、繰上償還を実施している。

Ⅶ 財団法人佐賀県国際交流協会

1. 組織の概要

(1) 目的

佐賀県の国際化の推進を図るため、佐賀県の特性を生かし、県民及び県内の各種交流団体等と協力して、県民総参加の国際交流を展開することにより、県民の国際認識と理解を深めるとともに、世界各国との交流を促進し、もって世界に開かれた佐賀づくりに寄与すること。

上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 各種交流団体間の連絡調整に関する事
- ② 国際交流事業に関する情報の収集及び提供に関する事
- ③ 国際理解啓発に関する事
- ④ 海外移住に関する事
- ⑤ 国際交流事業に関する事
- ⑥ 国際協力の推進に関する事
- ⑦ 県内在住留学生の支援に関する事
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

佐賀県が21世紀にさらに飛躍、発展していくためには、国際化の流れに対応できる地域づくりを進めていくことが重要となった。佐賀県は、平成元年9月に「佐賀県国際交流推進大綱」を策定し、地域レベルの国際交流を推進してきた。

このような県の施策をうけて、財団法人佐賀県国際交流協会（以下、「協会」という。）本協会は、平成2年2月7日に設立された。

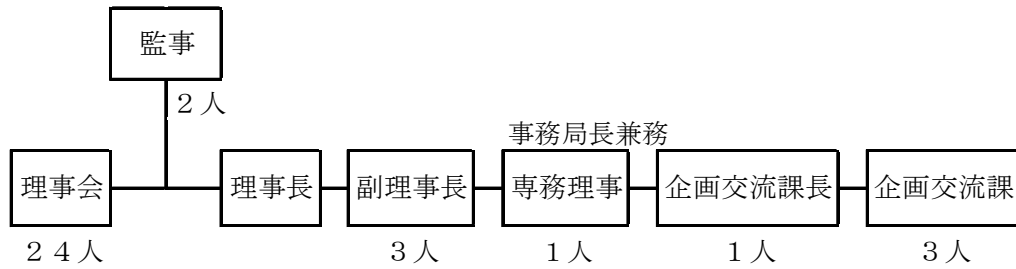
設立当初は県・市町村・民間団体からの出捐金（基本財産）の果実収入により事業を行っていたが、金利の低下により、その後は佐賀県からの補助金を受け事業を継続してきた。平成20年度からは県の補助金が凍結されたことに伴い、基本財産を取崩しながら事業を実施している。

ここ5年間の基本財産の推移は、以下のとおり。

（単位：千円）

年度	金額
平成18年度末	411,480
平成19年度末	411,480
平成20年度末	391,728
平成21年度末	371,962
平成22年度末	352,001

(3) 組織



常勤職員 5 名

専務理事は佐賀県農林水産商工本部副本部長
であり、県から派遣

(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(千円未満四捨五入)

科目	平成20年度 千円	平成21年度 千円	平成22年度 千円
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	8,868	6,985	6,203
未収会費		2	10
未収金		0	28
流動資産合計	8,868	6,987	6,241
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	391,025	371,859	351,898
定期預金	703	103	103
基本財産合計	391,728	371,963	352,001
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	140	220	240
特定資産合計	140	220	240
(3) その他固定資産			
什器備品	79	451	221
その他固定資産合計	79	451	221
固定資産合計	391,947	372,634	352,462
資産合計	400,815	379,621	358,703
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	600	485	408
前受金	2	14	0
預り金	156	212	193
流動負債合計	757	710	601
2 固定負債			
退職給付引当金	140	220	240
固定負債合計	140	220	240
負債合計	897	930	841
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄附金	391,728	371,963	352,001
指定正味財産合計	391,728	371,963	352,001
(うち基本財産への充当額)	(391,728)	(371,963)	(352,001)
2 一般正味財産	8,190	6,728	5,861
正味財産合計	399,918	378,691	357,862
負債及び正味財産合計	400,815	379,621	358,703

収支計算書

(千円未満四捨五入)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
1 基本財産運用収入	4,285	4,651	4,585
2 賛助会費収入	683	814	741
3 受託事業収入	5,073	2,628	116
4 補助金等収入	7,905	75	
5 寄付金収入	1	0	0
6 基本財収入	0	0	0
7 雑収入	1,024	520	540
8 基本財産取崩収入	20,000	20,000	20,000
9 特定資産取崩収入			60
当期収入合計 (A)	38,971	28,688	26,042
前期繰越収支差額	4,393	8,111	6,277
収入合計(B)	43,364	36,800	32,319
1 管理費	22,240	18,925	18,594
(1) 人件費	20,754	17,401	17,561
(2) 事務費	1,486	1,525	1,034
2 事業費	7,880	8,232	7,889
(1) 国際理解啓発事業費	3,863	3,848	4,195
(2) 国際交流協力促進事業費	1,675	1,373	1,567
(3) 多文化共生推進事業費	2,341	3,011	2,127
3 受託事業費	5,073	2,628	116
4 基本財産取得支出	0	49	0
5 特定資産取得支出	60	80	80
6 固定資産取得支出	0	608	0
当期支出合計 (C)	35,253	30,523	26,679
当期収支差額 (A)-(C)	3,718	△ 1,834	△ 637
次期繰越収支差額	8,111	6,277	5,640

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 退職給与引当金について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

退職給与引当金は、「退職引当要綱」にしたがって計上されておらず、30 千円の過大計上となっている。個人別の管理表を作成して、毎期末残高の確認を行う必要がある。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

個人別の内訳管理表を作成し、より適正な残高管理に努めることとした。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

退職給与引当金の個人別管理表を入手して、「退職引当要綱」に照らして検討した。その結果、退職給与引当金は個人別に管理用を作成して、当該要綱にしたがって、適切に計上されているため、平成 18 年度の監査にて指摘した事項は改善されている。

(2) 事業内容について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

本協会の事業が継続して行われているにも拘らず、県民のどれほどが本協会の活動内容を知っているのか疑問である。限られた予算の中で総花的に事業を行うのではなく、メリハリの利いた企画を実施し、まず本協会の存在や活動内容等を広く知らしめるべきであると考え。既に開催されている 1 日だけの行事では、参加人員から見てもその効果が十分に発揮されているのか解らないものもある。限られた予算の中で行なうためにも、もう一工夫ほしいと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

広報については、今後とも報道機関等に事業を取り上げてもらうように努力を行っていきたい。事業展開については、限られた予算の中で、県の国際交流・協力の中核組織としての位置づけから広範な分野に目配せした事業を行わなければならないため、メリハリがついた内容で行なうことが難しい状況であるが、県民に本協会の存在や活動内容を広く知らしめるために草の根的な広報活動を実施している。具体的には国際理解講座事業により小中学校、公民館、各種団体などに外国人講師を派遣し、国際理解の啓発と共に協会の存在や活動を周知している。また、平成 20 年度より賛助会員広報事業を開始し、より直接的な協会の広報や収入確保に努めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

広報について、特に当協会のメインイベントとも言える「佐賀国際ふれあいフェスタ 2011SAGA INTERNATIONAL FESTIVAL」について報道機関等に取り上げてもらうなど、努力している。また、事業展開について、国際理解講座事業等の草の根的な活動を実施し、国際理解の啓発と共に協会の存在や活動を周知させる努力をしていることは評価できる。

ただし、平成 18 年度の報告書で提言しているメリハリの利いた企画や一定期間を通した各種交流団体と協力した連続した企画に対しては、県の国際交流・協力の中核組織としての位置づけが強調されて、実施することが難しいとされている。

国際交流・協力の中核組織として、広範な分野に目配せした事業を行わなければならない点は理解できるが、だからといって、メリハリのついた・一定期間の企画が実施できないというのは理解に苦しむ。県内の他の国際交流団体や学校などを巻き込んで、限られた予算しかなければ、他の交流団体と協力して県内企業から寄附を集める等して、メリハリの利いた企画、一定期間の連続した企画を実施して、県民総参加の国際交流を展開することは可能であると考えられる。もって、世界に開かれた佐賀づくりに寄与されることを期待する。

(イ) 賛助会員広報事業について【監査意見】

国際交流協会（以下「協会」と言う。）の平成 22 年度の団体賛助会員は 35 団体であった。平成 23 年度にはあらたに 5 団体が入会したものの、11 団体が退会したため結局 6 団体の純減となっている。この結果は、協会の賛助会員募集活動不足が原因であると考えられる。

今回の外部監査に際して、協会から平成 20 年度から賛助会員広報事業を開始し、より直接的な広報や収入確保に努めている、という説明を受けたが、ホームページや会報に掲載する方法に限られているように見受ける。賛助会員の期間が終了した場合、直接面会して更新のお願いするのではなく、次回の会報に継続のお願いの案内をするのみであるため、賛助会員の歩留まりは協会が期待するほど高くない。これは、協会の待ちの姿勢に原因があると思われる。

非営利組織は、賛助会員の会費を増やすことにより財源を確保し、その活動範囲を拡大、活発化するのが自然な形であり、通常は、積極的な新規賛助会員の募集を行い、既存の賛助会員に対しては通常翌年度も熱心に会費納入のお願いをするものであるが、協会では待ちの募集活動しかされていない。通り一遍の事務的なお願いだけを行って賛助会員の善意を期待しても、現実的には協会が考えるほど熱意が伝わらない。現下の厳しい経済状況のもとで、非営利組織

に対する寄附や賛助会費の支出を決断させるのは、事業の高い公益性の説明と役員・職員の熱意の伝え方の二つと言える。協会は特に後者に力を入れる必要があると考える。

(ウ) 賛助会費の会計処理について【監査意見】

現状、賛助会費を収受した際に振込手数料などを控除した金額を収入に計上されている。

収支の状況をより適切に表すため、また賛助会員ごとの会費の積み上げと一致させるため、賛助会費と手数料は両建て計上（賛助会費は正規金額で収入計上し、手数料は別途支出計上する）すべきである。

(3) 個別事業について

イ、国際理解啓発活動について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

一番大きな事業として「さが国際交流・協力フェスタ」がある。もう少し日数をかけるなり、各々の団体が開催時間をずらして行うこと等が出来れば、さらに参加しやすいものになるのではないだろうか。来場者に、開催時期、開催場所、開催時間等のアンケートをとるなどして少しでも来場者を増やし、よりよい国際交流ができるよう何らかの方策を考えて欲しい。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

フェスタの開催場所や期間については会場の関係から、平成 18 年度と変わらずアバンセで 1 日開催となっているが、実施内容については毎年検討を行い来場者の増加や、よりよい国際交流に努めている。平成 23 年度は佐賀県と韓国全羅南道と友好交流協定締結記念として全羅南道フェアを実施し来場者の大幅増加へ繋がった。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

上記のように、平成 23 年度は 5,232 人と例年の約 2 倍の人が来場し、参加団体も 43 団体と多く、平成 18 年度当時と比較すると、よりよい国際交流ができたと言える。

ただし、平成 23 年度は、特別企画（全羅南道フェア）の委託事業を県から受託したため、事業費の規模は例年の 3 倍超となっている。

平成 23 年度で、ある程度お金をかければ充実した国際交流イベントとなることがはっきりしたわけで、既述のとおり、今後は賛助会費、地元企業からの寄付を集めること等が重要になってくる。

ロ、国際交流・協力促進事業について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

外国人青年と日本人青年との交流推進事業として平成 17 年度は、さが国際ユースフォーラム in 波戸岬やスポーツ交流を行っている。本協会は、国際交流の場を作る火種をたくさん作り出すことに徹し国際交流の場を数多く準備すべきと考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

交流の分野については、県民主体の活動を支援する趣旨から、協会直に行う交流事業は行っておらず、交流活動を支援するためのサポートとして例えば、助成金の支給、名義後援、ボランティアの紹介などを行っている。なお、本協会全体の予算が限られており、助成金の予算についても容易に拡大できるような現状ではないため、佐賀県作成の「助成金活用のガイドライン」や市町独自の助成金や他団体・期間の助成金についての情報も積極的に周知するように努めている。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

交流の分野については、助成などサポートすることに徹しており、平成 18 年度報告書の意見が反映されている。今後も国際交流の場をより多く作り出す活動が行われることを期待する。

ハ、基本財産の運用について

① 平成 18 年度の監査結果、監査意見等

県からの受託事業を除けば、本協会の運営費は管理費 19 百万円、事業費 15 百万円である。基本財産運用収入は、管理費の約 1/6 にも満たない。少しでも努力して本協会の運用資金を確保すべきだと考える。県からの補助金の増額は財政的に困難であれば、本協会自身が収入を確保する方法を探すことも重要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

基本財産の運用収入を金額面で比較すると平成 18 年度 298 万円→平成 22 年度 458 万円、管理費の約 11%→約 24%と数値的には向上している。しかし運用資金の確保には程遠く、平成 20 年度からは県からの補助金が中止されているため、基本財産を取り崩して運用資金に充てている状況である。今後も低金利は続くと思われ、自主財源を確保するため、機関紙への広告の掲載や、各種研修会での受講料収入の増、賛助会員の増加等にこれまで以上に努めていきたい。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

既述のとおり、本協会の収入確保への活動は、まだ不足しているため、今後の活動に期待する。

Ⅷ 財団法人佐賀県緑化流通センター

1. 組織の概要

(1) 目的

緑化樹等の円滑な流通及び環境緑化の普及と啓発を図り、もって社会地域の緑化推進に寄与することを目的とする。

上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

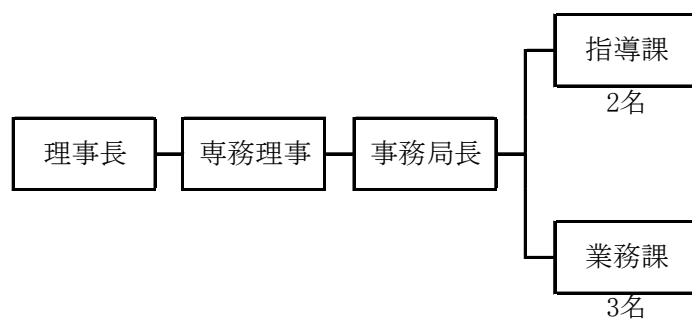
- ① 緑化木等の円滑な流通及び交換見本市の開催に関すること。
- ② 環境緑化の推進及び普及のための広報活動に関すること。
- ③ 環境緑化の設計指導に関すること。
- ④ 緑化木等の展示並びに環境緑化樹苗の生産及び出荷の指導に関すること。
- ⑤ 佐賀県緑化センター管理業務の受託に関すること。
- ⑥ その他、この法人の目的達成に必要な事業。調査研究

(2) 沿革

昭和	48年 6月	佐賀県環境緑化対策協議会の要望を受け構想検討に入る
	9月	緑化センター建設の具体案を作成し9月定例議会に予算要求
	12月	土地開発基金により建設用地購入
50年	2月	国において都道府県緑化推進施設整備事業の予算成立
	4月	佐賀県が事業指定県に採択される。
	10月	緑化推進施設整備事業計画書を国に提出、承認される 第1期土地造成事業着工
	51年 2月	第1期建設事業着工
51年	4月	第2期工事費及び財団法人佐賀県緑化流通センター（以下、「緑化流通センター」という。）寄附の予算化、第2期土地造成事業着工
	6月	第2期建設事業着工
	10月	佐賀県緑化センター条例公布
	12月	財団法人佐賀県緑化流通センター設立申請、設立許可
52年	1月	佐賀県緑化流通センター開所式、第1回植木交換見本市開催
62年	10月	創立10周年記念式典
平成	元年 7月	佐賀県緑化センター管理業務を財団法人佐賀県緑化流通センター委託
	8年 11月	創立20周年記念式典
	16年 12月	財団法人佐賀県緑化流通センター寄付行為一部改正 役員・監事総数変更（減員）

- 18年 4月 佐賀県指定管理者制度受託（平成21年3月31日まで）
21年 4月 佐賀県指定管理者制度受託（平成24年3月31日まで）
22年 7月 臨時理事会において、新公益法人制度改革について「一般財団法人」に移行決定
平成24年9月移行申請予定
23年 8月 第62回理事会において
佐賀県緑化センターのあり方について協議

(3) 組織



(4) 財政状況及び収支状況について

貸借対照表

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現預金	17,760	16,230	14,668
受取手形	2,727	0	350
交換見本市未収金	378	571	143
幹旋品未収金	18,994	18,355	11,663
商品	1,087	1,028	893
前払費用	1,373	1,373	1,373
立替金	0	0	4
未収金	4,896	385	392
流動資産合計	47,215	37,941	29,484
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	20,000	20,000	20,000
基本財産合計	20,000	20,000	20,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	0	5,142	9,432
特定資産合計	0	5,142	9,432
(3) その他固定資産			
車両運搬具	656	656	656
車両運搬具減価償却累計額	△ 273	△ 656	△ 656
電話加入権	95	95	95
その他固定資産合計	478	95	95
固定資産合計	20,478	25,236	29,526
資産合計	67,692	63,178	59,011
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	63	61	74
幹旋未払金	9,043	8,856	14,604
前受金	0	2,347	1,665
仮受金	661	667	920
未払法人税等	81	81	81
未払消費税等	484	634	295
流動負債合計	10,332	12,647	17,638
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,800	5,142	9,432
固定負債合計	1,800	5,142	9,432
負債合計	12,132	17,788	27,070
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	20,000	20,000	20,000
2. 一般正味財産	35,561	25,389	11,940
正味財産合計	55,561	45,389	31,940
負債及び正味財産合計	67,692	63,178	59,011

収支計算書

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I 収入の部			
基本財産運用収入	88	60	26
委託事業収入	8,167	12,966	11,118
事業収入	124,149	118,145	88,314
雑収入	164	416	221
収入合計	132,567	131,587	99,679
II 支出の部			
基本財産運用支出	60	76	0
委託事業費	7,927	11,544	
事業原価	102,944	96,277	
事業費	2,043	1,343	113,090
管理費	24,050	30,090	38
法人税・住民税及び消費税	81	81	
当期支出	137,104	139,411	113,128
当期収支差額	△ 4,538	△ 7,824	△ 13,449

平成22年度から公益法人会計基準の平成20年改正基準を採用するのを機に、支出は、事業費と管理費に集約している。

2. 結果又は意見に対する措置状況及び現状の検証結果

(1) 決算書類について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

公益事業に関する収支決算書及び財産目録の記載内容が適正でない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 13 年度決算から、公益法人会計基準に準じて貸借対照表を作成し、収支決算書及び財産目録並びに、正味財産増減計算書を作成している。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 13 年度決算から、公益法人会計基準に準じて貸借対照表を作成し、収支決算書及び財産目録並びに正味財産増減計算書を作成されていることを確認した。

ただし、平成 22 年度から公益法人会計基準の平成 20 年改正基準を採用してが、それ以前は 16 年改正基準によっていた。

したがって、平成 21 年度まで収支計算書は平成 16 年改正基準に付随する「公益法人の内部管理事項」によって作成するべきであったが、名称、形式は収支計算書としつつも、実質的な内容は平成 20 年改正基準における正味財産増減計算書と同一の内容であるため、末尾の数値は貸借対照表の正味財産額と一致しなければならないはずである。しかし、それが一致していなかった。その原因は、正味財産の中に企業会計にあるような利益積立金を積み立てていたためということであったが、公益法人ではあり得ない考え方であり、認められない会計処理方法であった。しかし、平成 22 年度以降は準拠する会計基準を平成 20 年改正基準に変更しており、この問題はその時点で解消しており、現状問題があるわけではない。

(2) 資産の総額の登記について

① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等

民法第 46 条にしたがった「資産の総額」の変更登記はなされているが、正確な貸借対照表が作成されていないため、正しい「資産総額」となっていない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

平成 13 年度決算（平成 14 年度 6 月 30 日）から適正な貸借対照表を作成し、正しい「資産総額」により登記している。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

適正な貸借対照表を作成し、正しい「資産総額」により登記されていることを確認した。

(3) 業務取扱要領上で規定する書類の未提出について

- ① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等
交換見本市の買受人登録申請書及び委託販売申込書が提出されていなかった。
- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
買受人登録申請書と、委託販売申込書は平成 14 年 9 月 13 日から適正に提出させている。
- ③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見
平成 22 年度の買受人登録申請書綴りをレビューし、買受人登録申請書が適正に提出されていることを確かめた。

(4) 旅費支給規程の運用について

- ① 平成 13 年度の監査結果、監査意見等
旅費の支給のほとんどが緑化流通センター旅費規程基準額ではなく、実費精算されていた。
当該規定の条項整備が望まれる。
- ② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等
佐賀県緑化流通センター旅費支給規程を、平成 14 年 7 月 8 日付けで改訂し、適正に運用している。
- ① 監査結果及び意見
平成 14 年 7 月 8 日付けで改訂された旅費支給規程をレビューし、旅費は実費支給とする旨の記載を確認した。

(5) 平成 19 年度緑の県土づくり事業（白石地区）植栽用について

- ① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等
同事業は少額随意契約として、3 社の見積もり合わせの結果、緑化流通センターに決定されている。緑化流通センターが一番低い価格での提示であったが、県の購入同での経費額と同額での決定となっている。県は緑化流通センターに問い合わせで予算額を決定したとのことであり、また、苗木の単価は公表されているとのことである。予算設計は県自身で実施するか、それが困難であれば見積もり

参加予定以外の業者へ問い合わせを行うなどの措置が必要と考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

樹木の県購入予定額については、「建設物価版」、「積算資料」等の資料の活用や、複数（2者）の見積りにより予算設計を実施する。また、購入決定の見積りについては、多種類の見積りを必要とすることから、見積れる者が限られているので、参加者を3者以上で実施する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

森林整備課主査に質問し、樹木の購入予定額について、「建設物価版」、「積算資料」等の資料を活用して予算設計がされていることを確かめた。

県土づくり事業での発注工事は、土木工事も含めた植栽工事であり、平成19年度までは、土木工事と苗木を別々に発注していたが、平成20年度から苗木も含めた植栽工事一式として発注することになったため、緑化流通センターは受注者という立場ではなく、予算設計のサポートを行う立場になっている。

(6) 指定管理制度導入当たりの業務分離について

① 平成20年度の監査結果、監査意見等

平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、センターの施設管理業務と普及啓発業務の分離が行われ、センターの施設管理業務のみが指定管理者制度の対象とされているが、この分離の結果、むしろセンター以外の民間事業者等の参入は困難になっている。

すなわち、センターの施設管理のみを指定管理料4,600千円（平成18年度～平成20年度）で賄うのは難しく、センターは緑化普及啓発業務（平成19年度6,374千円（単一随契））という他の業務が約束されているからこそ、センターの指定管理者として運営できていると言えるのである。事実、指定管理者制度導入前は「緑化普及啓発業務委託」は管理委託業務内で実施されており一体のものであった。

施設管理業務と普及啓発業務は、指定管理者制度内では施設管理に関する権限のみ認められているという理由により分離されているが、普及啓発業務はセンターで実施すべき事業であり、施設管理業務と一体として行わせることによって効率的に実施でき、かつ住民サービスの向上を図ることができる事業と言える。すなわち、施設管理業務と普及啓発業務は分離せずに一体として指定管理者の募集を行うべきで、それにより、民間からの参入も期待できるものと考ええる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

緑化普及啓発業務は、緑化活動に対する普及指導を実施するものであり、佐賀県緑化センターのみならず、県内各地において指導等を実施しているところである。

また、本業務の契約の相手方は、緑化の普及と啓発を図り、地域社会の緑化推進を目的に設立された県内唯一の団体である、緑化流通センターを選定したところである。今回の報告を受け、当該事業が施設の管理運営に付随する事業に該当するのか所管課とも相談するなどし、指定管理者制度に含めて募集を行うべきか検討する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

センターの施設管理業務と普及啓発業務を一体として指定管理者の募集を行うことが検討されたが、普及啓発業務を県内で実施できるのは、緑化流通センターのみであるとの理由で、指定管理者制度の第2期間目（平成21年4月1日～平成24年3月31日）もセンターの施設管理業務だけを指定管理者の対象として募集が行われている。ただし、応募したのは緑化流通センターのみである。

なお、現在この施設のあり方の検討が行われおり、指定管理者の公募も行われていない。平成24年4月1日～平成25年3月31日については、公募を実施せず、暫定的に緑化流通センターが管理することになっている。

(7) アンケートについて

① 平成20年度の監査結果、監査意見等

イベントに対するアンケートは平成20年度から、また、センターの施設についてのアンケートは平成20年度以前から行われているが、その結果についての集計・分類及び評価はなされていない。アンケート結果は、実際には検討されて改善に結び付けられていると考えられるものの、定期的集計・分類、評価することが望まれる。これにより、組織的・効率的な改善につながり、住民サービスの向上に資すると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

アンケート結果について、定期的集計・分類、評価をするように指導するとともに、森林整備課においても確認する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

緑化流通センター事務局長に質問するとともに、アンケート用紙、アンケート結果の集計・分類・評価資料をレビューした結果、アンケート結果は、適切

に集計・分類され、それに対する評価・対策のコメントがあることを確認した。
なお、アンケート用紙は答えやすいように改訂されている。

(8) 滞留債権について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

平成 19 年度の決算書綴りと直近の売掛金残高表をレビューした結果、長期滞留している債権が見受けられた。いずれも造園業者か元造園業者に対するものであり、少額ずつは回収されているものの、回収には相当期間がかかると考えられる。県としては、今後も引き続き督促を行っていくとのことであるが、これらの業者の動向には留意し、必要に応じて個別に貸倒引当金を計上する必要がある。また、与信管理の徹底も望まれる。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

貸倒引当金の計上などについては、理事等関係者の意見を踏まえ適切に対処したい。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

緑化流通センター業務課長に質問するとともに、決算書等をレビューした結果、理事会の承認を得た上で、平成 22 年度と平成 23 年度に貸倒処理（合計 7,855 千円）されていることを確認した。なお、これら以外の滞留債権は、少額であり、回収可能と判断されている。

(9) 備品の管理について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

指定管理者制度に基づく「平成 19 年度佐賀県緑化センターの管理運営に関する年度協定書」によれば、センターで利用する備品については、備品一覧表を基に管理するよう指示しているが、その一覧表と県が作成保管している「備品台帳」（帳票名称がないため仮名）と一致していないものが散見され、整合性がない。

備品は毎年、点検しているとの事であるが、「備品台帳」自体、管理台帳としての機能を果たせるべき様式になっていないため、台帳自体の信憑性が疑わしく、正確に点検しているのか不明である。現品との照合では、いつ誰が何を照合し、その結果がどうであったのか判明できるよう、その照合チェック資料を残しておくべきであり、そのチェック表に基づいて、第三者がみても判明できる管理表を作成して、每期、定期的に更新すべきである。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

県の管理台帳と現物との確認作業を実施した。今後も毎年確認作業を行い、管理台帳の更新を実施する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 備品一覧表と現物照合の頻度について

措置状況は、上記のとおりであり、県作成の備品一覧表（県が保管している資産台帳を基に、指定管理委託契約書添付用で作成されたもの）と現物との確認作業を毎年実施しているとのことであるが、いつ、誰が実施して、その結果がどうであったか等の記録は残っていない。また、何も記録がないため、一定の時期に毎年定期的には実施されているとも言えない状況であった。

備品として一覧表に記載されている総数は、平成 20 年度に監査した時点では 18 点であったが、指定管理者として管理委託された平成 21 年度の一覧表では 7 点と少なくなっている。資産管理件数としては非常に少ないうえ、物として判別し易い備品であるため、毎期の実施は必要がないとも考えられるが、今回の監査で現物照合を実施した限り、一覧表と現物との照合に不具合が発生している。

増減がない場合でも、不良品あるいは陳腐化して使用不可となったりする場合があります。管理資産内容を締める為にも、原則として毎期、年度末に現物との照合を行うのが望ましいと考えられるが、頻繁に変動が生じない備品の現物照合については、必ずしも年度末にしなければならない理由はないので、1 年度内の一定時期、例えば固定資産税（償却資産税）の賦課期日である 1 月 1 日の直前に当たる前年の 12 月下旬に実施する等、工夫して実施すべきである。

(イ) 備品一覧表と現物照合の相違について

上述のとおり、監査時点の件数は 7 点であったが、現物との照合を実施した結果、下記のとおり、それぞれ不備事項が散見された。

○ 備品一覧

(H22. 佐賀県緑化センター備品一覧表より抜粋)

分類番号			品名	規格等	数量	年月日	監査結果
大	中	小					
1	8	1	応接セット	応接 4 点セット S52. 2. 10 購入	2	S56. 4. 1	※ 1
4	14	4	辞典	朝日百科、世界の植物 S55. 9. 16 購入	1	S56. 4. 1	※ 2
11	47	2	PH メーター	富士平 FX-2 携帯用ガウ	1	S56. 4. 1	※ 3

				ス電極 PH 計 S56. 3. 23 購入			
27	116	38	看板	緑化センター案内板 S52. 1. 21 購入	1	S56. 4. 1	※ 4
24	109	43	除細動器	AED（収納ボックスを含む） S18. 9. 8 購入	1	H18. 9. 8	※ 5
5	17	23	さかの樹生産 履歴管理システム	富士通製（パソコン、プリンタなど）	1	H19. 4. 1	※ 6
27	116	38	佐賀県緑化センター案内看板	1, 500×900(mm)	1	H19. 4. 1	※ 7

上記一覧表に基づき、現物照合した結果は以下のとおりである。

※ 1 応接セット

① 数量 2 について

4 点セットの一つは、事務室で現在使用され、備品管理シートも貼付されていたが、もう一セットについては、どう見ても使用できない姿のまま倉庫等空きスペースに保管してあった。

十分に現物照合しているのであれば、使用不可のものについては、その旨の報告をして、備品一覧表及び管理台帳から削除し、現物も廃棄処理すべきである。と同時に、台帳及び備品一覧表も数量“1”に改訂すべきである。

② 年月日の意味について

備品管理シートに記載してある日付は S56. 4. 1 となっているが、実際の購入日である S52. 2. 10 を記載すべきである。

備品一覧表にある「年月日」は、「台帳に記入した日」ではないかとのことであるが、その日付に備品管理上の意味はないため、取得日又は購入日（厳密には使用することとなった日）を記入すべきであると考えるが、いずれにしても「年月日」は何を意味する日時か、明確に規定しておく必要がある。

また、規格等には、現物と照合し易いように、使用している場所（1 階事務室）等を記載すべきである。

※ 2 辞典

① 品名・規格等について

備品一覧表に従って現物照合を実施したが、冊数が全部揃っているかがすぐに判明できない状況であった。

品名は「辞典」よりも、現物がすぐ判明しやすい「朝日百科 世界の植物」（本のタイトル名）等とし、規格等には「朝日百科 世界の植物」に替えて、「全12巻及び別冊」等とした方が、保管すべき冊数もわかり、照合しやすいものと考ええる。

② 年月日について

備品一覧表での「年月日」は、S56.4.1とあるが、備品管理シートに記載してある日付は実際の購入日であるS55.9.16となっており、※1応接セットの日付の記載の仕方と異なっている。

備品一覧表の「年月日」を“取得年月日”と改めて、購入日であるS55.9.16と記載し、備品一覧表の日付と備品管理シートの日付を一致させるべきと考ええる。

※3 PHメーター

① 陳腐化品について

PHメーターは、箱に保管されてはいたが、実際には使用できない状況であった。物としてはS56.3.23購入で30年程経っており、パーツを取り換えれば使用可能であっても、そのパーツが販売されていないとの事であり、実際にもう使用不可の陳腐化品と言える。

十分に現物照合しているのであれば、その旨の報告をして、備品一覧表及び管理台帳から削除し、現物も廃棄処理すべきである。

② 年月日の意味について

備品一覧表にある「年月日」は、S56.4.1となっているが、本来購入日であるS56.3.23を記載すべきである。

※4 看板、及び ※7 佐賀県緑化センター案内看板

① 品名・規格等について

備品一覧表に従って現物照合を実施したが、※4「看板」と※7の「佐賀県緑化センター案内看板」の区別がすぐにはできない状況であった。

担当者が替われば、備品一覧表の表示だけではどちらの現物か判別できないため、品名は※4「看板」の場合、例えば「鉄製入口案内看板」等とし、規格等には案内板の内容を記載し、写真を備品一覧表に添付しておく等、誰が見ても判別しやすくした方が、照合しやすいものと考ええる。

② 備品管理シートの貼付なし

備品管理シートは、外に設置してある看板には貼付しにくいとも考えられるが、看板の裏に貼付して風雨に晒されても剥がれないような工夫をすれば、原則、貼付することが望まれる。

※ 5 除細動器

① 備品管理シートの添付なし

いわゆる AED であり、玄関口の壁に設置されてあったが、これは県が一括して購入し、設置場所についても一括管理されているとのことであったが、備品として管理委託されている場合は、受託されている側も管理すべく、他の備品と同様、備品管理シートを貼付すべきである。

※ 6 さがの樹生産履歴管理システム

① 備品管理シートの貼付なし

この備品は、富士通製のパソコン本体とプリンター及びパソコンに内蔵された管理システムのソフトを一式購入したものであるが、どこにも備品管理シートは貼付されていなかった。

管理システムソフトにはシールの貼付はできないが、パソコン及びプリンターについては、他の備品と同様、備品管理シートを貼付すべきである。

② 「規格等」の内容記載について

当該品名についての「規格等」の内容については「富士通製（パソコン、プリンターなど）」と記載されているが、“など”という曖昧な記載は何を含んでいるのか誤解を招きやすいため使用すべきではなく、“さがの樹生産履歴管理システムソフト”等記載するか、別紙明細を添付して、規格等の内容は明記しておくべきである。

なお、森林整備課保管の「備品出納・管理簿」にも「品名」のみの記載だけで、「規格等」の記載がない。記載スペースがない場合は、備考欄に記載するか、別紙明細を添付する等、明確な内容にしておくことが望まれる。

(ウ) 現物照合方法の不備について

数少ない備品一覧表と現物の照合は、実施要領としての文書はなく、備品一覧表を基に財団担当者に任せているとの事であったが、実際は上記のとおり、不備な点が多々散見されている。

その原因として、備品一覧表と現物との照合についての指示も十分でなく、実施する方も、どういうチェックをしているのか曖昧なまま、一覧表と現物の有無を漫然と確認していることが考えられる。

財団としては、本来、県の財産を預かって使用せんがため、紛失・損壊・不良となっていないか等の点検が必要であるがゆえに、資産管理を行わなければならない。県としても、県保有の財産を預けるがゆえに、契約書上でも管理委

託を行っており、資産の状況は明確に把握しておくべきである。

委託者、受託者双方とも、備品管理についての実施方法が認識不足と考えられるため、以後、現物照合を実施する際には、事前に、実施時期、実施時間、実施方法、実施場所単位の実施者及び立会者等についての実施要領を作成し、実施者に実施方法を十分伝えて、効率的かつ効果的に行うことが必要である。

また、実施後も、その結果を次回に反映させるために、実施した原始資料はすべて保管し、第三者に理解できるような結果記録を残しておくべきである。

(10) 指定管理者に対する県の指導監督について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

緑化流通センターにおいて自己評価という観点では、利用者へのアンケートを行っており、アンケート結果で目についた改善要望点・今後の課題等を、いくつか箇条書きした資料が作成されているが平成 18 年度と 19 年度分を比較してみると、そこに記載されている項目や内容は、改善されているものもあるものの、記載内容はあまり変わらない状況であった。折角アンケートを行っているのに、その結果に対しての集計や分析は不十分であり、アンケート結果が十分には活かされていない状況であった。また、アンケートを通じて把握された問題点への対処としても、前年度において問題点として把握しながら、予算の関係上やその他の理由等により対応できないものなどがそのまま翌年度も記載されている。もう少し踏み込んだ評価分析を行う必要があり、県もそのような指導を行うべきと考える。様々な問題点については、対応することが事実上できないものや、対応に長期間の時間を要するもの、多額の予算を要するものなど様々な要因が存在するわけで、十分な分析・調査・検証等を行い、その後の改善方向性等を明確にし、緑化流通センターのほうで対応整備するもの、県で対応整備するものなどを明確に区分し、個々の問題点に適切に対応していく必要がある。

また、県の指導監督という観点からは、管理者が提出した実績報告書の検証や、管理状況の管理施設での検証という点について、もちろん実施されているものの、随時に実施されていたり、検証した際の記録が残されていないという状況であった。指定管理者への指導監督を有効に確実に実施していくためには、ある程度制度的に検証確認作業を行うべきであると考え、その際におこなった履歴や問題としての発見事項などがあれば記録として明確に残し、その後の指導監督に役立てていくような仕組みをつくる必要があると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

自己評価の対応であるが、樹木園については、樹名板の整備を行った。また、

さかの樹の見本園は平成 21 年度に設置する計画である。緑化センターの場所がわかりづらいとの意見に対しては、ホームページに地図を掲載した。施設・建物、駐車場については、県が行うべきことであるが、予算が厳しいため整備は困難である。指定管理者への指導監督については、有意義なものとなるように方法について検討したい。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

樹木園の樹名板の整備、ホームページへの地図の掲載、さかの樹の見本園について、ヒアリング、現場視察等により改善状況・予定を確認した。

改善・要望に対する対応について、緑化流通センター業務課長に対しヒアリングするとともに、委託業務評価表・佐賀県緑化センター指定管理自己評価をレビューした結果、対応方針等は明確化され、改善されている。

県の指導監督についての、制度的検証作業、履歴・発見事項の記録等今後の指導監督に役立てていくような仕組みづくりについては、平成 22 年度には 2 度の実地調査が行われており、その結果が実地調査票にまとめられていることを確認した。

(11) 指定管理者で生じた費用の実態の把握について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

緑化流通センター側では、厳しい財源のなかでこれに対応していくためにやりくりを強いられているが、実情では 指定管理業務に要する費用がその収入を上回っている状況である。このような状況のなか、実績報告書では収入金額と支出金額がちょうど一致したようになっており、これは実情を表したものとはなっていない。県が示した上限金額は指定業務内容に関して明確な根拠を持って算定されているものではあるが、実際にその金額で納まらないということは、指定管理者側の業務効率が悪かったのか、県での積算に考慮不足等の問題があったのか、あるいは業務仕様書以上の業務を指定管理者が行っているのか、それとも業務仕様書以上の業務を行うよう県が要求しているのか、そのあたりを明確にするためにも実績報告書は実際要した費用の全てが記載されるようにすべきであると考ええる。

さらにその上で、なぜそのようなことになったのかということをもまず指定管理者側に分析・報告を求め、県側でもその内容は十分に把握検証を行うべきと考える。県としてはその後の指定管理者制度の運営のためにもこのあたりの状況把握並びにその分析検証等を十分に行っていく必要があると考える。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

指定管理業務の実績報告については、警備等業者委託費と園地の維持管理費を別々に報告するように指導する。また、園地の維持管理については、実地検査の際、確認することとしている。指定管理業務の実績報告の支出額については、実績額を報告するように指導し、経費の適正化に努める。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度管理運営業務収支決算書をレビューした結果、委託料、その他の収入 4,335 千円と同額が支出に計上されており、前回監査時と同様であった。

県が委託料・仕様を示して指定管理者を公募し、応募する事業者はその委託料の範囲内で仕様に定められた業務を行うことを求められるという指定管理者制度の下での収支決算書であるため、このような形のものを作成することも理解できる。

ただし、この収支決算書は、管理運営業務にかかる収支の実態を表しているとは言えない。委託料の適正さの検証、指定管理者の管理運営業務の効率化等に資するよう、指定管理者の管理運営業務の収支の実態を表す実績収支決算書も別途作成することが望まれる。

(12) 財団の収支計算書について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

収支計算書の収入内訳から分かるように、委託事業については一部の事業のみが計上されており事実を適正に表示していない。県からの随意契約による事業は指定管理者ぶんを含めて約 19,229 千円あるがその内、委託事業は 7,562 千円だけ計上されており他は事業収入となっており、表示が誤っている。更には収支計算書の末尾に記載しているように平成 18 年度の次期繰越収支差額と平成 19 年度の前期繰越収支差額が一致していない。

計算書類は法人の年間の活動の成果を表すものであり、その作成にあたっては細心の注意が必要である。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

収支計算書の作成にあたっては、専門家の監修を受けているが、今後は細心の注意を払うよう指導する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

(ア) 県が講じた措置等の検証結果

緑化流通センター業務課長に質問するとともに、平成 22 年度の収支計算書をレビューした結果、事業収益の内訳は適切に分類され、公益法人会計基準に基

づき適正に作成されていることを確認した。

(イ) 財務諸表の注記について【監査意見】

財務諸表の「重要な会計方針の注記」にはリース取引の処理方法も記載する必要がある。緑化流通センターはトラックや事務機などに関してリース契約を締結しており、今後その注記を行う必要がある。

(13) 平成 19 年度指定管理料について

① 平成 20 年度の監査結果、監査意見等

緑化流通センターの管理運営に係る契約の期間は当年 4 月～翌年 3 月で、その指定管理料は、5 月、7 月、10 月、1 月の 4 回に分けて支払われるが、決算期が 6 月である緑化流通センターでは、7 月、10 月、1 月、5 月の 4 回分を年度決算期に計上している。

しかし、平成 19 年度（平成 20 年 6 月期）は、7 月に支払われる分を未収計上しており、収支決算書上、収益が 1 回分過大に計上されている。このため、平成 18 年度までとの継続性は失われており、平成 19 年度管理運営業務収支決算書との整合性もとれていない。

② 上記の監査結果、監査意見等に対して県が講じた措置等

指定管理料を管理運営業務収支決算書に未収計上しないように指導する。

③ 団体が講じた措置等に対する今回の監査結果及び意見

平成 22 年度の収支計算書、総勘定元帳をレビューした結果、指定管理料は、収入に基づき適切に計上されており、期間帰属に問題がないことを確認した。

(14) その他、措置状況以外について

(ア) 理事の構成について

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」は、「理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 以下とする。」と定めている。佐賀県造園協同組合と佐賀県山林種苗緑化協同組合は、上記の特定の企業に当たると考えられるが、その関係者（協同組合の理事）はそれぞれ 7 分の 3 を占めており、理事構成は適合していない。公益法人制度改革への対応を機に、構成を見直すことが必要である。